

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和2年3月13日

【開催日】 令和2年3月13日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時45分

【出席委員】

分科会長	吉永美子	副分科会長	山田伸幸
委員	大井淳一朗	委員	水津治
委員	杉本保喜	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	福祉部長	兼本裕子
福祉部次長	川崎浩美	福祉部次長	岩佐清彦
高齢福祉課長	麻野秀明	高齢福祉課課長補佐	河田圭司
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊	高齢福祉課介護保険係長	藤永一徳
障害福祉課長	柏村照美	障害福祉課技監	岡村敦子
障害福祉課障害福祉係長	大坪政通	障害福祉課障害支援係長	岡手優子
社会福祉課課長補佐	増富久之	社会福祉課主査兼生活保護係長	壹岐雅紀
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子幸一郎	子育て支援課課長補佐	別府隆行
子育て支援課子育て支援係長	野村豪	子育て支援課保育係長	野田記代
国保年金課長	梅田智幸	国保年金課課長補佐	石橋啓介
国保年金課主査兼特定健診係長	石井尚子	国保年金課主査兼国保係長	伊藤佳和子
国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵	健康増進課長	尾山貴子
健康増進課課長補佐兼健康管理係長	銭谷憲典	健康増進課主査兼健康増進係長	大海弘美
健康増進課健康増進係長(成人担当)	山本真由実	健康増進課健康増進係長(母子担当)	古谷直美
健康増進課健康増進係長(食育担当)	加藤諭香江	市民部長	城戸信之
市民部次長	藤山雅之	市民生活課主幹	梶間純子
市民生活課課長補佐	山本満康	市民生活課市民生活係長	三浦裕
市民生活課防犯交通係長	石田由記子	市民生活課市民相談係長	三浦陽子
市民生活課人権・男女共同参画室主任	岡野文恵	市民課長	古谷昌章
市民課主幹	藤上尚美	市民課戸籍係長	別府奈緒美
市民課住民係長	岡崎さゆり	環境課長	木村清次郎
環境課主幹	湯浅隆	環境課環境保全係長	縄田誠
環境課生活衛生係長	山根和之	環境調査センター所長	大下賢二

環境衛生センター所長	池田康雄	環境衛生センター課長補佐	川野道男
小野田浄化センター主任	磯部修一		

【事務局出席者】

事務局次長	石田隆	議会事務局主査	島津克則
-------	-----	---------	------

【付議事項】

- 1 議案第11号 令和2年度山陽小野田市一般会計予算について
(民生福祉分科会所管部分)
- 2 議案第44号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第1回)
について(民生福祉分科会所管部分)

午前9時 開会

大井淳一郎分科会長 それでは一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会します。お手元にあります審査日程に従って進めてまいりますので、分科会の運営に御協力をいただきますようお願いいたします。それでは議案第11号一般会計予算と、44号の補正予算第1回ということですが、新年度予算のほうから行きたいと思っております。お手元にあります審査番号1番のうちの審査事業35、36ということで、まずは35から審査事業の説明を受けたいと思っております。

藤山市民部次長兼市民生活課長 資料の163ページ、審査番号35番の空き家等の適正管理の補助事業について御説明します。空き家の管理は所有者自らの責任で行うことが原則ですが、中には、適切な管理が行われていないことにより、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。特に、敷地周辺の道が狭い空き家の場合、売買や賃貸などがされず、除却、新築などの更新が進まないため放置される可能性が高く、今後周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。当該事業は、倒壊又は建築材等の落下のおそれのある老朽危険空家の除却解体を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため、市内にある老朽危険空家等の除却を行う所有者等に対し、所有者等自らが除却する費用の一部を補助する山陽小野田市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度を令和2年度も引き続き実施しよう

するものです。この制度の概要につきましては165ページを御覧ください。対象となる空き家は年間を通して使用実績がない常時無人の状態の木造又は軽量鉄骨造の、主に居住のための老朽危険空家等で、補助金交付対象者は老朽危険空家等の所有者、また相続人もしくは当該空き家が所在する土地の所有者又は相続人としております。対象となる老朽危険空家等の判定については、国土交通省の示す外観目視による住宅の不良度判定の手引を参考に定めている不良度の測定基準表の評点の合計が100点以上のものです。申請があった場合、その空き家が老朽危険空家等に該当するかどうか、周辺へどのような影響があるかについて現地調査を行います。不良度判定調査は建設部の建築職員に行ってもらいよう調整しております。補助金額は補助対象経費、除却に係る費用ですが、この3分の1、上限50万円とし、除却解体工事は市内に本店、支店、営業所、住所等を有する解体業者としております。申請受付期間につきましては、今年度より1か月早め、5月1日から申請受付を開始し、先着順で申請を受け付け、予算額到達次第、受付終了とし、申請に当たっては申請書に必要な書類を添えて提出していただきます。当該制度の周知につきましては、市広報及び市ホームページに掲載するほか、リーフレット等を作成し、市役所及び各出先機関の窓口に設置するほか、宅建協会不動産協会、解体業者等へ送付し、当該制度の周知を図ります。また、管理不適切空家等の所有者への対応をお願いする文書と合わせて、リーフレットを送付し、当該補助制度を活用した除却、解体していただくようお願いしております。なお、先般の補正予算の委員会審議の際、委員から御指摘いただきました業者等への周知についてですが、小野田、山陽の両商工会議所にお願ひし、商工会議所の広報等と併せて、リーフレットを配布していただき、当該制度につきまして、より広く業者さんにしていただくよう周知に努めたいと考えております。以上が制度の主な内容ですが、予算につきましては、今年度の上限額50万円5件交付することとし、資料の164ページの令和2年度にあるとおり、予算書では75ページ、19節負担金補助及び交付金の老朽危険空家等促進住宅促進補助金にあるとおり、250万円を計上しております。また、令和2年度より、当該事業の実施に当たり国の補助金を活用します。予算書の36、37ページを御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金の社会資本整備総合交付金にあるとおり、歳出の当該事業費の5分の2、100万円を特定財源として歳入計上しております。これは国において、社会資本

整備総合交付金の基幹事業である空家再生等推進事業として、空き家の除却や活用について、住民に支援を行う地方公共団体に対し補助制度を設けておりますので、これを活用するものです。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 これについては、皆さん補正予算である程度審議しておりますが、その後の周知の状況について、次長から報告があったところですが、それを踏まえて皆さんのほうから質疑を受けたいと思います。

矢田松夫委員 今、委員長から言われて、減額をされたというのが前回の補正なんですけど、また同じてつを踏まないように、例えば制度の周知を、これが足らなかったというのが大きな原因だったというふうに思いますので、今年度新たに付け加える周知の方法というのが、これ以外にありましたか。目玉をお願いします。

山本市民生活課課長補佐 先ほど次長から説明ありましたとおり、商工労働課を通じて小野田、山陽の両商工会議所に調整をしていただいているところなんですけれども、両商工会議所に所属されております業者さんに、両商工会議所の会報等を配布する際、それに合わせてリーフレットを同封していただいて、市内の業者さん全てに周知できるように調整を図っているところです。

松尾数則委員 特定空家の数は市内に何件ぐらいあるんでしょうか。

山本市民生活課課長補佐 特定空家に認定したものはまだありません。

松尾数則委員 庁内の建築関係の人に判定をしてもらうということなんですけど、そうでなくても建築士の数が少ないんで、できれば建築士会にお願いするとか、そういう方向も考えていくというのはないんでしょうか。

山本市民生活課課長補佐 この事業につきましては、年間5件程度としており、わざわざ委託費を払って外部に委託するということまでは考えておりません。この事業の審査に当たっては、前回お示しした資料なんですけれども、100点を超えるか超えないかという判断ですので、外観目視によって、建設部の建築士に、時間としては大体30分程度で終わるもの

ですので、同行していただいて、検査をしていただくように調整しております。

松尾数則委員 特定空家の判定は外観だけでよかったのか。税金の問題とか、そういうことは基本的には関係ないんですか。

山本市民生活課課長補佐 この老朽危険空家の除却制度については特定空家うんぬんに関係なく、老朽危険空家、住むことが困難な空き家の所有者、相続人等に申請していただいて、その解体費用、除却費用を補助するものですので、関係ないと考えております。

松尾数則委員 分かりました。ただ、ここにあるように、関係者の承諾をもらわないといけない。例えば、遺産相続の関係者から承諾をもらうとなると、例えば、付近に住んでいる方も随分いらっしゃると思いますし、結構裁判問題とかいろいろあるような気がする。これ1年の間に片が付く問題か、その辺のところはどう考えているんですか。

山本市民生活課課長補佐 当然財産の処分ですので、その所有権、相続権のある方全員の同意を求めています。それについては申請者のほうで調整をしていただきまして、申請書類等でこちらを確認するようにしております。

河崎平男委員 この事業の申請というか、5月1日からも申請を受け付けるということではありますが、国の補助制度に乗ろうということではありますが、そうしたら、いつ頃申請して、いつ頃交付決定等が下りるんですか。

山本市民生活課課長補佐 交付決定の時期とちょっとはつきりとは分かっていないんですけども、前年度の段階で事前要望を出してございまして、恐らく5月か6月ぐらいに申請をして、11月か12月頃に社会資本整備総合交付金については、何らかの知らせが来ると聞いております。

河崎平男委員 163ページですが、右端のところに評価がありますよね。最後のところ、空き家を除去するようというんだらうけど、こんな難しい字を市民に理解やら、簡単な、明瞭な言葉の表現はできないんですか。誰が読んでも分からんですよ、市民の方は。

藤山市民部次長兼市民生活課長 御指摘いただきましたので、今後、気をつけます。

河崎平男委員 周知方法の中で、自治会長等は周知しないんですか。

山本市民生活課課長補佐 自治会長の所有のものがあれば当然なんですけども、自治会長個別にということは考えておりません。

大井淳一郎分科会長 固定資産の評価証明、通知書を送るときに、空き家のことも入れていたんですが、そういうところで周知はしているんですか。空き家はありませんかとか、大きさにもよるんですけど、ああいうところを使って、今の周知をするということができないかなと思ったんですが。

藤山市民部次長兼市民生活課長 何年か前の手持ちにあるんですけども、以前、納税通知書のときに送ったということがあります。毎年というのはなかなか。税務課と調整が図られれば対応したいと思います。

吉永美子委員 聞き逃したんじゃないかと思うんですけども、空家再生等推進事業ということで、国からの支出金を100万円充てるということですが、これは令和2年度から始まることなんでしょうか。それと、いつまでの予定があるのかということが分かれば教えてください。

山本市民生活課課長補佐 令和2年度からといいますか、令和2年度で要望を出しているところです。

吉永美子委員長 要は、あるけど、令和元年度はしなかったのかというところを含めて、いつまでこれはある予定なのかということです。

山本市民生活課課長補佐 令和元年度につきましては、前年度の5月、6月に事前要望を出しておく必要があったことから、令和元年度については平成30年度の5月、6月の段階で、まだこの制度を固めておりませんので、要望することができませんでした。したがって、今年度は活用ができておりません。令和2年度については今、要望を出しておりますので活用したいと考えておりました、令和3年度以降につきましても引き続

きこの事業をするに当たっては、活用したいと考えております。

吉永美子委員 逆に国から何年間ですという、まだ示しはないということでしょうかという事ですね。

山本市民生活課課長補佐 はい。そうです。

大井淳一郎分科会長 そのほか、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではこの事業については以上とします。それでは続きましてコンビニ交付事業の説明を求めます。

古谷市民課長 審査事業36号、証明書コンビニ交付事業について説明させていただきます。お手元資料の167ページ事務事業調書ですが、令和2年2月25日証明書のコンビニ交付を開始していますので、別紙資料「証明書のコンビニ交付サービス開始に係る経過概要」で、これまでの経過概要を説明させていただきます。資料1を御覧ください。令和元年5月20日にコンビニ交付に関する基本方針を決定しておりますが、この基本方針の中で、交付する証明書の種類や手数料を決定しております。6月21日には証明書のコンビニ交付サービスを開始するために本市既設の住基系システム及び戸籍システムと連携したコンビニ交付システム構築に係る仕様を決定しました。7月8日に本市住基システム設置業者である株式会社サンネットと「山陽小野田市証明書コンビニ交付システム構築業務委託契約」を、戸籍システム設置業者である日本電気株式会社山口支店と「戸籍システムコンビニ交付対応業務委託契約」をそれぞれ締結しております。7月12日、コンビニ交付を実施するために、地方公共団体システム機構へ参加申込書を提出しております。7月の契約後から令和2年2月にかけて、コンビニ交付システム構築業務については株式会社サンネットが設計、構築、開発、導入を、戸籍システムコンビニ対応業務については日本電気株式会社山口支店が行ってまいりました。12月26日、地方公共団体システム機構へ証明書等自動交付サービス契約約款合意書を提出しております。内容は利用期間を令和2年2月25日から令和2年3月31日までとし、令和2年4月1日以降については別途改めて契約約款合意書を提出することとする内容です。令和2年1月21日付で地方公共団体システム機構から証明書等自動交付サービス契約約款合意承諾書を受領し、令和2年2月25日に証明書等

自動交付サービスを開始することの承諾を得ました。コンビニ交付実施までには地方公共団体のシステムやネットワークの動作確認を行う必要があり、12月25日に本市庁内のシステム環境で、地方公共団体システム機構から提供された事前ツールを利用して、本市が構築した証明書発行サーバの動作確認を行う工程1試験を行い、問題がないことを確認しました。令和2年1月21日には、地方公共団体システム機構の証明書交付センターでの試験が必要であり、本市職員2名が東京に赴き工程2試験を実施しております。試験内容は本市の証明書発行サーバと証明書交付センターとのシステムがL G W A N回線経由で接続され、機能面及び性能面の試験を行い、問題がないことを確認しております。工程2試験で問題がないことを確認した翌日の1月22日に工程3試験を実施しております。試験内容は、証明書交付センターに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）でL G W A N回線を経由して本市の証明書発行サーバから証明書が交付でき、印刷した証明書を確認するもので、問題がないことを確認しております。2月12日の業務運用試験は、地方公共団体システム機構と本市の連絡体制の確認です。障害発生を想定したシナリオで、障害発生状況や原因特定その対応等を電話やメールを使用して連絡体制に問題がないことを確認しております。2月13日は市内のコンビニエンスストア3店舗のキオスク端末（マルチコピー機）を使用し各種証明書を発行し、発行した証明書に異常がないことを確認しております。各試験が終了した都度、試験結果は地方公共団体システム機構へ結果報告しており、これらの試験については、委託業者の支援を受け行っております。以上、業務委託契約、システム構築、その後の試験を経て2月25日に証明書のコンビニ交付開始となりました。資料2は2月25日にコンビニ交付で取得した住民票の写しのコピーですが、複写であることの表示が出ております。表面は個人情報関係で修正しております。また、裏面も修正しておりますが、裏面下に示してあるインターネットのサイトへ、スキャンした裏面の画像データを送付することで、住民票表面の画像が確認できるため修正しております。2月の実績ですが実店舗試験等の確認のために交付した証明書を除く実質的な実績では、住民票が2件2枚、印鑑登録証明書が3件4枚、課税所得証明書が1件1枚、また、山陽小野田市が本籍であるが市外在住のためコンビニ交付で、戸籍を交付するための利用者登録が3件となっております。次に令和2年度の予算についての説明に入らせていただきます。お手元資料168ページを御覧いただけますでしょうか、令和2年度はコンビ

ニ交付サービスを継続するための保守料及び地方公共団体システム機構（J-LIS）への交付金が主なものとなります。電算機保守委託料として462万円、これはコンビニ交付システムのハードウェア等の保守料で月35万円の12か月分と消費税となります。電算ソフトウェア保守委託料はコンビニ交付システム及び戸籍システムのソフトウェアに係る保守料です。手数料は支払手数料ですが、これは受取手数料から地方公共団体システム機構がコンビニ事業者に代わって1件につき117円を差し引く額を基に計上しています。J-LIS交付金はコンビニ交付参加団体の人口に応じて運営費負担金額が決められており人口5万人以上15万人未満の市は税込みで年額272万8,000円となっております。169ページコンビニ交付についてですが、2のコンビニ交付実施団体の状況ですが、県内11団体となっておりますが、周防大島町が令和元年10月1日から、本市が令和2年2月25日から証明書のコンビニ交付サービスを開始しております。次の170ページは先ほど説明いたしました、保守料、手数料、運営費負担金の補足説明であります。説明は以上です、御審議よろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 コンビニ交付事業について説明を受けましたが、皆さんから質疑を受けたいと思います。

杉本保喜委員 先ほど実績を述べられましたけれども、いわゆる遠隔地からの利用というのは、どういう状況ですか。

古谷市民課長 そこまでは把握できておりませんが、コンビニ交付を始める前に電話等で、山陽小野田市のコンビニ交付はいつ頃始まるのかとか、窓口に来られた方で、たまたま今回遠隔地からこっちに帰省してきて、戸籍を取っているが、いつ頃始まるんでしょうかという問合せは、ポツポツとありました。やはり、全国的にコンビニ交付を各市区町村が行っておりますので、そういうところにおられる方はコンビニ交付が身近な行政サービスというふうに認識しておられるのかなと感じました。

矢田松夫委員 先ほどの空き家じゃないんですけど、周知ですよ。市の広報を1枚使って周知されたんですけど、今後どういうふうにされていくのか。これはマイナンバーカードに比例するというか、マイナンバーカードの保持者を増やしていくと同時に、コンビニを増やしていくという同

時進行というか、非常に大事なものですので、是非今後の周知を。もう一つはコンビニと言いながら、市内で2店舗が看板を外すということになったんですよね。そういうことの状況もあって、目標値を決めていないんだけど、その目標値に行くためにはどうするのか、周知、宣伝を含めてお答え願いたいと思います。

古谷市民課長 行政サービスを開始しましたが、住民の方がそれを認識していないと、せっかくの行政サービスを利用していただけないという状況になります。市民課だけでなくやっておりますのが、チラシをお配りしております、窓口に来られた方が対象ですが。チラシにつきましては市民課だけでなく山陽総合事務所の市民窓口課、南支所、埴生支所、そして公園通出張所、厚陽出張所に御協力をいただいて、チラシを置いたり、あるいは配っていただいたりということをしていただいております。また、マイナンバーカードの交付と非常に関連する事業ですので、マイナンバーカードが普及しないと利用者も増えないという状況にあると思います。その点につきましては、申請支援などを通して、マイナンバーカードを持ちやすい環境といいますか、申請しやすい環境を構築していく必要があると認識しております。その際には、今配っているチラシを加工して、マイナンバー取得についてとか、そういうような情報を盛り込むとかして、対応させていただきたいと思います。それとコンビニ店舗ですけど、実際計画するとき、実際市内に何店舗あるのだろうということが気になって、以外とできるのも早いけど、撤収されるのも早いという面もあるんですね。実際今何店舗というのは、大体市内では30店舗前後だろうというのは把握している状況です。それと、コンビニだけでなく、厚狭では丸久、小野田ではアルク、そちらにもキオスク端末を置いていますので、ちょっと本社のほうに問合せしたところ、置いてありますよということを知っております。私も行って見て、置いてあるのを確認しておりますので、コンビニのみならず、スーパーにもマルチコピー機を置いている店舗がありますので、そういう意味で言葉として使っているのが、コンビニエンスストア等という表現で扱っております。それはスーパーさんとか、全国的にはドラッグストアさんもやっているところもあるようです。いろいろ取り組んでおられる店舗は増えてきつつあるのではないかと考えております。

杉本保喜委員 お話を聞くと、いわゆる利用者側のほうから見ると、どこまで

が、自分の近くにあるかなというのがちょっと分かりにくいと思うんですよね。そうすると、チラシにもその辺の親切さが非常に要求されると思うんですよ。それと、2年の2月13日にコンビニ3店舗で実証試験をしたということなんですけど、これは確実に使えるということが行政側も分かっているということなんですよね。だから、これを中心にどういふところが使えますよということをやっぱり親切に知らせる必要があると思うんですよね。それから、商工会議所のほうにも協力を願うということであればなおさら、その辺りのところは、どこが使えるんですよということをおっしゃってくださいますかということも、必要だと思うんですよね。だから、チラシのあり方というのは、その辺のところをよく検討されて、やるほうが良いと思うんですけど、その辺りいかがですか。

古谷市民課長 まず、チラシのあり方ですが、チラシにはサービスが利用できる店舗、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートとか、具体的な名前を挙げております。また、取得できる証明書、それに必要な手数料、利用時間、そういうものを明記させていただいております。

杉本保喜委員 いろいろ説明を受けた中で、ドラッグストアも使えそうだというような意見が何件か出ましたですよね。その辺りのところも、今あなたが言われる等の中にどういう形で入るのかなというような疑問もちょっとあったんですよね。

古谷市民課長 ドラッグストアまではちょっと、見る限りこの辺のドラッグストアはまだそこまでいってなくて、先ほど申しあげました丸久グループの店舗でできるというのも、一応チラシのほうには、どこで利用できるというお知らせというのが、具体的に地図で示せばより分かりやすいんじゃないかと、ちょっとまだそこまでは至っていません。

城戸市民部長 市内を対象にすればそういうことなんですけども、このコンビニ交付事業というのは全国のコンビニエンスストア、このマルチコピー機が置いてある店舗で利用可能ですので、市民の方に対してはそういった情報で、そのコピー機があれば利用できますというふうな形ではチラシ等で周知していきたいとは思っております。具体的な店舗を出していくのはちょっと難しいかなと思います。

吉永美子委員 以前課長に防府市のチラシ、とにかく封筒は無料で業者に作っていただいているわけですね。あの中に住民票とかを入れたときに入っているということで、しつこいぐらいにしていくということがまず最初、大事かなというふうに思っているんですけども、2点お聞きしたいのが、ポスターというのは作っておられるかということが1点。それともう一つは、国がポイント制度というのを始めるような情報があったように記憶しているんですが、今のその状況ですね。これが始まると、かなりマイナンバーカードを作る人が増えると思うんですけど、この2点をお答えいただけますか。

古谷市民課長 ポスターについてはまだ作っておりません。ちょっと後手に回っております。それとポイント制度についてですが、ポイント制度のシステムをちょっとこちらでも理解していなくて、申請支援まではこちらでできますが、その後のポイント制度のポイントの利用の仕方とか、そこまではちょっとまだ、また、それはどこが主管となってやっていくのかというのは、まだはっきりした方向性というのが見えていないのが現状です。

吉永美子委員 やはり情報が入ってくれば、またこの委員会にも、これからいろんな情報が出てくると思うんですよ。国が主体となってポイント制度を始めるといって、市町村じゃなくて。それははっきりしているじゃないですか。具体的なものが出たらお知らせいただきたいなと思ってはいますけども、現在のマイナンバーカードの保持者、持っておられる人数というか、それと2月25日から始まって1か月もたっていないから、言えないところはありますけど、始まってからマイナンバーカードを作られる方のこれまでの動きというのと、変化があったのかどうかお聞かせください。

古谷市民課長 マイナンバーカードの交付率ですが、2月末現在で人数にして7,734名、12.2%の状況です。交付状況ですが、令和2年2月末現在で、これまで1,005枚の交付をしております。平成30年度の交付枚数が673枚で、去年はちょっと低調だったんですけども、今年度はやはり保険証として利用するとか、そういう動きがありまして、これは県内も総じて大体活発なといいますか、去年に比べて伸びているような状況です。そして、2月までの実績を先ほど説明させていただき

ましたけども、3月の交付実績というのが、昨日までの3月12日の実績も朝調べまして、3月は住民票が10件10枚、印鑑証明が7件中11枚、戸籍が5件5枚、始まってから大体通算で33枚程度出ている状況です。

大井淳一郎分科会長 それはコンビニですか、全部で33枚。

古谷市民課長 はい。

吉永美子委員 最後に何が聞きたかったかというのと、2月25日に始まって、やっぱり始まる前から情報も得ていたりされていたでしょうから、その流れがいつもよりも伸びがちょっと大きかったのですかということで、それはあったということでしょうか。

古谷市民課長 マイナンバーカードの伸びには、そこまで影響はないんじゃないかと思います。まだまだこれからだと思います。これは私の主観的なものになるんですけど、どちらかという保険証利用とか、国がそちらのほうへかなり注力しておりますので、それとあわせて、マイナンバーカードを持っても利用する機会ないよねと、今までだったら、山陽小野田市内の方、そういう状況だったと思いますが、持てば、まずは証明書についてはコンビニで取れるよねと。マイナンバーカードを持つことでの利便性が上がると持とうという動機につながるのではないかと考えております。

松尾数則委員 いろいろ言われているんですが、当然こういうシステムを入れたときに、個人情報の流出が一番気になるところですよ。山陽小野田市のメインコンピューターの中にそういったデータがあると思うんですが、今の流れからすると、恐らくクラウドになっているんだと思うんですけど、そういうデータ、地方公共団体情報システムのほうには当然行っていると思うんですが、例えばサンネット、NECさんを含めて、その辺の情報の漏れがないような契約とか、当然そういうところもちゃんと済んでいるのか。

古谷市民課長 こういうシステム関係の契約をするときには個人情報、あるいは特定個人情報の取扱いについて、特記事項として契約しておりますの

で、そういうものはない状況です。またこのコンビニ交付システムですが、回線がL G W A N回線、専用回線を使っておりますので、通常回線よりセキュリティーはかなり高められておりますので、セキュリティーに対しましては国も非常に神経を使っているところです。

松尾数則委員 最後になんか確認書をしておきたいんですが、コピーの複写と出るやつですね。キオスクのプリンターの性能によるわけじゃないよね。必ずこれは、これをすると複写と出るわけですね。

古谷市民課長 それはもう間違いなく出ます。地方公共団体システム機構が仕様を決めておりますので、その仕様にのっとった状況で出るようにしています。そうしないとコンビニ本社というか、事業者もJ-LISとの契約ができない状態になっておりますので、どのマルチコピーでも、こういう複写とか、改ざん防止の状況で印刷ができるようになっております。

松尾数則委員 それを聞いたのは、今いろいろとそういうデータの改ざんというのでできるプリンターなんかもあるんじゃないかなと思って質問したんですが、それはあり得ない話だったんですね。

古谷市民課長 あり得ないと信じております。

河崎平男委員 事務事業調書の168ページですが、予算支出の根拠となる法律等は何もないんですが、それで支出できるんですか。何とかの法律とかあるんじゃないの。市長が特に認めたものとかいうことか。国の法律とかあるんじゃないの。

古谷市民課長 法律はどうかと言われるとあれなんですけど、強制的にコンビニ交付に参加するものでなくて、あくまでも地方公共団体システム機構がそういうインフラを整備して、それに参加するかしないかは、市の独自の判断という考え方で参加しておりますので、特定の法律といいますと、ちょっとそこまでは。

古川副市長 ここの表記は基本的な法律、条例に基づくものやいろんな指針に基づき支出根拠があるかないかということで、ほかの事業につきましても、法律の根拠なり、条例規則の根拠を記入しています。あえて記入す

るならば、令和元年5月20日にコンビニ交付に関する基本方針というのを決定しております。その指針に基づいて先ほど、市民課長が説明したような流れで、制度を導入しております。それに基づいてということで御理解ください。

大井淳一郎分科会長 ついでなので聞きますが、31年度まで特別交付税が措置されるということで、現在のところは財源内訳にはないんですが、実際総事業費の2分の1というのは入ってくるのかという点と、いつぐらに入ってくるのか、もう入ってきたのかについて。

古谷市民課長 交付税措置なので、いつとかということは把握しておりません。

大井淳一郎分科会長 入ってくるのは間違いないということですね。

古谷市民課長 それは間違いなく、国が普及させるために特別交付税という形を取っておりますので。

水津治副分科会長 169ページにあります手数料ですね。これは利用者が負担されるお金と思うんですが、これの収入が財源のほうに、件数的には大きなお金じゃないと思うんですが、全くみてないということではないですか。

古谷市民課長 この手数料はこちらが払う手数料で、証明書によって変わってくるんですが、住民票など200円のものに関しましては、117円が引かれた残りの83円ですか。それでは戸籍は450円ですから、450円から117円を引いたものが市の収入となります。件数的には今、月50枚程度を見込んでおりますから、その種類までは細かく計算してないんですが、すいません169ページですか。168ページと勘違いしました。件数的にそう多くないですから、歳入には一緒に、コンビニ交付として何枚とか、そういうような捉え方はしておりません。

水津治副分科会長 総事業費として900万から1,000万ですね。人件費にすると二人分、三人分の金額に相当するんですが、こういった市民サービスが向上してくるということはいいことなんですが、これによって、窓口業務も簡素化される、いわゆる人件費の削減につながるということ

は、将来的にこのマイナンバーが普及することによって、そういったことまで考えておられるかどうかお尋ねしたいんですが。

古谷市民課長 将来的、それが何年先になるかまでは考えておりません。また大きい都市なんかでは、やはり、窓口からそういうものに流れを作るために、あえてコンビニ交付を安くしているというところもあるようですが、当面は現状のままで、ただ単に証明書を取りに来る人にとっては、込んでいるところよりは、すぐ取れるほうがいいですよというサービスでありまして、窓口のサービスというのが、ただ単に言われた証明書を発行するだけでなく、いろいろ相談事も受けながらやっておりますので、これによって人を削減するとかという問題とは切り離して考えたいなと思っております。

大井淳一郎分科会長 よろしいですね、この事業は。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上とします。それでは審査番号の1番の続きに行きましょう。審査事業については終わりましたので、68ページから75ページの範囲で聞いてください。

杉本保喜委員 71ページの空家対策協議会の委員が、去年は9人だったと思うんですけど、今回5人になっているんですけど、何か理由があるんですか。

山本市民生活課課長補佐 市長、消防、警察、法務局の方とか報酬の必要のない方をのぞきました。

藤山市民部次長兼市民生活課長 委員の人数は変わらないんですけども、報酬として支払う人数だけ挙げたということで御理解ください。

大井淳一郎分科会長 この空家対策協議会、最近余り動いてないような気がするんですが、現在の状況とこれからどうなっていくのかについて。

藤山市民部次長兼市民生活課長 市の空家対策協議会ですけども、やはり役目としましては市の施策について意見、協議する場、あと特定空家の認定に向け協議する場というふうな認識をしており、今年度につきましては開催しておりません。理由については、簡単に言えば協議会を開く準備

ができていなかったということです。いろいろ理由があるんですけども、来年度、予算も挙げさせていただきました。各種施策も充実させていただいておりますので、来年度しっかり取り組んでいきたいなというふうに考えております。

大井淳一郎分科会長 協議会は特定空家を認定して、場合によっては代執行というところに持っていくためには不可欠な協議会ですので、活動をしっかりしていただければと思います。

吉永美子委員 73ページの13節委託料の調査委託料という中で空き家除去に関するものが入っているんですね。121万7,000円というのはどうでしたっけ。空き家除去の分の全てでしたっけ。ほかが入っているんですでしたっけ。増減があれば教えてください。

山本市民生活課課長補佐 昨年同様に特定空家等の認定の調査の委託料。それから、来年度から新たに所有者調査のために、司法書士会等に調査委託を考えておまして、それを計上しております。

吉永美子委員 121万7,000円全てが空き家の関係ということですか。

山本市民生活課課長補佐 そのとおりで、特定空家等の認定調査が101万7,000円。それから、所有者等の調査につきましては枠取りなんですけれども、20万円計上しております。

矢田松夫委員 昨年と全く同じ金額で空き家の安全対策、安全措置委託料。これはどういうふうに使われるのかお答え願えますか。

山本市民生活課課長補佐 緊急安全措置をせざるを得なくなった場合に、業者等へ委託して措置していただく場合の枠取り予算として50万円計上しております。

大井淳一郎分科会長 これの委託先、緊急安全措置だから急がなきゃいけない一方、既に業者さんを決めていたら、それはそれで問題なんですけど、この辺の手続はどう考えておられますか。

山本市民生活課課長補佐 実際そのときになってみないと何とも言えないですが、こういった内容を委託するかによって、業者さんも変わってくると思います。

大井淳一郎分科会長 そうでしょうけど、やはり緊急安全措置を発動するということはそれだけ急ぐということですから、入札にせよ、随契というのはどうかなと思うんですけど、その辺を想定した上で手続をやっておかないといけないと思うんですが、いかがですかね。緊急安全措置ですからね。性質上急ぐものだと思うんですが。

藤山市民部次長兼市民生活課長 平成30年度に1件ございまして、緊急性を要するわけですので、随契でやらせていただきました。緊急度合いにもよりますけども、財産とか生命に関わるものを除外することを第一義として、対応については考えていきたいと思います。随契にするか入札するかということは、その時々によって対応を考えていきたいと思います。

杉本保喜委員 73ページ、地域交流イベント委託料4万というのがあるんですが、これは、今回のこの空き家対策なんかに関連するものなんですか。

山本市民生活課課長補佐 空き家とは関係ありません。

大井淳一郎分科会長 そのほか、75ページまでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）80ページと81ページになります。広聴のみ。

矢田松夫委員 81ページの13節の法律相談委託料52万8,000円、これについては目標というんじゃないんですけど、大体どれぐらいの件数でやられるのか。昨年より多く見積もっているのかどうなのか。

三浦市民生活課市民相談係長 金額につきましては月額4万円ということで、前年度と同じです。消費税分のみ増額しております。

大井淳一郎分科会長 そのほか。よろしいですか。80、81広聴はいいですね。それでは88から91です。交通安全とか支所とか、支所の方もおられますので。もう条例の話はなしで。

矢田松夫委員 89ページの委託料なのですが、警備委託料は全て機械警備ということで理解していいんですか。

伊與木埴生支所主幹 そのとおりです。

矢田松夫委員 今度新しく埴生の支所が、複合施設というふうに言うてはいけないということなのですが、仮称複合施設になるんですが、そこはどうかされるんですか。機械警備にされるのか、あるいは人的警備なのかお答えをお願いします。

伊與木埴生支所主幹 全館機械警備というふうに聞いています。

大井淳一郎分科会長 そのほか、よろしいですか。それでは、次が94から99。

矢田松夫委員 91ページの報償金なのですが、全く昨年と同じ金額なのですが、交通指導員は数が足りないという上に立って、同じ金額というのはどうなんでしょうか。今年は定数に持っていくという強い表れの下で、昨年と同じ金額を示したと取っていいんですか。

石田市民生活課防犯交通係長 交通指導員ですが、現在予算は29名で予定しております。現在24名おりました、そのうち2名は昨年新たになっていただいた方がいらっしゃいます。今後も、指導員さんとして良い方がいらっしゃいましたら、新たになっていただこうと思っておりますので、29名として予算を挙げさせていただきました。

藤山市民部次長兼市民生活課長 補足ですけども、やはり交通対策において、指導員さんの力も過分にありまして、是非少しでも多くの方になっていただきたいということで、機会あるごとに声掛けをさせていただいて、その結果少しずつですが増えております。これからもそういう機を見て、声掛けして、少しでも定員に達するように努力していきたいと思っております。

矢田松夫委員 私がここで、こういう話をしてはいけないんですが、やっぱり小野田地区と山陽地区の交通立哨の1週間の回数が全然違うんですね。

そういうところを見ると、合併当時に小野田に合わせるということで、毎月1日と15日だけに立哨すればいいですよという方針でいけばいいんですけど、ずっと毎週月曜から金曜まで立っている山陽地区の人を考えると、何らかの報償金で差を付けるというふうに、私は言いたくないんですけど、やっぱりそういうことも考えられるのか、あるいは、合併当時の覚書のように、1日と15日だけでいいですよと、大変ですからというふうに、あくまでも交通指導員に任せるのか、あるいは、執行部のほうで統一されるのか。そういうことを少し考えてみたらどうなのかというふうに、言いにくいんですけど言いました。

藤山市民部次長兼市民生活課長 報償費ですので謝礼という形になります。年間通じての謝礼ということですので、年間何日だったから、金額をどれぐらいにするかというのはなかなか考えにくく、難しいかと思います。ただ、1日、15日とお願いしておりまして、山陽地区については特に子どもたちのことを思って立哨していただいて、本当に感謝しているところなんですけど、なかなか差を付けるというのは、今のところは難しいと感じており、検討していません。

大井淳一郎分科会長 小野田も毎日立っている方もいらっしゃいますよね。

藤山市民部次長兼市民生活課長 立っている方もいらっしゃいます。

大井淳一郎分科会長 交通安全まではよろしいですね。それでは94から99になります。ページを示してください。

矢田松夫委員 95ページの蛍飼育管理助成金、去年、蛍の飼育数4,000匹で、どういうふうに数えたか分らんが、また同じ定額で出ているんですが、これはどうなんですか。毎年、毎年、この委員会で入れ替わり、立ち代わり委員が言いよるんですが、実際これが必要かどうか。どうなんですか。

三浦市民生活課市民生活係長 こちらについては蛍の飼育のためだけの、放流のためだけの費用というよりは、全体の維持管理、また、蛍を通じた地域活動等の補助金として支出しておりますので、一概に放流の数が多い少ないというところでの金額の変更ということは考えておりません。

藤山市民部次長兼市民生活課長 昨年も同じようなことをしゃべったかもしれませんが、お世話されている方と話しました。天候によって多かったり少なかったりするようです。ただ、目的は有帆地域を盛り上げるためにやっつけらっしゃるということで、放流数が少ないから、多いからということで、そこを変えるということは難しいというふうに考えております。

吉永美子委員 中学生の海外派遣なんですけど、これは令和2年度も8名ということでよろしいですね。それと、壮行会、また帰ってからの報告会に両方出席させていただいて、本当に行くときと帰ってきたときでは、顔自体が違って、私も本当にすばらしい事業なんだなということを改めて思わせていただいて、感謝しています。今回はたまたまでしょうけど、男の子が1名だったということで、この辺というのは、バランスというのは特に考えなくてもいい事業と思ってよろしいですか。

三浦市民生活課市民生活係長 令和2年度も派遣生徒は8名、引率者2名ということで、変更はありません。男女のバランスですが、そこは特に考慮することは考えておりません。

吉永美子委員 考えていないと言われるんじゃないかと、考慮しなくても大丈夫と思っていいですよというふうに申し上げました。

三浦市民生活課市民生活係長 選考により選抜しておりますので、性別による差を付けてはおりません。

藤山市民部次長兼市民生活課長 学校のほうから上がってくる生徒、昨年度は女性が多かったことで、その中で選考したということです。もちろん、男性が一人でも、元気に生き生きとして帰ってきましたので、特に配慮する必要はないというふうに考えております。

矢田松夫委員 追跡調査をされるというふうに言われているんですけど、今年はそれが出るかどうか。それから、昨年度行かれた方が公民館祭りで司会をされて、その成果を皆が英語でしゃべって、年齢別に、最初来るのは若い人。だんだん遅くなって、高齢者が来て、それも全部英語で言わ

れて、非常に皆さん方が感銘したというんかね、厚狭中学校の女性の生徒ですけどね。司会していただいて、すごい成果だと思うんですよ。そういうところはいいんですが、そういう人がどういうふうにして、今まで行った人がどういうふうになっているのか。例えば、山陽小野田市に在住しているのか。どっかに行っていないのか。追跡調査は9月の決算の中で出していただきたい。どうなんですか。

三浦市民生活課市民生活係長 追跡調査は平成30年度の末、2019年2月にアンケート調査という形で、これまで行かれた派遣生徒の平成15年から28年までに行かれた、その当時の生徒の皆さん、合計77名の方にアンケートを送っております。その結果、回答が37名の方から回答を頂いておりますので、また、その集計結果等につきましてはホームページでも報告したいと思いますし、委員会の場でも御回答というか、お示しできればと考えております。

杉本保喜委員 95ページのふるさと推進事業費なんですけど、今年も変わらずにふるさとづくり協議会の補助金等、変わらないんですけど、今回の市長の重点プロジェクトの中にも、にぎわい活力地域資源活用プロジェクトというようなのがあって、地域の特性を生かしたまちへというふうにうたっているわけですよ。にぎわいを創出しようということなんですけど、ふるさとづくりも一生懸命頑張っているんですけど、消費税が上がり、いろんな形で苦勞しているわけですよ。そういうところを含めて、今回のスマイルシティ山陽小野田というものを掲げて、具体的な形として、これを少し底上げしようかなという話が出なかったのかどうかということをお尋ねします。

藤山市民部次長兼市民生活課長 結論から申しますと、協議しておりません。市長が地域で課題解決に向けたというところの仕組みを、これから考えていくということもございますから、今後そういった議論は出てくるかもしれませんが、今年度の予算を措置する上で協議は、今回はしておりません。

吉永美子委員 97ページの男女共同参画推進業務というところで、男女共同参画の日でしたか、女性の日の名前を変えてやっていただいておりますが、今年度と来年度で消耗品費が倍以上に伸びて、印刷製本費を減らす

ということは、何か男女共同参画を進めるに当たって取組がちょっと変わるんですか。

梶間市民生活課主幹 消耗品費が上がったというのは、今年度、印刷製本費で啓発物品の予算化をしていたんですけれども、それを消耗品費のほうで実際は支出するという形になりましたので、来年度も同じような形で、啓発物品は印刷製本費というより消耗品費ということで、それを振り替えた形になっております。

矢田松夫委員 99ページの防犯灯ですが、今年度は予算が残って、追加の募集をされたと思うんですが、また同じ金額で今回出されている。そういった状況の中で、申請が足りているのか、足りていないのか。結果として、追加をしなければいけなかった今年を踏まえて、また同額を出されたのはどういうことなんですか。

石田市民生活課防犯交通係長 防犯外灯の申請ですが、自治会から頂きました申請書に対して補助金を交付しております。今年度は防犯外灯の申請、LED灯化促進分の灯数が目標値まで達しませんでした。申請期間を延ばすなどして、申請件数が多くなるようにしたいと思っておりますし、また4月に自治会に対しまして防犯外灯の灯数の調査をしたいと思っております。その結果等も見まして、LED灯か蛍光灯を確認しまして、状況を聞いていきたいと思っております。

藤山市民部次長兼市民生活課長 補足なんですけども、防犯外灯の補助金につきましては、地域の安心安全に関わる大事な事業と思っております。ですから、今LEDの普及率70%ということで、やはり少しでもこれを上げようという思いがうちのほうにあります。それで今回、昨年度と同額の予算を計上させていただいたところですが、補正のときにもお話しさせていただいたと思うんですが、自治会によって整備の仕方、考え方があります。計画的にやるとか、前倒しでやったとか、いろいろありますので、アンケートで実態を調査した上で、令和3年度に引き続き同額でやるのかどうかについては、検討していきたいなというふうに考えております。

矢田松夫委員 当初予算より200万円残ったという中で、追加募集をされた

ということは、まだ需要があるということで、新年度も同じ金額を提示されたというふうに理解していいんですか。

藤山市民部次長兼市民生活課長 追加の声もありますし、結果的に減額補正をしたところですが、LEDの交換も出てくるかもしれません。それも含めて、追加分の声も寄せられていますので、同額で予算を計上したところでは。

矢田松夫委員 申請の範囲、申請の許可というか、申請の条件を緩めることによって、防犯灯の設置の要望が多くなるということは考えていないんですか。例えば、中山間地域を含めて、例えば、間隔25メートルあけてという条件があるんですが、それに引っ掛かって出しづらいところもあるんですが、申請するときの条件緩和とかを今年は考えて、防犯灯の普及をしていくという考えはないんですか。

藤山市民部次長兼市民生活課長 これについては全市的に均衡の取れた外灯の設置というところで、どの自治会にも広く行き渡るということが第一義だと思います。ただ、議員がおっしゃるように不用額が出てまいりましたので、ハードルを下げることでもっと普及に努めるのか、もしくは同じ基準で今後もやっていくのかというのは課内でも議論をしていきたいと思っていますので、もう少しお時間を頂きたいと考えます。

杉本保喜委員 防犯外灯は自治会負担分がありますよね。自治会によっては大きいところ、小さいところあるんですけど、小さいところはかなり負担を感じるところもあるんですよね。そうであれば我慢しようかというようなところも、ないとは言えないと思うんですね。その辺りの対策というのは、やはり必要だと思うんですけど、どのようにお考えですか。

藤山市民部次長兼市民生活課長 自治会によっては世帯数の減少、会員減少という心配というか、そういった悩みがあらうかと思っています。市が逆に整備するかというと、これもなかなか難しいところがありますので、結果としてなんですけど、外灯の単価というのは変わっていません。ただ、実際整備する単価は下がっているようですので、補助率的には少し上がっているのかなというところで、今はそれで継続していきたいなと思っています。整備する単価が下がるのであれば、補助金の単価も下げない

といけないかなというところも出てくるかと思うんですけども、そこは少し様子を見て、様子を見てといいますか、以前より手厚く設置について補助しているということで様子を見ているところです。また、今後、自治会の声もそういうのがあれば、また、課内で協議していきたいというふうに思います。

矢田松夫委員 あんまりいいかげんなことの回答だけど、大体、新設で1万ぐらい掛かるんですよ、自治会負担が。住宅地と中山間とは全然違うんです。中山間地域は数が多いんです。そういうところは自治会の会員が少ないんです。大体1か月で1本につき170円ぐらい電気代がかかる。それを計算すると自治会によっては負担率が高くなるんです。先ほど、アンケート調査をされると言われたから、それも含めて今後調査をお願いしたい。

水津治副分科会長 防犯の下の自治会館建設補助金ですね。この補助金700万、これはもう既に自治会が手を挙げられての予算組みかどうかお尋ねします。

三浦市民生活課市民生活係長 こちらの補助金は自治会からの要望に基づいて予算要求しておりますので、来年度行う700万円につきましても、自治会から出していただきました要望、整備に係る見積りを基にして予算要求しております。

杉本保喜委員 昨年に比べると倍近い予算額なんですよ。（「倍以上」と呼ぶ者あり）倍以上。去年は297万7,000円だったんだけど、要するに何件分、今年は上がっているかということをお尋ねしたい。

三浦市民生活課市民生活係長 金額が増えたものは自治会館の新築です。これが600万円ほど、上限いっぱい金額を行う予定しておりますので、それがこの金額になっております。そのほかに、修繕が2件ほどありますので、全部で3件の予算要求としております。

吉永美子委員 確認なんですけど、要望によりということで、これについてはいわゆる翌年度に積み残しというか、待ってもらって残すということは基本的にないと思っていてよろしいですか。

三浦市民生活課市民生活係長 昨年の9月までに要望いただいたものを翌年度の予算に反映するというようにしておりますが、積み残しが2自治会ほどあります。これは予算の平準化を行ってきておりまして、今まで大体2年以内に工事に入れるようにということで進めておりまして、2自治会ということで、近年はできるだけ早くできるような状況にはなってきております。

吉永美子委員 市民活動推進業務です。令和元年度、とにかくセンターの登録を進めるというふうにお話があったと思っています。研修会の開催予定ということでのお話があって、研修会を開催されたと思うんですけども、研修会の開催状況と反響、それとセンター登録がどのように進んだか、この2点をお願いします。

三浦市民生活課市民生活係長 現在の市民団体の登録団体ですが、31団体というところで、昨年末から比べて、余り伸びてない現状です。また、研修につきましては、今年度アンケートを登録団体等に夏にさせていただいて、年度末にかけて研修を行う予定としておりましたが、こちらの準備不足ということで、3月に行う研修、講座を全て、申し訳ありません、今の状況で中止とさせていただきました。本来であれば、もう少し早く取り組むべきでしたが、令和元年度にできなかったところは申し訳ないと思っております。

吉永美子委員 そんなに遅くで考えておられたって、ちょっと申し訳ない、びっくりしたんですけど、なぜ、令和元年度の予算が通って、早くに動くということができなかったんですか。やっぱり研修会を開くことによって、センター登録が、またより進むという可能性が出てくると思うんですけど、この辺の事情をお聞かせください。

藤山市民部次長兼市民生活課長 委員おっしゃるとおり、もっと早く開催すればよかったということに尽きると思います。結果的にほかの業務との兼ね合いもありまして、3月になってしまいました。こういう事態になることも予想していなかったというのがありますが、それを差し引いたとしても、やはり計画的に、もっと早くすべきだというふうに考えております。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。99ページまでは以上とします。それでは続きまして116から119になります。主に戸籍等の関係になります。

矢田松夫委員 マイナンバーカードは予定どおり令和4年までに100%目標設定にいくという固い決意でいいんですか。

古谷市民課長 努力します。それしかありません。何か決定打があるというわけではなくて、日々積み重ねることによって、所有者を増やしていくものと考えておりますので、継続的に努力するという事しかないと思います。

矢田松夫委員 先ほどの数字を見てみますと、前年度と比べて1%少しアップしているね。できれば市の職員も率先的に持つとか、議員も持つとか、申請ができるところ、身内から固めるという手法を是非取っていただきたい。お願いします。

古谷市民課長 今月下旬には申請支援の端末が入る予定ですので、入りましたら議員さん方も是非御協力をお願いしたい。もし、お持ちでない方がありましたら、是非御協力をお願いしたいと思います。

大井淳一郎分科会長 そのほか、119まで。よろしいですか。119までは以上とします。商工費の流通対策関係が216から219になります。消費者関係ですね。

矢田松夫委員 専従の相談員は今、何名ですか。それから資格を取ると言われましたよね、そこにいる職員は。その結果はどうなんですか。

山本市民生活課課長補佐 専門相談員は専属1名で、ほか2名が兼務しながら相談業務に当たっておりまして、兼務の職員2名のうち1名は資格を取得しておりますけれど、1名は持っておりません。今年度、受験もしておりませんので、持っておりません。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。それでは以上とします。審査番号1は

これにて終わります。休憩します。40分から再開します。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

大井淳一郎分科会長 それでは分科会を再開します。

古谷市民課長 先ほど交付税措置につきましてお答えできませんでしたが、分かりましたので、回答させていただきたいと思います。12月分算定分としまして、令和元年度におきましては5,866万2,000円の経費に対しまして、特別交付税としまして、その2分の1の2,933万1,000円が措置されております。

大井淳一郎分科会長 それでは、続きまして審査事業の23ということで、社会保障生計調査事業の説明をお願いします。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 それでは審査番号23番、社会保障生計調査事業について御説明させていただきます。審査資料の115ページをお開きください。この事業につきましては被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等、生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るために実施するものです。117ページをお開きください。この社会保障生計調査の概要について説明させていただきます。実施主体は厚生労働省です。調査の目的は、先ほど申し上げましたとおり、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るためです。調査の根拠法令につきましては統計法に基づく一般統計調査です。調査の対象は全国の被保護世帯を対象として、全国を地域別に10ブロックに分け、ブロックごとに都道府県、指定都市、中核市のうち、1から3か所を調査対象自治体として選定し、1,110世帯を抽出します。ただし、生活保護を受けていない世帯や世帯人員が6人以上の世帯、また、0.1ヘクタール以上耕作して農業を、また、林業、漁業を営む者が世帯にいる世帯など、対象としない世帯もあります。全国で1,110世帯抽出されていますので、山陽小野田市での規

模でありますと、調査対象世帯は7世帯であると県から連絡を頂いているところですが、調査事項につきましては、被保護世帯の家計収支の状況、消費項目の種類、購入数量等です。調査の時期につきましては4月1日から翌年3月31日までの1年間です。調査の方法ですが、世帯の状況につきましては福祉事務所が記入し、必要があれば、調査員が世帯主又は世帯の代表者に面接の上、質問して作成するところです。家計簿につきましては、調査世帯で記入することとなっております。116ページにお戻りください。報償金28万6,000円は、調査世帯手当として1世帯当たり月額3,400円を支給します。世帯事務費につきましては、調査世帯に消耗品を支給し、調査事務費につきましては福祉事務所での事務で、合わせまして36万3,000円を計上しております。財源内訳といたしましては社会保障生計調査事務委託金として、歳出額の増額の36万3,000円が、市に歳入されるところです。以上で審査番号23番の社会保障生計調査事項について説明を終わります。

大井淳一郎分科会長 説明を受けましたが、皆さんのほうで、この事業について、新規事業ですね。

河崎平男委員 この調査の関係ですが、被保護世帯は何所帯あるんですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 2月末現在で538世帯です。

河崎平男委員 7所帯ほどやるということですが、調査項目、具体的には何項目ぐらいあるんですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 一般的に家計簿をつけていただくということになりますので、収入がどれぐらいあったとか、何に使ったとか、何を買ったとかというようなものを、現金収入及び現金支出ということで、いわゆる家計簿をつけていただくようになろうかと思えます。あとは、福祉事務所のほうで、その世帯の人数、性別とか生年月日等、実態を含めて、世帯の状況として提出をするようになろうかと思えます。

大井淳一郎分科会長 中には調査しきらん人とかも出てくると思うんですが、その場合の対応はどうですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 一般的な家庭でもなかなか家計簿をつけるというのは大変だと思っております。生活保護世帯となりますと、余計に厳しいものがあるかと思いますが、そのために私どもケースワーカーがおりますので、ケースワーカーが調査員となって、お声掛けをしながら、つけていただくようになろうかと思っております。

水津治副分科会長 県から示された7件。この7件を本市が選ぶ手段、方法というのはどういうふうな考えがありますか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 県から7世帯ということできております。7世帯の内容としましては、単身世帯を2世帯、2人以上の世帯を5世帯、計7世帯を選んでほしいということできております。あとはケースワーカー、係長含めまして、どの世帯であればつけられるか、つけやすいであろうかということ判定しながら、つけさせていただきたいと思っております。

杉本保喜委員 県のほうから、いわゆるこういう世帯を選んでくれと来ているわけですね。調査の対象の中に世帯人員が6人以上の世帯というのは何か意味があるのかなというふうに思ったんですけど、この辺りは何か説明がありましたか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 特に説明はないのですが、世帯数が6名以上となりますと、かなり金額的に大きな金額になりますので、一般的なものとして統計する中では外れた金額であろうかと思っておりますので、6名以上の世帯とか、漁業、農業等を営んでいる方というのも、ちょっと特殊な世帯になろうかと思っておりますので除外されたものだと考えています。

大井淳一郎分科会長 そのほか、この事業はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。続きまして、審査番号24番の子育て総合支援センター運営事業ですが、こちらについて。

別府子育て支援課課長補佐 審査番号24番、子育て総合支援センター管理運営事業について御説明します。119ページを御覧ください。平成30年4月に供用開始した子育て総合支援センター「スマイルキッズ」は、総合的な子育て支援をワンストップで提供することを目的として整備し

た施設で、子育てに関する六つの事業を実施しています。本事業は、重点施策2「子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト」の(1)子育て支援の充実に該当する事業です。活動指標の令和3年度までの目標値は、供用開始前に定めたもので、令和4年度の数値は、実績値を勘案して新たに設定した目標値です。平成30年度の実績は目標値5,800人に対して2万2,436人、令和元年度は目標値7,000人に対して7月までの実績が7,198人となっており、当初の予想を上回る方にお越しいただいています。資料122ページには、令和元年度の12月までの来館者数を掲載していますが、12月末までの実績値は1万7,057人と、ほぼ昨年度同様で推移しているところです。119ページにお戻りください。本事業は、経常的経費を伴う事業であるため、令和2年度に向けた評価、評価結果及び評価点の記載はありません。120ページを御覧ください。予算は、光熱水費330万円、エレベーター等の設備保守委託料124万3,000円、清掃委託料39万5,000円、その他消耗品費、燃料費、修繕料等で、合計684万9,000円です。財源は行政財産使用料他が5万5,000円、一般財源が679万4,000円です。121ページは本事業の平成30年度の事務事業評価シートです。昨年9月の決算委員会でも審査していただいておりますので、ここでは説明を省略します。スマイルキッズは、施設がオープンして間もなく2年がたちます。おかげをもちまして、当初の来館者目標を大きく上回る方にお越しいただくことができていると、今のところ施設運営は順調に進んでいると考えています。今後も、スマイルキッズが文字どおり本市の子育て世代の拠点施設として、また、本市の笑顔の発信基地として、更に多くの方に親しんでいただくことができるよう、来館者に対するスタッフのホスピタリティの向上や魅力のあるイベント開催など、更なる施設運営の充実に努めてまいります。説明は以上です。

大井淳一郎分科会長 説明が終わりました。この事業について皆さんの質疑を受けたいと思います。

杉本保喜委員 今コロナウイルス感染の影響が出ていると思うんですけれども、特に122ページの1月から3月までの来館者数を、入るだろうと思うんですけど、今のところの状況はどうですか。

別府子育て支援課課長補佐 コロナウイルスの問題が大きな問題になりまして、

3月2日の第1日曜日以降、1階のプレイスペースとキッズキッチンの利用については、3月末までの予定で閉鎖しているところです。

杉本保喜 人数ですね。利用者数はどのように推移すると考えていますか。

別府子育て支援課課長補佐 これはほぼ1か月間閉鎖をするわけですので、プレイスペース、地域子育て支援拠点事業に当たるところについては、利用者については見込めないかなと考えております。

吉永美子委員 以前、ほかの委員会の委員さんから何か質疑が出た記憶がありまして、市外の方が来られて、いわゆる市内の方の利用が少し阻まれるということの、何かちょっと心配を言われたことがあったんですけども、その辺というのは、市民の方は十分使っていただいて、市外の方が来られているから、ちょっと入れなくて断られたとか、そういったことはこれまで実態としてはいかがでしょうか。

野村子育て支援課子育て支援係長 プレイスペースの利用につきましては市内、市外の方、皆さん十分に使っていただくスペースがありますので、お断りするということなどは生じておりません。本会議の一般質問の中でありましたが、市外の利用者のことで、スマイルキッズで講座を行っているんですが、そちらも先着順で受け付けているという関係で、一部市外の方が先に申込みをされて、市内の方の利用ができなかったということがありました。この点につきましては、来年度以降、市内の方を優先的に受け付けるように方法を変更する予定としております。

吉永美子委員 確かに私が聞いたかったのはプレイスペースではなくて、ほかの部屋を使ったときに、何かイベントされるときの話だというふうに私も認識しているんですけども、現実にかかなりの割合で、これまでですよ、これまでの話ですけども、あそこでほんとにいろんなことをしていただいて、本当に素晴らしいことだなと思っています。あそこの館長が特に頑張っているのかなというふうに、大変思っておりますし、子育て支援課も一緒になって、頑張っていることは高く評価いたします。だからこそ、そういったほんとに来られる方が多くなっているんだろうと思いますし、講座のですね。これまで現実問題として、講座等を開いたときに、市内の方が来られなかったという割合というの

はどのぐらいあったというふうな認識があるのでしょうか。

野村子育て支援課子育て支援係長 講座の件で、市外の方が受けられることによって市内の方が受けられなかったという件数につきましては、正確に数は把握していないんですが、数件はあったであろうというふうに推測しております。

吉永美子委員 市内の方が優先ということは、どのように考えて行っていたか、現実にはですね。なかなか難しいんじゃないですか。

野村子育て支援課子育て支援係長 講座の受付のときに、住所の確認をしまして、市内の方を優先的に人数になるまで受け付けて、もし定員に届かなかった場合に、先に申込みがあった市外の方にも講座を受けていただくという形で行っていきたいというふうに考えております。

河崎平男委員 2万2,436人の実績あるんですが、地域別は分かりますか。

野村子育て支援課子育て支援係長 校区別の利用割合につきましては、今年度1月末現在になりますが、高千帆校区の利用者が一番多くて、こちらが36.1%、次いで厚狭校区が17.9%、次に、小野田校区が12.4%というふうになっております。

河崎平男委員 120ページのところにも予算支出の根拠となるものはありませんが、どういうわけですか。設置条例等もあるんでしょう。ないの。何も書いてないが。

別府子育て支援課課長補佐 設置条例については山陽小野田市子育て総合支援センター条例というものがございます。

大井淳一郎分科会長 ただ、設置条例は予算の根拠にはならないよね。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 この欄は予算支出の根拠となる法令等ということなので、設置条例はありますが、予算根拠には該当しないと判断し、記載はしていないところです。

河崎平男委員 これは、市長が特に認めたものということで理解してもいいんですね。

大井淳一郎分科会長 もう1回答弁願えますか。さっきと同じ答弁になろうかと思いますが。

古川副市長 ここの予算支出の根拠というのは、国庫補助とか、県の補助とか、交付税措置があるというのが考えられるところです。一般財源につきましては書かれていません。これにつきましては予算の決定過程の中で基本的には市長が決めて、施政方針と予算編成方針で示されたとおりです。ここは特別に特定財源等があるときの根拠だというふうに理解をしていただけたらと思います。

河崎平男委員 120ページのところに財源内訳、行政財産使用料が令和2年度にあるんですが、令和元年度はありませんよね。なぜないんですか。

野村子育て支援課子育て支援係長 こちらの行政財産使用料につきましては本来でしたら令和元年度もあったんですが、予算に計上するのが漏れておりました。こちらの行政財産使用料につきましてはスマイルキッズに設置しております自動販売機の行政財産使用料と電気代になります。あと、今年度の途中にモニター広告を設置しましたので、令和2年度の予算にはモニター広告に対する広告料等も計上しております。

吉永美子委員 先ほどですね、以前も埴生の地域の方の利用が少ないというお話があったと記憶しているんですけど、私の聞き違いでなければ三つを足して65.2%、あとの35%ぐらいがないということなんですが、これはどういうふうになっているんですかね。市外がかなり多かったら、やっぱりその辺は市内に呼び掛けるといういろんなことも考えないといけないんですが、いかがですかね。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど係長から上位の三つ、四つぐらいまでパーセントを申し上げまして、本当は全て申し上げれば100%になるということです。埴生についても統計では3.3%の利用がございます。ただ、このパーセントは本当にただの利用人数をパーセントで出したものであって、それぞれの校区は人口も違いますし、その中でも特

に子どものいらっしゃる世帯の人数の差がありますので、そこを勘案すると、このパーセンテージは変わってくると思っておりますが、そのパーセンテージはなかなか簡単に出せるものではないというところで、今出せておりません。

大井淳一郎分科会長 市外はどれぐらいか。

野村子育て支援課子育て支援係長 市内と市外の利用者の割合につきましては、市内の利用が75.9%、市外の方が24.1%となっております。

松尾数則委員 スマイルキッズ、私の周りでも皆さん非常に喜んでいて、良いのができたと喜んでいて。以前お話ししたと思うんですが、車がないと非常に便利なんです。そういう方のいろんな話があって、令和2年に向かって、そういう問題に対してどのように対応されているのか、もし御意見があればお聞きしたいと思います。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 来られる方の車の利用ということですね。センターの情報では、ほとんどの方がお車で来られるということで、そこについては支援員を入りに配置しておりますので、帰られる方の御様子を見ると、ほとんどの方がお車ということ。近隣の方は乳母車等で、徒歩で来られたりする方もいらっしゃいますが、そういう状況です。

松尾数則委員 ごめん、ちょっと言い方が悪かった。つまり、車がないとなかなかそこに行けない。車を所有してないとね。車を所有していない人がなかなか行けないので、対応を何か考えていらっしゃるのかどうかお聞きした。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 車がない方でも来られる場所というところで市の中央部、そして小野田駅の近隣というところであの場所を選んだという経緯があります。小野田駅から地下道を通ると、数分で来られる立地であるというふうに思っておりますが、それでもなかなか来にくいという方が、中にはいらっしゃるのかもしれないですが、市内のほかの4か所の保育所にも、山陽地区、小野田の南部にもスマイルキッズと同類の保育所での地域子育て支援センター事業は行っておりますので御利

用いただくとか、そういったところのPRをしていきたいと思っております。

大井淳一郎分科会長 ちょっと話を少し戻しまして、市内と市外ですよ。今聞くと市外が結構二十何%ということで、使っていただくことはすごく有り難いですが、ちょっと悪い言い方をすれば、市外のために税金を使うのはどうかなと思うんですが、そんなに何千円も取れないんですが、市外の方は少し利用料取るとか、そうでもないとちょっと。今のところは市外が使うことによって市内の方が利用できないというのは、余り障害にはなっていないというものの、少し問題ではないかと思うんですが、そこはいかがですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 プレイスペースの利用に関しては、市外の方が今利用されている状態でも特段支障はないと思っております。講座に関しては市内優先という方法を取ろうと思っておりますが、プレイスペース利用については、現状であれば市外の方から利用料を取るということは考えておりません。実際、市外と同類の施設でも、山陽小野田市民が利用する場合には無料です。そういったことも考えますと、逆に市外の方にスマイルキッズを御利用いただくことによって、山陽小野田市の子育てのPRにもなると思っております。今、特に市外の方の利用によって市内の利用に支障がない現状においては、利用料の徴収は今のところ考えておりません。

河崎平男委員 子育て支援センターの対象者というか、利用者の関係ですが、世代別の来館者はどうなっているんですか。対象は妊娠期から子育て世代でしょう。年代別の対象者というのはどのぐらいいるんですか。

野村子育て支援課子育て支援係長 集計のデータとしてはプレイスペースの利用者は年代別で利用者の人数を取っておりますので、そちらの回答で申し上げます。プレイスペースの利用者のうち、これが今年度の2月末までの集計になるんですが、就学前の児童が9,134人、小学生が109人で、合わせて9,243人となっております。子どもさんを連れてきた大人の方が7,818人となっております。

吉永美子委員 結局これ、子育ての方が中心的になっているので、どうしても

ちっちゃい子どもというあれがあるけど、本当は18歳未満までですよ。その辺について何か以前はもう少しアピールしてというお話を頂いたような記憶があるんですけど、要は、子どもを持たれている方がいろんなことで相談とかも受けられるようにしているわけですから、その辺というのは今どんな状況ですか。PRというか、子育て中の中学生とか高校生とかを持った親とかが相談できるような体制というのはどういう状況になっていますか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 プレイスペースの利用は未就学児を持つ親子ですが、それ以外の家庭児童相談とか子育てコンシェルジュ、ココシエ等は今言われるとおり、もっと幅広い子育て世代の方を対象にしております。そのPRについては、現状では各事業のPRをすることによって、この事業はスマイルキッズでやっていますのでというPRを今後也十分にやっていきたいというところで考えております。

吉永美子委員 実績としては、なかなか中学生、高校生を持った親とかが御相談とかというのは余りないんですか、実績としては。必要がないということでは来られていないならいいですよ。だけど、悩んでいるけど、ここに行くというところに思いつかないというんだったらちょっと悲しいので、その辺いかがですかね。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 それぞれの相談を年齢別に取り上げているかどうかというところは把握していませんが、聞く限りでは、例えば子育てコンシェルジュのところに小学生のお子さんをお持ちのお母さんから相談を受けたとか、コンシェルジュが児童館などに出向いて行ってお話をする際に、小学生の子どもの勉強のこととか、そういったことの相談を受けるということは聞いておりますので、実際に全く小学生以上の相談がゼロではないと思っております。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか、スマイルキッズは。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上とします。それでは続きまして審査番号25番です。山陽地区公立保育所整備事業ということで、こちらの説明を求めます。

別府子育て支援課課長補佐 それでは審査番号25番、山陽地区公立保育所整

備事業について説明をします。資料の123ページを御覧ください。平成29年1月に策定した公立保育所再編基本計画に基づいて取組を進めている公立保育所再編事業のうち、厚狭駅南部地区に定員140人の山陽地区保育所を整備する事業です。この事業も、重点施策2「子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト」の(1)子育て支援の充実に該当する事業です。成果指標は、保育所の待機児童を平成30年度の実績値から減らしていき、令和4年度にゼロにしたいと考えています。時中評価については、予定している令和4年度の供用開始に向けて事業を進めていくこととして、現状維持としています。評価点は37点です。124ページ、令和2年度の予算は、地盤補強工事費2,578万3,000円、建築主体・機械設備工事費3億9,810万円、電気設備工事費3,900万円、外構設計業務委託料445万8,000円等で、合計4億6,750万7,000円です。財源は、建築主体工事・機械設備工事費3億9,810万円と電気設備工事費3,900万円の合計額4億3,710万円の50%に当たる2億1,850万円に施設整備事業債を充てています。その起債裏となる2億1,855万円に、地盤補強工事費2,578万3,000円と外構工事の設計業務委託料445万8,000円を加えた2億4,879万1,000円の80%に当たる1億9,900万円に社会福祉施設整備事業債を充てています。起債合計額は4億1,750万円、残りの5,000万7,000円が一般財源となります。125ページは、本事業の平成30年度の事務事業評価シートです。昨年9月の決算委員会でも審査していただいておりますので、ここでは説明を省略します。127ページは事業のスケジュールです。ただいま、事業費のところの説明したとおり、令和2年度は地盤補強工事、建築主体工事・機械設備工事、電気設備工事、外構の実施設計を行い、令和4年度の供用開始に向けて、取組を進めてまいります。

大井淳一郎分科会長 説明が終わりましたが、皆さんの質疑を受けたいと思います。

矢田松夫委員 基本的に質問しますが、今回の山陽地区の保育所の整備事業の前に、これは何でこうなったのかというと、再編計画に基づき、再編整備をするとこういうことなんですが、その一番基の今考えておられる山陽小野田市の再編計画についてのお尋ね。どういう状況になっているのか。次の第2弾が出るのは令和4年というふうに聞いておりますけれど、

それらも含めて、考えをお願いします。

別府子育て支援課課長補佐　そもそも再編の必要性が生じたという背景には施設の老朽化とか、公立保育園5園で、各保育園で定員を上回っているところと、定員を下回っているところというような状況がありまして、運営の非効率というような状況もありました。こういうものを改善するために再編が必要ということで、この事業がスタートしております。平成29年の1月に再編基本計画を策定しておりますが、そのときには今後の保育所入所児童の推計を立てまして、山陽地区保育所は定員140人の保育所を新たに作る。津布田と出合と下津については再編の対象にして、厚陽と日の出と新しい保育所を残すというような計画です。そのときの計画では日の出保育園の建て替えも予定をしております、定員170人というふうな設定をして、再編計画を進めていくこととしておりました。今は山陽地区保育所を令和4年度の完成に向けて取組を進めているところです。

大井淳一郎分科会長　今は山陽地区ですので、日の出については少し質疑を控えていただきたいと思います。

矢田松夫委員　もう一度、もう1回質問するよ。今回は山陽地区だけど、全体的な再編計画についての進捗状況はどうですか。

別府子育て支援課課長補佐　平成29年に立てた再編基本計画では、山陽地区の保育所の再編と日の出の建て替えということで取組を進めることとしておりました。このうち、現在実際に進んでいるのは山陽地区の保育所、令和4年度の完成に向けて取り組みを進めているところです。日の出保育園の建て替えについても再編基本計画の中で掲げていたんですが、こちらは現在、順調に進んでいないという状況です。

矢田松夫委員　山陽のほうに絞ってという委員長の助言がありますので、山陽地区のじゃなくて、基本的には事業概要に書いてありますように、公立保育所の再編整備ですから、それについて最初にどうなっているかという質問をしたんですが、その回答だけ頂いて、進んでいなければ、進んでいないと言っていいんですよ。なら、今度は次に行きますから。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 補佐の説明したとおり、日の出保育園は順調に進んでいない状況ですが、いろいろ検討は行っております。お示しできる時期が来ましたら、お示ししたいと思っております。

矢田松夫委員 25番に沿って質問します。当初から、もう死んだ子の年を数えるようなこと、決まった後に言うわけにいきませんが、結局、去年の12月の補正と、今回の追加工事で、土地代含めて1億8,000万ぐらい、新しい駅南の保育施設整備事業に金をつぎ込んでいるわけ。どうなんですかね、そういう新たな整備事業が次から次に出されるというのは。もう追加工事というのはないんですか。どうですか。

別府子育て支援課課長補佐 昨年12月の補正で予算を要求したのは追加工事というわけではありません。地盤補強工事は地質調査の結果によって生じたという考え方もありますが、もともと必要だった建設工事について、12月補正で要求したというところです。本来であれば、こういう大きな工事というのは当初予算で考えていくべきものと思えますけれども、実際のところ、実施設計の内容が固まらないと予算が要求できないとか、地質調査の結果が出ないと、どういう基礎の工事をしないといけないというような設計が完成しませんので、そういった兼ね合いもありまして、今回の工事請負費については、去年の補正予算と、この度の当初予算とで要求しているという状況です。

矢田松夫委員 それではスケジュールどおりにこれからも進んでいくという理解でいいんですか。

別府子育て支援課課長補佐 今のところ当初立てたスケジュールに、実際実施設計の期間が2か月延びたとか、そういうちょっとしたずれはあるんですが、大まかなところでは当初立てた計画どおりに進んでおりまして、令和4年度の供用開始に向けて取組を進めているところです。

矢田松夫委員 今のところというのが合点がいかなので、今のところというのが。じゃあ、その障害のあることというのは、私は恐らく今回の新しい予算にも出ておりますように地盤の補強、これが恐らく出てくると思うんですが、どうなんですか。

別府子育て支援課課長補佐 基本設計の時点から、ここは昔古洞があったんじゃないかという予測ができておりましたので、地盤補強工事については何らかの対策が必要であろうというふうには考えておりました。ただ、その具体的な手法につきましては、柱状改良という比較のみやすい方法で、対策はできるんじゃないかというふうに、基本設計の段階では考えていたんですが、地質調査を行ったところ、それ以上の深いところまで基礎工事しなければならないというような、工法の変更というものが生じたところですが、追加工事というわけではありませんで、地盤補強工事については当初から想定ができていた工事であると考えております。

矢田松夫委員 当初から考えているというのは、私たちのこの委員会の中でそれを指摘したんですよね。あそこは炭鉱の跡地であり、古洞がありますよというのにもかかわらず、ここに指定されたんです。ですから、私は最初に言ったように、決まったことはいいんですけど、当初からそういうお金が追加工事でかかりますよと言ったにもかかわらず、またかかったから、この次はもうないんですかと。でも、それは当初から予定しとったもんだから、まだ分かりませんというふうに言われるのは、非常に行政の回答とすれば、分かっているなら、何でこういう工事が出てくるのか分からない。私の質問が分かりますかね。

別府子育て支援課課長補佐 追加工事というのが、今どの部分を指しておられるのか分かりかねるんですが。

大井淳一郎分科会長 主に地盤改良だと思います。やはり地質調査をして、当初見込んでおったより、工法が変わったりして、余計予算がかさんでいると。新年度もこれだけ予算が計上されていると。それに対して矢田さんは言われていると思うんですが、これについてが中心だと思います。

別府子育て支援課課長補佐 地盤補強工事につきましては、先ほど申し上げたとおりで、何らかの対策が必要というふうには当初から考えていたんですが、その具体的な手法が柱状改良という地面の中に柱を作るというような工事の手法から、実際には古洞の下の硬い地盤までくいを、一番深いところで20メートルありますが、そこまでくいを打たなければならないというような手法。その周辺の古洞のところにグラウトを注入して補強するというような工事の手法に変わりました。今後につきましては、

現時点で遅れがないというふうにさっき申し上げたんですが、今後何か具体的に遅れが生じる見込みをしているわけでは決してありませんで、今後グラウト工事とか、建築工事というのを進めていきたいと思っております。今時点での話しかできませんので、そういう言い方をさせていただきました。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 補足といいますか、確認で申し上げさせていただきますと、地盤補強工事費につきましては、令和元年度の1,710万円と令和2年度に2,500幾らが挙がっておりますが、これは今年度分の追加工事ではなくて、今年度の12月補正で一括した工事を発注する前払いと精算払い分で分けているということですので、念のため確認で申し上げます。

大井淳一郎分科会長 工法がグラウトになってから私たちに説明があったわけですから、それからは特に工法が大きく変わったとか、そういうことはないということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

河崎平男委員 この整備工事の関係で、文化財の関係で、周知の遺跡というか、条里遺構とか、旧山陽道が通っておりますが、地盤工事はどの深さまで工事をしているんですか。

別府子育て支援課課長補佐 地質調査の結果、一番深いところでは地面から下の20メートルのところまでくいを打ち込まなければならないということが分かっております。浅いところで10メートル未満ぐらいで済むという調査結果に基づいて工事をしたいと考えております。

河崎平男委員 20メートルということになると、条里遺構等も出てくる可能性もありますよね。そうした場合はどのような対策を取るんですか。

別府子育て支援課課長補佐 地盤補強工事を行うに先立って、社会教育課を通じて県のほうに文化財関係の関係で、このエリアで工事をするというような届出を提出しております。それに基づいて先日、2月の中旬ぐらいだったと思いますが、県の立会いのもとで、それと地盤補強工事の請負業者立会いのもとで、現地確認をして、県からここには恐らくそういうものが出てこないだろうから、このまま工事を進めていいですよとい

うような許可というか、承諾を頂いたところです。

河崎平男委員 20メートル掘るんやろ。遺構が出る可能性もありますよね。

別府子育て支援課課長補佐 私はその調査に実際立ち会えなかったんで、どういう調査をしたのか分かりませんが、必要な届出を県に提出して、県が立会いに来られて、このままスケジュールに沿って工事をしていいかどうかというような判断を県がされて、その結果、工事をして大丈夫であるというようなお話をいただいたところです。

河崎平男委員 工事はしてもいいけど、出た場合はどうするのかと言っているんです。

別府子育て支援課課長補佐 今後、工事を進める中でそういうものが出た場合には、県と協議しながら必要な対策をとっていかなければならないと考えております。

杉本保喜委員 125ページのところの課題及び改善策の中に、依然として続いている保育士不足等が考えられるというふうに書いているわけです。現状と対策はどのように考えておられるかをお願いします。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 慢性的な課題を書かせていただいております。現状は公立、私立含めまして、やはり保育士確保に苦慮している現状ですが、公立保育園については、何とか今の保育士数で足りているといえますか、保育士皆がぎりぎりの勤務状態で業務はできているというところです。今後の対策につきましては、国の事業であります処遇改善という賃金アップの加算もありますし、本市におきましては臨時職員が会計年度職員になるなどの処遇改善対策は働いておるかなと思っております。

杉本保喜委員 今言われた国の施策が、非常にいろんな形で行われているんですが、特に保育士の資格取得支援事業とか、それから養成施設とか、いわゆる保育士の試験追加実施支援事業とか、いろんな形で予算立てをされているわけですよ、国がですね。だからこういう形でもって支援をしますよという姿勢を国が取っている中で、うちの市としても何か具体的

なことをやらないと、周りの市町はそれをやり始めて、うちだけ推移を見ているという状態では、まず今出ましたその給与の問題、こういうものが大きな問題になってくるだろうと思うんですよね。保育士就活バンクというところから、これぐらいの金を出す必要があるよというような試案も出されているわけです。そういうような環境の中で、うちの市としては、やはり、何か保育士の育成事業というものを打ち立ててもおかしくはないんじゃないかなというふうに思うんですけど、この辺りはいかがですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 保育士確保対策は大変難しい課題であるなと思っておりまして、どこの市町も苦慮しておると思います。本市においても、ここ近年いろいろ方策を検討しておりまして、昨年度ぐらいには、例えば山陽小野田市に保育士で就職した場合に経費を補助、お金を出すとか、そういった事業も考えてみたんですが、それをやると他市と保育士の取り合いにもなる。それはいかがなものかとか、いろいろ過去の検討、経緯はあります。国もいろんな事業を行っておりますが、即座に本市において有効な事業は本市においては今、どうなのかなと思ってるところもあります。これは課題なんですけど、今後引き続き検討していきたいと思っております。

大井淳一郎分科会長 保育士不足は重要な問題ではありますが、中心は主に保育所、山陽地区の保育所再編ですので、そちらに絞ってもらって。

矢田松夫委員 山陽地区に絞って質問しますが、保育園の周りの騒音が50デシベルというふうに決まっていますが、今回のところはどうか。これに達するのか。それ以上なのか、以下なのかを含めて、騒音調査をしていただけますかね。

別府子育て支援課課長補佐 園児のための騒音対策ということで考えましたら、例えば線路側の窓を二重サッシにするとか、そういう対策はとられると思います。実際この騒音デシベルが何デシベルあるかというのは今まで測っておりません。実施設計をする中でもそういう協議には至りませんでした。

矢田松夫委員 以前の回答であれば、子どもは列車が走ると喜ぶという回答を

頂いたんですが、新幹線も走っておりますので、ダブルパンチというか、是非調査をお願いします。それからもう一つは、洗濯物干し場で、逃げるときはそこに逃げなさいよという計画があったんですが、ただ、それだけではなくて、今年の8月29日は5センチ浸かっておりますので、子どもがどのようにして洗濯物干し場に行けるのか、救助じゃなくて避難ができるのかという対策は何か考えていますか。大人用の階段で洗濯物干し場に行くんじゃないで、子ども一緒に2階に避難するという工法は今回の工事で考えておられるんですか。

別府子育て支援課課長補佐 この度の設計に際しまして、皆様方から頂きたいろんな意見を踏まえて、当初平屋建てだったものを一部2階建てにしたという経緯はあります。実際に園児がどういう形で避難するかというような具体的な手法については、今時点で具体的に、詳細に考えているわけではありませんが、実際に保育所の運営が始まる前に、ここの地区の特性というようなものをよく御指摘いただきますので、そういったところも踏まえて、早目の避難というような内容を含めた運営マニュアルを策定したいと考えております。

矢田松夫委員 今私が言ったのは非常に大事な問題でありまして、大人の階段と子どもの階段との段差が違うと思うんですよね。それをできてから、避難のマニュアルを考えるのではなくて、そういう造りをするのかどうなのかということの質問したわけですから、私の意見を参考にして検討するというのが本来の回答じゃないんですかね。できたと回答するよりは、どうなんですか。

大井淳一郎分科会長 もう実施設計は階段も含めてできているのか、そこも含めて。

別府子育て支援課課長補佐 実施設計は昨年8月末で完成しております。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 階段についても実施設計はできております。基本的には屋上に避難する場合には、年長、年中クラスの子どもたちは自分たちで階段を上って、当然小さい子どもたちは保育士がだっこするなどして、屋上に行くことを想定しております。これについては開園後、屋上に向かう避難訓練は、当然園のほうできっちりと行っていただき、

何分で屋上まで上がれるとか、そういったところはいざというときのためにきちんとした訓練はしていただくことを考えております。

杉本保喜委員 例えば、るんびに第2幼稚園は、階段が幼児用になだらかになっているですね。大人が行くと上がりにくいという感覚があるんですよ。だから私の想像では多分そういうような形でもって作られるだろうと思うんですけど、そうですね。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 今言われた幼稚園に関しては恐らく2階で常時保育をするとか、そういったことであろうと思いますので、幼児が上りやすい階段の使用に当然なっていると思います。ただ、この保育所の2階へ続く階段は、あくまで一時避難の場合の階段ですので、通常、常に園児が上がるためのものではないと理解しており、その仕様にはなっていないと思っております。そこをスムーズに避難できるように日頃からの訓練をしっかりしていきたいと思っております。

大井淳一郎分科会長 氾濫危険水位に達したら登園禁止するとか、いろいろな手もあると思いますんで、どういう場合にどういう対応を取るかということは既にやられていると思いますが、その辺の親御さんへの周知も含めて、対応をしっかり進めていただきたいと思います。

吉永美子委員 2点お聞きいたします。このガラス関係につきまして、新しい公共施設の中で取り入れられるところに入れていくといった旨の市長から答弁いただいていると思っております。その点に関してのお考えと、それともう一つは、来年度からは令和3年度に向けての建設が始まって、いよいよ建物が見えてくるようになって、3年度には、要は完成という形の中で、まさか山陽地区公立保育所という名前ではいかないでしょうから、名前についてどういうふうに検討されていくのか、この2点お伺いします。

別府子育て支援課課長補佐 ガラス作品につきましては、実際実施設計を協議する中でも業者の方と協議をさせていただいて、その時点で何らかの作品を設置できないかというような協議もしたんですが、実際にその時点では、こういう作品をここに置くというような結論を得ることはできませんでした。ただ、何らかの形でガラス作品の設置はしたいと考えてお

りますので、今後、すてきなガラス作品が置けるように考えたいと思います。それから、ネーミングにつきましては今、具体的な考えを持っていません。

吉永美子委員 だから、まさか山陽地区公立保育所という名前でいくわけではないわけで、要は山陽小野田市としては子育て世代から選ばれるまちというところで、そういう思いでやっているわけですよ。だから、やっぱり、公立保育所として、いわゆる子育て世代の応援という感じのイメージというのはとても大事だと思うので、当然ネーミングは考えていかれますよねということです。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 今後検討していきたいと思っております。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか、この事業は。（「はい」と呼ぶ者あり）それではこの事業は以上とします。次は26と言いたいところなのですが、時間の関係上、昼までに終えておきたい事業がありますので、そちらに行きたいと思えます。若干12時過ぎる場合はお許しください。33ですね。155ページ、成年後見制度利用促進体制整備推進事業です。

麻野高齢福祉課長 それでは、審査番号33番、成年後見制度利用促進体制整備推進事業について御説明します。資料の155ページをお開きください。まず、成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者、いわゆる成年後見人等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。認知症、知的障害、その他の精神上の障害があることにより、財産の管理、あるいは日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されているとは言えない現状があります。こうした状況を踏まえて、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年に施行されました。成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、この法律において、市町村は国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。また国の計画では、市町村に対し、地

域連携ネットワーク、中核機関に期待される機能の段階的、計画的整備に努めることを求めていることから、本市においても、成年後見制度の利用が必要な方が、制度を円滑に利用することができる地域体制を構築するために本事業を実施するものです。157ページを御覧ください。下側に国が示す工程表を掲載しておりますが、その上から二番目にありますように、市町村においては令和3年度中の計画策定、中核機関や協議会の設置を求められております。つきましては本市においても、令和2年度に計画策定委員会を設置し、市の基本計画の策定や中核機関及び協議会の設置に向けた協議を行うこととしております。なお、この事業に要する経費につきましては、156ページの支出内訳を御覧ください。計画策定委員会に係る委員報酬6万円と、郵便料6,000円、用紙代等の消耗品費7,000円となります。御説明は以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を受けます。

杉本保喜委員 今年度から体制というか、いわゆる協議会を作りますよという解釈でよろしいんですかね。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 協議会の設置につきましては、国の表に基づいて令和3年度中に行うことを目標としております。

杉本保喜委員 平成30年度10月1日時点での調査結果というのが、都道府県に対する調査結果というのが出ているんですけども、定期的な連絡会議のみ開いているというのが非常に多いんですね。今回の計画では、この辺りまで行きますよという話でよろしいんですか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 来年度の計画ですが、国が令和3年度中に市町の基本計画の策定、そして中核機関の設置、協議会の設置などを求めています。その内容を話し合う計画の策定委員会を来年度設置して、会議を開く中で協議をしていきたいというふうに考えております。

杉本保喜委員 156ページの特記事項のところに、いわゆる後見人制度の基本計画においては、市町においては地域連携ネットワークの設立、基本

計画の策定、後見人制度の利用促進について審議する機関の設置が求められているというふうに書いていますよね。これを令和4年度までにやるんだということによろしいですか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 そのとおりです。

河崎平男委員 制度の本市の現状把握はどうなっておるんですか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 現在、成年後見の利用促進に関しましては、高齢者については高齢福祉課、障害者に関しましては障害福祉課と、いろんな担当課が行っているところで、高齢福祉課に関しましては成年後見の利用の御相談などを地域包括支援センターで受け付けておりまして、必要な方に対しては、成年後見の申立ての支援を行ったり、また申立ての親族がいらっしゃらない方に関しては、市長の申立ての支援を行ったりといった事業を行っております。

河崎平男委員 対象者というか、該当者はどのくらいあるんですか。件数でも結構です。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 山口の家庭裁判所が毎年、成年後見制度の利用者の集計を出しております。それによりますと、令和元年6月27日現在で、山陽小野田市で成年後見制度を利用されている方は78名というふうに出しております。市町が申立てを行います市長申立ての件数についてですけれども、その利用者の方に関しては、現在20名というふうになっております。

杉本保喜委員 この後見人制度は、今非常に痴ほうの方が多くなっているという大きな問題になっています。この人たちが相当対象になってくると思うんですよね。そういうようなことで、オレンジプランというものが出されているんですが、これのオレンジプランについてはどのような形で、この協議体が組み込まれるというか、対象として考えるのかというところはどうなんですか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 国が認知症の施策として、新オレンジプランというものを策定しております。令和元年6月に認知

症大綱というものを新たに発表しております。その中でも、成年後見の利用促進の計画、あるいは中核機関の設置等も含まれておりまして、令和3年度中に、全ての市町で中核機関を設置するようというところがうたわれております。

水津治副分科会長 これから進めていく中で、市独自でいくのか、隣接する市と共同であるかということがすごくポイントになろうと思うんですね。そういった中で、この日程の中で、この回数で、そういったものがクリアできるという予測を持っておられるかどうか。難しいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 近隣の市町との連携ということですが、中核機関の設置等に関しましては、副会長がおっしゃるとおり近隣と合同で設置ということも選択肢の中にはあるかと思いますが、現在のところ、中核機関は他市と一緒にというふうには考えておりませんで、本市でというふうには考えております。いずれにしても、来年度計画策定委員会の中で中核機関の設置のあり方も含め協議をしていく予定となっております。

大井淳一郎分科会長 この事業はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。続きまして34番、東京2020パラリンピック聖火フェスティバル実施事業です。

柏村障害福祉課長 審査番号34番、東京2020パラリンピック聖火フェスティバル実施事業について御説明いたします。資料は159ページから161ページになります。まずは159ページの事務事業調書を御覧ください。事業概要としましては、東京2020パラリンピック開催に伴う山口県聖火フェスティバルにおいて、県内各市町で聖火を採火し、県に集火する事業で、採火方法は各市町で独自に行うこととされており、本市ではきららガラス未来館にてガラス文化を生かした採火行事を実施することとしております。事業の内容につきましては161ページを御覧ください。本年8月に開催されます東京2020パラリンピックを盛り上げるため、8月中旬頃に、全国各地で、パラリンピック聖火リレーの火を採火する「採火イベント」や、施設やパラリンピックゆかりの地などにその火をもって訪問する「聖火ビジット」を総称する「聖火フェ

スティバル」が実施されます。そして、各地で集められた「火」が東京で一つになり、パラリンピックの聖火が誕生することになります。山口県では全19市町で採火イベント等を実施し、各市町の「火」を山口県で集火し、東京に向けて出立する流れとなります。本市の採火イベントの方法といたしましては、事前にワークショップで市内保育園児にジェルキャンドルを制作してもらうとともに、ガラス作家の西川先生にパラリンピックをイメージしたガラス作品を創作していただきます。採火イベント当日は、セレモニーにおいて、ガラス楽器の演奏の後、山口県障害者スポーツ大会の参加者に吹きガラスを体験してもらいます。その過程で、高温になっているガラスに点火棒を近づけて採火し、聖火用ランタンと、事前にガラス作家に創作してもらった作品のまわりに置いたジェルキャンドルにその火をともし予定です。その後、火をともした聖火用ランタンは、きららガラス未来館や市の施設に展示した後、県に集火する予定です。採火イベントに係る経費につきましては、採火イベント及び集火において使用する聖火用ランタン、採火用点火棒1本及び種火を管理するための携帯用カイロは現物支給がありますが、それ以外は、採火イベントを実施する各自治体で負担することになっておりますので、資料160ページにお示ししておりますイベント実施に伴う予算75万3,000円を計上しております。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長　ただいま説明がございましたが、質疑があれば申し上げます。

河崎平男委員　この事業の市民の皆さんへの周知方法はどのようにされるんですか。

柏村障害福祉課長　採火イベントを実施するに当たりまして、きららガラス未来館で開催する予定としておりますが、やはり多くの方に来場していただきまして、見ていただきたいと思っておりますので、広報等の周知をしたいと考えております。

河崎平男委員　広報だけじゃなしに、ほかの周知方法もあると思います。そういった中で、たくさんの人に来てもらうということが大事ですので、その他の方法も考えていただきたいなというふうに希望します。

杉本保喜委員 159ページの評価のところでもっと教えてもらいたいんですが、自治体関与の妥当性というところの評価結果が1になっているんですよね。これは何か、どういう意味があるんでしょうか。

古川副市長 1という評価なんですけど、基本的にJOC、オリンピック協会から、いろいろな制約といいますか、全国一律的にいつまでに発表とか、こういう形でということがあります。聖火リレーについてもいろいろ制約があるという中で、地方公共団体の意思が生かせないことから1になっているということで御理解をいただけたらと思います。

吉永美子委員 161ページなんですけど、この採火方法というのがとてもよく考えていただいていると思うんですが、これはどういう形で協議をして決定されたんですか。

柏村障害福祉課長 パラリンピックの聖火フェスティバルの関係につきましては、昨年の4月に、それまで東京オリンピックの聖火リレーの関係で、県にも実行委員会が立ち上げられまして、それに山陽小野田市も参加しております。そちらはシティセールス課が担当しているんですけれども、昨年4月にパラリンピックについては、障害福祉関係の部署が所管するということで、昨年の4月から携わっております。その時点で、採火方法等につきまして、まず課内で検討しまして、幾つか案を出しまして、その中の一つが今回出させていただいている内容なんですけれども、課内でまず検討して、それを部内、それから、市の方針といいますか、市でこういうふうにしていこうということで決めております。

吉永美子委員 高く評価します。頑張って考えていただいたなって。やはりこれには子どもたちも巻き込んでいかれて、いろんな人がここに入ることが大事だなと思いますので、本当によく考えていただいたと思います。その中で、ここの採火日時なんですけど、8月13日から16日ということで、子どもたちの夏休み中でもありますし、そのときに子どもたちが来てくれるといいなと思うんですが、特に日曜日とかというのが、大人が来やすいというところがあるんですが、これは、選択は山陽小野田市ではできないんですか。

柏村障害福祉課長 この採火フェスティバルにつきましては、国からこの期間の間に実施していただきたいということで、その期間の指定はあります。その中で、市のほうで各関係団体とか、きららガラス未来館とかと調整しながら、日程は決めてまいりたいと思っておりますので、先ほど委員さんがおっしゃられたことも考えながら、決めていきたいと思えます。

吉永美子委員 やはりこの東京2020ですね、盛り上げていくのがとても大事です。是非日曜日の開催というのを、とにかくたくさんの方が出やすい形を考えていただきたい。それでもう1点なんですが、西川誠氏によるガラス作品ということで、これを作っていただけるということでございますので、このような作品が、うちの現代ガラス展の中、8月のときは市内で開催中でございますが、それからよそに出ていくわけですが、せっかくやっぱり2020の終わった後になるかもしれませんが、やっぱり大変大事な行事でございます。そういう意味では西川誠氏のガラス作品が、いわゆる東京パラリンピックというところで出ていくということが大変大事だなというふうに、障害者の皆様を御支援させていただく意味でもですね、こういったところは現代ガラス展には反映はできませんでしょうか。

柏村障害福祉課長 このオリンピック及びパラリンピックに関しましては、全部の催事におきまして、パートナー企業以外の企業露出というものが認められておりません。採火イベントや採火ビジットにおきましても、パートナー企業以外の企業に関するものを最大限除くように制約がございまして、例えば協賛企業がある行事と一緒に実施できないですとか、採火行事を実施する場所において、パートナー企業以外のブランド名表示等がされているものに対して、その表示が露出しないようにという注意が求められております。私どもも、ちょうど現代ガラス展の会期中ですので、そちらに採火行事の関係で作っていただいた作品ということで、飾っていただくことが可能かどうか、これから協議をしたいなと思っておりますが、パラリンピックの採火行事と現代ガラス展というものが関係はないということで、展示が全くいけないということはないんですけれども、その際に、パラリンピックの聖火事業の関係で作った作品ですということを示すことについては、承認できないと聞いておりますので、できれば検討したかったんですけれども、そのような次第です。

河崎平男委員 160ページであります。国庫支出金、県支出金等の名称及び所管部署、空白、その下の予算支出の根拠となる法律条例、これありません。

大井淳一郎分科会長 先ほどから副市長が言われているとおりでと思いますので。

河崎平男委員 同じなんですか、回答は。障害福祉法とかいうのもあるんじゃないの。（発言する者あり）ないんだね。

大井淳一郎分科会長 そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）この事業については終わります。それでは、午前の審査は以上とします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

大井淳一郎分科会長 それでは分科会を再開します。審査事業の26、公立保育所事故防止推進事業について説明を求めます。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 127ページをお開きください。公立保育所事故防止推進事業です。この事業は公立保育所における事故防止対策を推進するため、乳幼児の午睡中の呼吸や心肺の動きの低下、うつぶせ寝などを感知するアラーム機器を購入するものです。重点施策2「子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト」の（1）子育て支援の充実に該当する事業です。令和元年度は私立保育所を対象として、機器購入費用に対する補助という形で同様の事業を実施しましたが、令和2年度は公立保育所で事業を実施するものです。公立保育所5園に、合計30個の機器を購入する予定としていますので、事業の活動指標は機器30個の購入としています。令和2年度の新規事業のため、令和2年度に向けた評価の箇所は記載していません。評価点は35点です。128ページの事業費は、園用器具費として機器30台分の購入費用455万4,000円としています。全額が一般財源です。129ページは教育・保

育施設等における事故対策に係る国の取組の経緯をまとめたものです。中段に「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を記載していますが、基本的に乳児は仰向けに寝かせること、一人にしないこと、寝かせ方に配慮すること等が定められています。このガイドラインに基づき、保育士は、園児が昼寝をする際、年齢に応じた定期的な呼吸チェック等を行っていますが、これらの機器によるチェックを併用することで、2重、3重のチェック体制をとることができ、より一層の事故防止の推進につながるものと考えています。

大井淳一郎分科会長　ただいま事業の説明がありました、皆さんのほうで。

吉永美子委員　30個をどのように、1園当たり、単純に言うと6個という形になるのか、どういうふうに配付をされるのか、1点。それと先ほど二、三種類と言われました。ここに上がっているのは無呼吸アラーム、午睡チェックでありまして、「等」という事業概要の「等」に何が入っているのか、この2点お願いします。

野田子育て支援課保育係長　配付方法につきましては、年度によって各保育園の園児の数が違いますし、入るときも満年齢が幾つかというのに差がありますので、そのときどきの状況を見ながら分配したいと思っております。機器の種類については、以前は私立保育園への補助で、国の補助の対象が無呼吸アラームと午睡チェックとバウンサーの3種類ございましたが、今バウンサーは対象外になっておりまして、国の補助の部分で無呼吸アラームと午睡チェックとなっております。ただ、最近はこの二つを兼ね備えた機器のほうが主流のようです。

吉永美子委員　午睡チェック等とあるけど、「等」というのは余り意味をなしていないというか、結局は無呼吸アラームと午睡チェックをするという機器ということでよろしいんですかね。二、三種類と先ほど言われたので、ほかに何かあるのかなと思ったんです。

野田子育て支援課保育係長　今考えておるのは、午睡チェックということで呼吸のチェックをする部分と体動の部分、動いているかなという部分と、うつ伏せになってないかなという部分。大まかに分けてその辺りのチェックをする機器なので「等」と入れております。

吉永美子委員 要は種類は一つということですね。それを兼ね備えたもので考えていて、だから、結局、何でもかといったら、聞こうと思ったのは13万8,000円の消費税掛ける30台だから、ものによっては値段が違うんじゃないでしょうかと聞こうと思ったけど、基本的に13万8,000円の1種類を30台ということでもいいということですね。

野田子育て支援課保育係長 そのとおりです。

杉本保喜委員 昨年度は私立のほうということだったんですけど、これの使用状況を1年間見て、私立のほうはどうだったんでしょうか。

野田子育て支援課保育係長 私立の保育園さんに申請をしていただいて、今から実績報告書を出していただくところではあるんですけど、7園から申請がありまして、28台を購入する予定となっております。

矢田松夫委員 なぜ機種を園長とか、その辺に任したの。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 やはり現場で実際に子どもたちの保育を行って、午睡中のチェックをしている現場の園長の意見が一番重要だと思っておりますので、当然市でもどういった機器があって、私立保育所ではどういった機器の購入を希望していらっしゃるかという情報をお示した上で、園長に御検討いただき、その結果をもって、子育て支援課としても納得できる判断を得て、この度予算を計上しようと思っております。

矢田松夫委員 私もこの機種をインターネットで見たけど、どこに当てるかの違いしかなかったと思うんですね。胸に当てるのかどこかに当てる。そんなに大差がないのに、何で現場の園長に任せたのかなと思ったんですよ。指導的に子どもとて、統一的にチラシを持って、普通こういう委員会でもチラシを見せてくれるんです、こういうものを買いたいと言って。それを何で統一的にできなかったのかというのは、現場に任せるというその意味がよう分らんよね、意味が。何で現場に任せるのか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 公立保育園では5園で同一の種類の器具を買おうと思っています。

矢田松夫委員 私の聞き間違いか。さっきはどのような機器がいいのか、各園長に任せると私は聞いたからね。違うんじゃないか。分かった。二つ目ね。これも機種の中で調べたら、パソコンに自動的にデータが記録できるという機種ですよというのもあったんですが、そういうことで、今後、例えばここに書いています呼吸とか、体位とか、睡眠状態というのは、そういうふうに残る機械であるのかどうなのか。あるいは、そういうふうにするによって、子どもの管理ができるということになるような機械ですか。

野田子育て支援課保育係長 予算要求で検討しているのは、パソコンとかにつながるものではなく、お布団の下にマットを敷いて、それがセンサーとして機能するものです。確かに、更に附属部品を購入すれば iPad のようなもので、そういった管理ができる部分もあるんですけど、費用もかさむというのと、そういった機器の管理費というのが別途必要になってきますので、まずは一旦、最低限の部分を導入してから検討したいと思います。

矢田松夫委員 今までは、保育士のチェックでやりよったんだけど、機械に頼らないといけんというような状況があるということですか、実際に。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 現在は、お昼寝中には保育士が必ず側について、ゼロ歳児であれば5分おき、1歳児であれば10分おきといった、ガイドラインに沿った数分おきの呼吸チェックをして、記録しているところです。資料の129ページにもありますが、近年、うつ伏せ寝とかの事故が全国的にも起こってきているという状況を受けて、国のほうでもこの対策について推進するよということ、いろいろなガイドラインの追加であるとか、補助事業ができたところですので、より以上の確かな体制を整えるために、保育士の負担軽減という意味も込めて、今までの保育士のチェック体制プラスアルファの機器の設置というところの今回の購入です。

河崎平男委員 今までに本市で事故の事案があったんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 私が知る限りでは市内で午睡中の事故は聞いておりません。

大井淳一郎分科会長 このアラームは定期的に替えていくことになると思うんですが、大体どれぐらい持つものなんですか。

野田子育て支援課保育係長 カタログでは耐用年数が6年となっております。

大井淳一郎分科会長 今30となっておりますが、目いっぱいですか。若干余裕があると思うんですが、大体対象人数はどれぐらいになりそうですか。

野田子育て支援課保育係長 今年度の人数なんですけど、3月時点でゼロ歳クラスが公立5園合わせて32名います。ただ、これがゼロ歳クラスなので、4月1日の年齢がゼロ歳だった子どもたちなので、3月で見ると1歳を超えている子が結構いますので、30台あれば十分足りると思っております。

大井淳一郎分科会長 ゼロ歳以外は付けていけないわけじゃないよね。その辺はどうなんですか。

野田子育て支援課保育係長 先ほどの呼吸のチェックがちょうど5分に一度というのが、ゼロ歳が一番厳しい、短い間隔でしておりますので、それ以降はお子さんの発育、同じ満1歳でも、未熟児で生まれた方とかはまだ小さいですし、持病があったりとか、たまたま風邪を引いて鼻がつまりがちだったりとかいった状況もあると思いますので、子どもの発育と状況に応じて使っていく予定です。

矢田松夫委員 この1台につきというんかね、職員の数と書いてありますが、大体、何台につき職員が一人、アラームの点検をする、音を聞いておかないといけんやろ。どの子が音を出すのか出さないのか。それに対する職員の数は何人ですか。

野田子育て支援課保育係長 基本的に職員配置はゼロ歳のお子さん3人に対して一人職員が必要ですので、最大で3人になります。

水津治副分科会長 そのときの園の子どもさんの人数によっても違うと思うんですが、例えば、必要とする人数に対して、その園にその器具が足りないという状況も想定できるし、そういった場合とか考えたときに、統一したマニュアルとか、使用に当たっての基準というのは作られる予定はありますか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 来年度機器を導入する段階で、各園長等も協議しながら、そういったものができればいいと思っております。

大井淳一郎分科会長 この事業はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。続きまして、放課後児童対策事業、児童クラブの事業ですね。審査事業27になります。こちらの説明を求めます。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 131ページをお開きください。放課後児童対策事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童について、放課後及び長期休暇中に小学校空き教室等で預かることにより、児童の健全育成と保護者の就労支援を図る事業です。この事業は、重点施策2「子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト」の（1）子育て支援の充実に該当する事業です。活動指標は、児童の受入率を設定しています。平成30年度の実績は98.9%、令和元年度の7月までの実績は100%となっています。この事業は経常的経費を伴う事業のため、令和2年度に向けた評価、評価結果及び評価点の記載はありません。132ページの事業費について、令和2年度予算のうち主なものは、委託事業者への保育業務委託料1億79万8,000円で、その他光熱水費や修繕料等の合計額は1億218万1,000円です。財源は、国と県から子ども子育て支援交付金が2,732万7,000円ずつ、保育料収入が2,020万円で、残りが一般財源です。133ページは、本事業の平成30年度の事務事業評価シートです。シート中段の事業の活動指標である児童の受入率の推移は、平成28年度が95.7%、平成29年度が95.6%、平成30年度が98.9%となっています。30年度の事業の課題は、待機児童が発生したクラブが1か所あったこと、高学年受入れが未実施のクラブが6クラブあること、延長保育の更なる拡充、支援員の不足を掲げております。134ページは、児童クラブの入所状況をまとめたものです。表の真ん中辺りに令和2年2月時点の利用

者数を記載しています。令和2年2月14日時点の利用者数は876人で、待機児童はいません。その右に令和2年度の状況を記載しています。令和2年度の申込者数は871人で、全員が入所できる見込みです。この中で、出合児童クラブは、令和元年度の54人から令和2年度66人と申込者数が増えたため、児童クラブの実施場所を、これまで事業を実施していた普通教室から、より広い特別教室で事業を実施することとしています。これに伴い、特別教室へのエアコン設置が必要となるため、別途補正予算要求をしています。また、高千帆児童クラブは、令和元年度は小学校内の特別教室で1クラスの事業を行いましたが、令和2年度は場所を変えて事業を実施する予定です。資料の右側に過去のクラブ整備状況等を記載しています。

大井淳一郎分科会長 ただいま説明がありました。なお最後に説明のありました出合児童クラブの増員に伴う教室のエアコンの設置については、後ほどの補正予算のほうで集中審議していただければと思いますので、そのほかの児童クラブ全般にわたって、皆さんのほうで質疑をしていただければと思います。

矢田松夫委員 令和2年度の予算の中で、この予算総体は社協と有馬学園、この二つに支出する金額に捉えていいんですか。

野田子育て支援課保育係長 保育業務委託料は二つの事業者に対して支払うものです。

矢田松夫委員 それから、令和元年度、不用額はどれぐらいあったんですか。30年でもいいよ。引いたら分かるの。引いたら不用額が出るの、この保育業務委託料で。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 元年度につきましては終わっていないので、分からないところですが、恐らく不用額は余り出てこないと思っております。保育業務委託料につきましても、受託者側でいっぱいいっぱい必要であるというふうな情報は得ているところです。

矢田松夫委員 300万の不用額が出ったよね。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長　今申し上げたのは元年度の話で、30年度につきましては300万程度の不用額が出ておりまして、これの大部分は受託者からの委託料の返還金です。ただ、元年度につきましてはいっぱいいっぱい必要である。返還金は恐らく生じないであろうということを聞いております。

矢田松夫委員　働く人の賃金をたくさん上げてもらってね、労働条件を良くしてもらって、その分ほど利用者に返していただくのが筋でありますので、是非お願いします。それで、委託料金で、このうち有馬学園に払うのはどうなんですか。それで社協の金額は分かるから。これはまた予算書でやりましょうか。出ていますからね。

大井淳一郎分科会長　この事業なんで。

別府子育て支援課課長補佐　第2厚狭児童クラブに払う委託料の予算額は810万6,000円です。

大井淳一郎分科会長　これは例の賃借料も入っているのか。

別府子育て支援課課長補佐　おっしゃるとおりです。

矢田松夫委員　それから、いわゆる児童クラブの定員がね、ここには利用者しか書いてないんだけど、定員というのがあるでしょう。あれは全然基準を直してないのでね。それからさらに今、厚狭第2クラブも条例の中に出ていないんです。どうなんですか、その辺は。定員の数も変わっているし。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長　定員は規則で定めていると思います。これについてはおおむね何人という記載をしておりまして、確かに現状からかなり変わっているものもあります。随時拡充をしていったところで追いついてないところがあるんですけども、来年度に埴生児童クラブの定員増に合わせまして、全体的にきちんとした法整備をしたいと考えております。それと第2厚狭児童クラブについては市の設置するクラブではありませんので、規則等に定める必要はないと思っております。

杉本保喜委員 児童クラブも支援員の不足ということが133ページの課題及び改善策に書いています。支援員不足が課題であると。これらの課題に対し、対応策を検討し、早急に対応するというふうにならなっているんですけど、具体的にどのような施策を考えておられるか教えてください。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 一つは賃金単価の増加ということで、以前は市のほうで賃金単価を設定しておりましたが、今は受託者側で委託料の範囲内で設定していいというふうに変更しましたので、それによってかなりの賃金アップが図られてと考えております。来年度においても賃金のアップを検討している事業所もありますので、それが一つの方策かなと思っております。それとあと、夏休み等の長期休暇中に学生ボランティア、こういったところの配置にも力を入れているところです。

杉本保喜委員 この支援員の養成というのは厚労省のほうも、いろんな施策で支援をするという形を今とっていますよね。その中で、今言われる支援員の報酬、それからキャリアアップ、そういうこともやっていかなきゃいけないというようなことなんですよね。それから、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村に配置するというようなこともうたわれているわけなんです。そういう国の施策に対して、やはり私が前に言った保育士と同じように、やはり早く、国の施策の中の補助金等も利用して、計画的にこれを早くやらないと非常に具合が悪いということになると思うんですよね。その辺りは部局だけで考えるのはなかなか難しいところがあると思うんですよね。全体として社協も巻き込んで、何かやっていかなきゃいかんだろうと思うんですけど、その辺りはいかがですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 支援員不足は全国的な課題で、国においてもいろいろな方策を採っているところですが、今言われた、例えばアドバイザー派遣というような事業も把握しておりますが、実際、山陽小野田市においては、そういったところの需要は余りないのかなと思います。例えば、社会福祉協議会であればコーディネーターというのを2名配置しておりますし、もう一つの民間事業所においても、保育園等と併設しているところから、支援員の充実というか、スキルもあると思っておりますので、そこは今、市として実施予定はないところですが、今後も受

託者と連携は、今までも取っているつもりですが、より連携を取って、必要な事業等があれば、積極的に対応したいとは思っております。

河崎平男委員 現在、利用人数が876名ということで、待機児童なしということではありますが、規則で定めた定員は、現在何人なんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 規則を手元に持っておりませんが、おおむね30人、おおむね40人というような表記をしておりますので、合計すれば、これに近い数字にはなるとは思っておりますが、実際にこの数字にきちんとなるものではないと思っております。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 134ページに埴生児童クラブ、10月から埴生複合施設に移転予定と書いてありますよね。埴生複合施設に移転予定。それで、4月から9月埴生小中学校で実施。どこの空き教室でやっているんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 これは教育委員会、また学校と協議をさせていただいて、基本的には新しくできた埴生小学校の1階の特別支援教室、ここを1部屋お借りして実施することとしております。学校の運営にも支障がないということです。ただ、4月1日から8日までは春休み期間で、入所児童が多い時期がありまして、特別支援教室というのが普通教室よりも若干狭い部屋ですので、そこでは狭いということで、その1週間程度の時間だけは、埴生中学校の職員室が空きますので、ここをお借りするというようにしております。

水津治副分科会長 埴生小学校と高千帆小学校、一定の期間、違うところでクラブ運営されるということで、小学校から一時的に使うクラブの行き帰りの交通安全というかな、事故対策、特に埴生の場合は距離が、複合施設のところから距離があるし、幹線道路に近いところを歩くと。そして、埴生小学校ではのり面の工事が始まります。若干工事の場所と離れていると思うんですが、この期間における安全対策、特に小学校から児童クラブに行くとき、迎えは保護者が来られると思うんですが、何か対策を考えていますか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 小学校が終わって放課後児童クラブに向か

う途中ということですね。4月から9月までの間は、同じ小学校内の校舎の中の特別教室をお借りしてしますので、問題ないと思っています。

10月以降に新しい施設が完成した後に、そこの児童クラブに行くに当たっては、小学校から運動場を通過して児童クラブに行く動線を予定にしていますので、一旦学校を出てというふうな動線ではないようになっておりますので、恐らくその辺の安全性は確保できるかなと思っています。

矢田松夫委員 さっきのおおむねと言われたよね。これ見ると、平成27年と3年間で30年比べると100人違うのよね。おおむねにならんよね。おおむねというのは大体というもんじゃろ。大体でも100人超えとるわけいね。これは27ページに載っているから。

大井淳一郎分科会長 事業計画の子育て、今パブコメにかけている。

矢田松夫委員 100人違うから、おおむねにならんよ。それはいい。そのことはいいんだけど、例えば、134ページに今回の利用者人数が出ているんだけどね。例えば、全学年で出合が54人としますよね。厚陽が24人としますよね。賃金は同じなんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 支援員の賃金は受託者で決定ですが、恐らくといいますか、クラブによって違うということはありません。ただ、支援員の配置人数は当然変わってきます。人数が多いところのほうが加配の支援員はたくさんつけているというところがあります。

矢田松夫委員 それは間違いないですね。人数が多いところが、それなりに、利用者が多いとそれなりの支援員がおるけど、少ないところはそれなりの支援員、賃金は一緒だと、間違いないですね。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 賃金についてはクラブによって違うということはありません。配置人数は人数だけではなくて、支援が必要な児童などがある場合にも加配の支援員を置きますので、そういった様々な条件によって配置人数は変わってきます。

矢田松夫委員 賃金の関係ですけど、賃金については、よその市と同じなんだ

と。しかし、手当については検討していくというふうに答えられているんだけど、今年はどうなんですか。

大井淳一郎分科会長 矢田さん、何を元に。

矢田松夫委員 議事録。

別府子育て支援課課長補佐 支援員の補助員の賃金につきましては、それぞれの市町で独自に設定するものですので、宇部市と山陽小野田市を比べれば差はあろうかと思いますが、山陽小野田市といたしましても、近隣の自治体に支援員が流れてしまわないように、毎年、支援員、補助員の賃金の向上には努めてきたところです。

吉永美子委員 委託料として出されているから、前は幾らを幾らにしましたよと報告いただけただけど、今は無理なんですか。

別府子育て支援課課長補佐 以前は支援員の賃金を市が、例えば時給 850 円とかというふうに定めてお示しすることができましたが、今は事業者に決めていただくという方式に変えておりますので、市が幾らに設定していますということでお示しすることはちょっと難しいかと思います。

吉永美子委員 ただ、先ほど川崎次長から杉本委員に対しての御答弁の中で、要は、そういう委託に変えて賃金単価が上がったというふうに言われたように思うんです。だから上がったということは認識があるわけでしょう。その辺で分かる範囲ができれば有り難いですよね、県内の状況を含めて。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 賃金は受託者が決定しておりますが、報告は当然受けておりますので、お示ししますと、平成 30 年度までは市が決定をしておりました。そのときの単価が有資格者は 900 円、無資格者が 820 円でしたが、今年度、一つの事業所は有資格者を 950 円、無資格者を 850 円。もう一つの事業者は有資格者を 1,000 円、無資格者を 920 円、このように設定をしていると報告を受けております。来年度において見直すという事業所があるという情報も得ておりますが、まだ決定ではないと思っております。

吉永美子委員 見直すということなので、ひょっとしたら安いほうが高いほうに合わせようという動きがあるのかなというふうに思うけど、分かりませんね。ただ、いつだったかの御答弁の中で、要は支援員の確保というところで、賃金を上げれば支援員が集まるかということ、そういうものでもないというふうにおっしゃっていた。その辺というのは今状況としてはどうなんですか。やっぱり働く時間が長いと今度は来る人が少ないとか、そこを埋めるのが学生ボランティアという考え方でいいんでしょうか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 現場からの声としては、確かに賃金アップで支援員も増えた部分はあるけども、現状いる支援員の中では、賃金が上がれば扶養から外れるということで、出勤日数を抑えたいというような声もあるということで、痛し痒しという状況も聞いておりますが、これに加えて、いろんな広告等にも支援員の募集を掲載するとか、そういったPRにも努めておりますし、学生ボランティアの導入についても、一番支援員が必要である長期休暇等に、そういった学生ボランティアを入れることの実施というの、支援員確保の実施の一つであると思っております。

杉本保喜委員 今言われた金額ですよ。これは、近隣の市町に比べてどうなんですか。高いの、低いの、同じぐらい。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 近隣の市町の状況は、それぞれ時給のところもあれば、月給のところもありますし、市によっては各受託者に任せているというような趣旨の回答もあったりして、一概には言えないところなんですけども、中間辺りではないかなというふうに思っておるところです。

大井淳一郎分科会長 児童クラブを直営でやって、市職員でやっているところもあるんだろうか。あるんでしょうね。そのほか。（「なし」と呼ぶ者あり）児童クラブの事業については以上とします。それでは続きまして、28子ども医療費助成拡充事業についての説明を求めます。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 135ページ、子ども医療費助成拡充事業

です。子ども医療費助成は、現在中学3年生までを対象として、医療費自己負担のうち1割を市で助成し、本人負担を3割から2割に軽減しています。制度の対象となるためには、父母の市民税所得割額の合計が13万6,700円以下という所得要件を満たす必要があります。令和2年度は、現在1割としている市の助成を、8月から2割に拡大し、本人負担額の更なる軽減を図ろうとするものです。この事業は、重点施策2「子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト」の(1)子育て支援の充実に該当する事業です。事業の活動指標ですが、本制度の受給者証発行者数を設定しています。令和2年度以降は制度拡充を行う予定ですが、これにより対象者が増えるわけではありませんので、発行者数は現状と同じ2,500人としています。令和2年度の新規事業ですので、令和2年度に向けた評価の記載はありません。評価点は35点です。136ページを御覧ください。事業費についてですが、令和2年8月から助成割合を拡充しますが、実際の医療費の支払は2か月遅れとなりますので、影響する事業費としては、10月から3月までの6か月分となります。本事業の経常的経費分の予算額は2,200万円ですので、令和2年度に1割から2割に拡充するに当たって必要な費用は6か月分の1,100万円としています。137ページは、平成28年度以降の子ども医療費受給者数の推移や、子ども医療費助成事業拡充に伴う影響額のまとめを記載しています。

大井淳一郎分科会長　ただいま説明がございましたが、皆さんのほうで質疑はありますか。

吉永美子委員　現実、この2,500人というのは、小学校1年生から中学校3年生までの児童の数の全体数からすると、どのぐらいの割合になるのでしょうか。全体数は何人でしょうか。

野村子育て支援課子育て支援係長　対象児童者数は5,000人と想定しております、受給資格は2,500人と予定しておりますから、割合からいくと50%になります。

吉永美子委員　こういうのは子育て世代から選ばれるまちと言っているけれども、結局は18歳未満まで医療費無料にしなければトップにはならないのも分かり切っているわけですね。だから、もうこれはイタチごっこになる

なというふうに思うんですよ。だから、ほかのいろんなことをしながらバランスを見ていかれると思うんですけど、現実問題として、県内での状況では山陽小野田市はどの辺にいるという形になりますか。市によっていろいろだから、一遍にぱっと言えないのは分かるんですけど、要は対象者全体に対して、どの辺ぐらいで、山陽小野田市は位置づけとしてはいるかというところの認識はどうでしょうか。

野村子育て支援課子育て支援係長 順位付けにつきましては、正直なところはいろいろな組合せが考えられますので、順位を出すのは正直なところ難しいかと思っておりますが、近隣の市町に比べると、それほど劣っているものではないというふうに思っております。

河崎平男委員 この周知方法はどのようにされるんですか。

野村子育て支援課子育て支援係長 まず対象者に対しましては、なるべく早い時期に広報等でお知らせ行いたいというふうに思っております。その後、実際の更新の時期に改めてチラシ等を配布しまして、お知らせするという予定にしております。

大井淳一郎分科会長 この制度をどう考えるかということで、私も時々話をすることがあるんですが、一番良いのは、当然18歳までで所得制限なしというのが非常に良いんですが、当然財源の問題があります。今後、これをどういうふうに見るかということで、今はどちらかということと所得制限があるということで、福祉的な制度になっています。これを子育て支援という観点からいくと、所得制限をとっていくというほうが望ましいと思うんですが、今後の方向性として、例えば、中三までで3割全額補助というパターンにするのか、それとも2割補助のままだけ所属制限をとっていくのか、原課としてはどのように考えておられるでしょうか。

野村子育て支援課子育て支援係長 この拡充の方向につきましては子育て支援課でも、いろいろなパターンが考えられますので、様々なパターンを考えました。どうしても財源というところが伴ってきますので、その中で、市全体の財源等も見まして、まず、できるところからやっというところで、これを第1段階というふうに考えております。また今後につきましては、市の状況等もありますので、その辺りを勘案しながら、

次の手段を考えていきたいというふうに思っております。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか、この事業は。（「はい」と呼ぶ者あり）
以上といたします。55分から再開します。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

大井淳一郎分科会長 それでは分科会を再開します。予算書の130ページから169ですが、一遍にと言うとまずいので、少しずつ区切ってやっていきますが、まず、民生費の社会福祉費の1目の社会福祉総務費、130ページから135ページの上の段。社会福祉総務費についてページを示して質疑をお願いします。

河崎平男委員 130ページの民生福祉の関係ですが、7,713万5,000円増になっておりますが、この要因は何ですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 社会福祉総務費につきましては、福祉部関連の多数の課のものが含まれております。また、市民部の市民生活課の予算も含まれているところです。7,713万5,000円の一番大きい要因につきましては、135ページの28節繰出金があろうかと思いません。国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金が、それぞれ1,100万、7,300万と計8,400万円の増額になっております。これが大きな原因です。

松尾数則委員 133ページ、山口県更生保護協会負担金というのが5万6,000円。裏を見ると、更生保護女性会の補助金というのが3万。バランスが悪いような気がするんですけど、どういう意味なんでしょうかね。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 山口県更生保護協会の負担金につきましては、県からこの金額でということでお示しをされたものです。山陽更生保護女性会の補助金につきましては、今年度から新たに補助金として、市で

単独で補助している金額です。

松尾数則委員 確かめたい。これは県の指示なのね、5万6,000円というのは。だから、これは下げられないんだ。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 法定外で5万6,000円ということで、指示が来ているところです。

大井淳一郎分科会長 ちなみに更生保護女性会の補助金の根拠というか、この額になった理由。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 これは今年度から、どのような活動していらっしゃるかということで、活動に係る経費等を勘案いたしまして、今年度の分から3万円ということで補助額を決定したところです。

矢田松夫委員 13節の委託料なんですが、これは一人頭5万9,000円というふうに聞いておるんですが、一人当たりね。それ掛ける定員で計算されているというふうに思うんですが、現在定員は何名で、もし足りなければどういうふうにしていくのか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 民生児童委員行政調査委託料ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）民生委員、児童委員につきましては山陽小野田市定員158名です。そのほかに各地区、4地区の地区民児協があります。158名掛ける5万9,000円プラス1万1,920円掛ける4ということで、各地区の民児協のほうに委託料として支払っているところです。

大井淳一郎分科会長 定員は158ということですね。それに対して実員は。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 現在158名のうち、154名の方がおられます。4地区ほど不在地区があります。

矢田松夫委員 結局、民生児童委員にどれぐらいの金額が出ているのか。その下の研修会は渡し切りですよ。それから下も含めて、これ全部民生児童委員の方の支出に当たるということではないんですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 民生児童委員行政調査委託料、19節の負担金補助及び交付金にあります民生児童委員研修費補助金、その下にあります地区民生児童委員協議会活動助成事業補助金は、全て地区民児協のほうに交付されるものです。ただし、これ全てが民生委員さんの事務費としてお手元に渡るわけではありません。地区それぞれの活動において使用される金額もあろうかと思えます。

吉永美子委員 以前より不在の地区があるということで、この4地区というのは、現状としてどのぐらい続いているのか。それを結局補完して、ほかの地区の民生委員さんがされているというふうに思うんですけど、この状況というのはどれぐらい続いているんでしょうか、お知らせください。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 昨年12月に一斉改選が行われたところです。その一斉改選が行われる前も、4地区不在でした。その4地区全てが今残っているというわけではありません。今までいなかった4地区のうち、2地区は新しく民生委員になっていただいたところです。ただし、そのまま引き続き前期が3年ですので、今年を含めてみますと4年目になりますが、2地区ほどいない地区があります。

大井淳一郎分科会長 吉永委員分かりましたか。

吉永美子委員 私は理解度が悪くて、4地区不在というのが、現実には新しく2地区が誕生で、本当に不在は2地区とっていいということですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 現在いない地区は4地区です。前期から引き続きまして、4年目になる不在の地区は2地区あります。昨年12月1日から不在地区になったのが2地区です。

杉本保喜委員 民生委員になる人の年齢制限ですね。これが、ちょっと枠を広くしたという。たしかそうだったですね。その効果はどうなんですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 これはあくまでも山口県の申合せで、法律とか条文にあるわけではありません。基本的に75歳に到達するまでに新しい人をとということになってはありました。ただ、今回の改選の中で7

5歳という県の申合せが、80歳までという話が出たところです。長いこと民生委員をしておられますと、次の方もなかなか見つからない状況で、本来であれば、いわゆる定年と言われる75歳で、任期を終えられるはずの方も、新しく委員になっていただいた、御協力いただいた委員さんもいらっしゃるということです。

吉永美子委員 なかなかなくてくださらないというところがあるということですが、昨年12月に改正したことによって、何人の新民生委員さんが誕生したということになっているんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 昨年の改選の折に154人いらっしゃる民生委員さんのうち、100名の方が継続してやっていただいております。

吉永美子委員 ということは、54人は新しくなってきたというところでございますけれども、それでもいわゆる4地区というのは、不在はこれから先も続いていくという感じになっているんですか。そこを先ほど聞いた補完をよその地区がしているという実態はそうなんです。その辺のきちんとした答弁をいただかなかったような気がする。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 今4地区不在です。4地区の不在につきましては、その近隣の民生委員さんが、見守りを継続していただいたり、調査が必要であれば、その地区の地区民児協の会長さん等、役員さんのほうで調査をしていただいたりしているところです。ずっといないというわけではなく、今も私どもで対象の自治会長なり、旧の民生委員さんであったり、社協を通じまして福祉員さんだったり、なっただけそうな方につきましては御推薦いただいたり、私どもの足を運んでお話をしたりしているところです。

大井淳一郎分科会長 空白地域を持ち回りでやっている方々と、そういうところがないところと差があるように思うんですが、その辺はどうなっているんですか。やはり、善意でやっていただいているというレベルなんではないか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 民生委員になっていただける方につきましては

は、やっぱり、福祉行政に精通された方といいますか、その心の強い方がなっただくことが多いです。どうしてもいらっしやらないので仕方がない、私がやってやろうと言われる方もやっといらっしやいまして、この度1名増えたというところですので、また随時当たっていければと思っているところです。

水津治副分科会長 22節の賠償金、予算が20万ありますが、枠取りと思うんですが、これを執行するとなれば、どんな事例が予測されますか。

河田高齢福祉課課長補佐 福祉部共通の費目ということで、福祉部主幹の高齢福祉課で回答したいと思います。事例としましては部内共通で、例えば交通事故が発生したような場合の賠償金を想定しております。

杉本保喜委員 19節の社会福祉協議会補助金。これが昨年にと比べると、かなり少なくなっているように思うんですけど、何か理由があるんでしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 この社会福祉協議会補助金につきましては、御存じのとおり社会福祉協議会に補助するものです。この社会福祉協議会の法人運営に係るもの。一般的に委託料等でお金が入るものではないもの。また、皆様方からいただいた御寄附においては、実際事業として使わなければいけないので、本部会計の人件費など、運営をするために必要なものを社会福祉協議会のほうから、どれぐらい掛かりますよということで、要望書等を出していただいて、算定をしているところです。昨年はたしか六千数十万のお金だったと思いますが、今回出たものを含めて勘案しながら出したものですので、急に事業が減ったとか、そういうものではありません。

大井淳一郎分科会長 そのほか、よろしいですか。次の障害福祉費ですね。139ページまでです。

吉永美子委員 手話奉仕員等養成事業委託料についてでございます。今、山陽小野田市は手話言語条例制定に向けて努力していただいているところですが、そんな中で、今年度と来年度に委託料に差がありますが、その理由は何でしょうか。

柏村障害福祉課長 こちらの減額の理由としましては、手話奉仕員等スキルアップ講座の開催というものが隔年の実施になっているため、講座委託料分42万円を減額しているものです。

吉永美子委員 これは何だろう。何かで、条例というのか、法令というのか、何かで隔年ということに決まっているんですか。スキルアップというのは、極力きちんとやったほうが手話をしてくださる方にとっても大変いいことだと思うんですが、いかがなんですか。

柏村障害福祉課長 隔年の実施につきましては、特に定めがあるものはありません。確かにおっしゃるように、スキルアップですので、毎年の開催が望ましいとは思いますが、定めがあるものではありません。

吉永美子委員 望ましいものがなぜできないのでしょうか。

岡村障害福祉課技監 手話奉仕員のスキルアップ講座と要約筆記の啓発講座とを交互に行っているような状況です。要約筆記も奉仕員の人数が減っている関係で、事業を交互に開催させていただいております。

吉永美子委員 県も昨年10月で手話言語条例を作って、本市も動こうとしているところで、強めていくというところで、何ていうかな、県内の状況というのは、それでいいという状況になっているんですか。他市の状況も隔年でいいという状況なんですか。

岡村障害福祉課技監 県内の状況かどうかというところまで把握ができてないんですけれども、市の独自の取組としてスキルアップ講座と要約筆記の啓発講座というものを開催している状況です。

大井淳一郎分科会長 今後、条例とかも出てくるときにやりましょう。そのほか、障害福祉費の中で、ページを示してくださいね。

杉本保喜委員 137ページの19節に手をつなぐ育成会補助金というのが、昨年に比べると相当大きくなっているんですけど、内容を教えてください。

柏村障害福祉課長 手をつなぐ育成会の補助金が前年度の当初予算額と比較して10万円増額しております。こちらは、手をつなぐ育成会が、全国組織から県組織、そして、県の下部組織ということで山陽小野田市にもあるわけですが、山口県の大会というのが、県内の各地区の持ち回りとなっております、令和2年度に山陽小野田市の育成会が県大会引き受けることになっておりまして、その補助金として10万円計上しております。

水津治副分科会長 135ページの12の中の真ん中の手数料2,800万、これはどこに誰にどういった内容での支払になるのでしょうか。

岡村障害福祉課技監 障害福祉サービスを利用するに当たり、相談支援専門員が個人のプランを作成するようになるんですけれども、そのプランの作成料、あと、モニタリングの費用になっております。

水津治副分科会長 前年度に比べて140万近く減っているんですが、これは対象者が減ったということで理解していいんですか。減額予算となった要因ですね。

岡村障害福祉課技監 この相談支援給付費自体は減額しているんですけれども、障害児の相談支援給付費は実際には増加しております。また、障害者の相談支援のほうも件数は増加しているんですけれども、実績に基づいて、今年度減額させていただいております。

河崎平男委員 139ページであります、扶助費16億7,936万2,000円とありますが、充当割合というか、国、県、その他の割合はどうなっているんですか。

岡村障害福祉課技監 自立支援給付費に関しましては、国が2分の1、県が4分の1の負担金、地域生活支援事業費も同じく、国が2分の1、県が4分の1の補助になっております。

杉本保喜委員 同じところの扶助費のところ、福祉タクシー助成費、それからその上の福祉医療助成費、これが昨年度比と少なくなっているんで

すが、この辺の理由を教えてください。

岡村障害福祉課技監 福祉タクシー助成費に関しましては、対象者数の減少に伴って、交付数と交付枚数が減少していることによる減額となっております。福祉医療助成費につきましては、受給者数がこちらも減少傾向で、レセプト1件当たりの支出額も減少傾向にあります。これによって減額としております。

矢田松夫委員 福祉タクシーの人数が減ったということですが、2,800人からまだ減ったのか。それから、昨年も議論があったんですけど、不正に手帳を使う人がいるから、乗車するときには必ず福祉手帳を持参することと、そういうことになっていましたが、今年もそういうことでいいのでしょうか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 受給者数につきましては、今年度当初の対象者数は2,682名となっております。不正防止につきましては、毎年3月の末ぐらいから交付を始めるんですが、交付時には必ず乗車についての注意事項を書いた紙をお渡しして、丁寧に説明しまして、防止に努めているところです。

大井淳一郎分科会長 これはタクシー事業者側も余りチェックもせずに見るよなということもあったんですけど、その辺りの指導というか、周知はされていますか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 協力いただいているタクシー事業者に関しては、年度初めに契約を結びます。そこでタクシー運転手の方への案内文書も合わせて、制度の内容を説明させていただいて、御協力をいただいているところです。

矢田松夫委員 それから放課後デイサービスについては、給付費が増額になっていますが、これは事業所が拡大されたということの認識でいいんですか。

柏村障害福祉課長 増額の理由ということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡村障害福祉課技監 事業所数も増えてきているところはありますけれども、新規の相談も多くあり、利用者数が増加傾向にあることからの増額となっております。

吉永美子委員 139ページでやむを得ない事由による措置費ということで、令和元年度の当初の時に説明として虐待という話があって、実績はないと。枠取りというふうに理解をしたと思っているんですけども、これは今も、虐待はなく、枠取りということで認識していいですか。虐待がないことはいいことなので、いかがでしょうか。

岡村障害福祉課技監 今年度1件ありまして、こちらの措置費を使っているという実績がございます。

吉永美子委員 そうすると、要は枠取りじゃなくて、これは1件出たときにこれぐらいという、措置費としては50万ぐらいという予算になるんですか、どのようになるんですか。

岡村障害福祉課技監 短期入所を利用される日数によって金額が変わってきますので、一概に1件でこれだけ掛かるというわけではないです。

杉本保喜委員 難聴児補聴器購入費等助成費というのが、若干、今回昨年より上がっているんですけど、今回何人を予定しているんですか。

柏村障害福祉課長 令和2年度は5人を見込んでおります。

矢田松夫委員 その関連ですが、市内に5人対象者がおるんじゃないけど、そういう治療というんかね。そういう病院がないから、よそのほうに行かなければいけないという方の意見も聞くんですけど、交通費は出ないんですか。

岡村障害福祉課技監 補聴器の購入費用なので交通費は出ません。

矢田松夫委員 ちなみに県内はどの辺ですかね。どこまで行くのか。どこにあるのか。年寄りが時計屋に行って、すぐ買うというもんじゃないからね。

老人とは違うから。

岡村障害福祉課技監 こちらの難聴児補聴器購入費用につきましては、軽度中等度の難聴児の言語能力の健全な発達とか、学力の向上を図るための補聴器の購入費用を助成するもので、手帳に該当しない程度の方が対象となっております。

大井淳一郎分科会長 そのほか、よろしいですね。続きまして高齢者福祉費から149ページまで。社会福祉費全般に行きましょう。

矢田松夫委員 141ページなんですけど、老人福祉作業所にまつわる問題で質問しますが、この予算は、去年確かめたんですが、消耗品費と光熱費等、それから11の需用費、それから14節の下水道使用料、これが福祉作業所に係る費用ですか。もう1回確認します。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 老人福祉作業所にかかる費用が、今言われました光熱水費、通信運搬、くみ取り、下水道使用料になります。

矢田松夫委員 13節委託料の設備保守委託料。この中身は何ですか。

河田高齢福祉課課長補佐 老人福祉作業所の楽和園の消防設備の点検保守の委託料、ケアセンター山陽の建築基準法に基づきます設備の点検報告に要する費用、それからフロン排出抑制法に伴います定期点検、エアコンですね、こちらの設備の保守に関する委託料が含まれているものです。

矢田松夫委員 老人福祉作業所の最後の締めに入りますが、4か所あるんですけど、楽和園から陶好園まで、このうち2か所を使っていないんですよ。昨年も言ったんですが、こういうふうに挙げておくと基本料金、電気は基本料金あるんじゃないか。使っていないのにずっと毎年このように予算を挙げられるというのはどうなのか。特に言いますが、例えば埴生の親和荘、津布田むつみ荘の二つは実際に使っていないという状況があるんですよ。にもかかわらず、今年もこういう予算を挙げられたのはどうなのか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 むつみ荘のほうは休止中で、こちらの光熱水費

は挙がっておりません。親和荘はほかの二つに比べたら少ないんですが、それでも活動は月に何度かされていらっしゃると思いますので、そちらは上がっております。

矢田松夫委員 その実態は調べられておるんですか。例えば、作業所は次の事業を行うというふうに三つぐらいありますよね。自治会の活動に使われるというのを実際、私はつかんでいるんですが、実際、この作業所における事業をやっているかどうなのかの実態は分かるんですか。やっていないと思うんですよ。自治会の活動は分かるんですよ。例えば自治会の集会をそこでやるとか、そこに来た人が、65歳以上の人が来て、そこでこういう作業をしているというのは分かるんですかというんです。執行がどうのこうの言うんじゃないくて、現実に使っていないのに、その建物を置いていたり、基本料金払うことはないんじゃないかというのが私の質問なんです。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 親和荘ではしめ縄作りや小物作り、どんと焼きの手伝い、講話等ということで、高齢者の方が活動されているという報告も頂いております。実際にそういった活動をされているというふうに考えております。

河崎平男委員 141ページ、老人ホームの関係だけど入所者の待機はあるんですか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 現在待機はありません。

河崎平男委員 市内の定員というか、どのぐらい入られるんですか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 市内の養護老人ホームは、小野田老人ホーム、長生園共に50人ずつ入ることができます。

吉永美子委員 ちょっと分からないので、141ページの13節委託料の中で、設備保守委託料が来年度は今年度の倍以上になる理由は为什么呢。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 ケアセンター山陽の定期点検というのがあるんですが、その中でフロン排出抑制法に基づく定期点検というのが3年に

1回ありまして、こちらが26万4,000円ほど、2年度にかかりますので、こちらが増えております。エアコンのフロン排出の抑制の関係です。

吉永美子委員 老人の日の行事というところで、暑いときにやるというところで、この辺というのは今どういう状況でされる予定ですか。老人の日の行事です。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 こちらの開催日について、各地区社会福祉協議会にアンケートを取りまして、選択肢としまして、敬老の日、これまでと同様、敬老の日より後の9月の敬老月間中、その他ということでアンケートを取りました。そして、そのアンケートを取った結果、最初の敬老の日、これまでと同様というのが、全11地区中9地区、敬老の日より後の休日、9月の敬老月間中が1地区、その他が1地区ということでした。

吉永美子委員 基本的な考え方として、とにかく、地球温暖化の中で、老人の日、こういう時期というのはまだまだ本当に暑いですがけれども、それでもやっぱり汗かきかきでも工夫をしてやっていくという考え方で、社協さんに取りられたアンケートの答えの中ではそういうことということで、地元で工夫されるというふうに考えていいということですかね。大丈夫ですかね。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 アンケートの結果、これまでと同様というのが9地区ということで一番多く、暑さの工夫等もしながらということではないかというふうに考えております。

大井淳一郎分科会長 暑さ以外も老老ボランティアという形で、やるほうも該当者だったりするので、在り方も含めて、長い目で、急に来年なくすとか減らすとかできないんで、されてください。

杉本保喜委員 143ページの19節のところの介護保険低所得者利用者負担軽減助成金というのが、年々少なくなっているんですけど、この辺の傾向としては、どのように捉えられているんでしょうか。

河田高齢福祉課課長補佐 こちらの助成金ですけれども、実施した経緯が、介護保険制度が導入される以前は、措置でホームヘルパーを利用されていた方がいました。最高でそういった方の自己負担がない方もいらっしゃいまして、激変緩和措置として助成するという目的で制度が開始されたものです。ただ、介護保険制度も20年ぐらい経過しておりまして、対象となる方が少なくなっておられるということと、介護保険制度が高額介護サービス費ですとか、そういった手当ができていないということで、対象者が少なくなっているという傾向です。

松尾数則委員 確認したいことがありまして、福祉センターについてなんですが、中央福祉センター、ここにありますように運営業務というのがもちろん入っていますが、つまり、中央福祉センターというのは土地も建物も山陽小野田市の土地という意味なんでしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 千代町の中央福祉センターにつきましては、土地建物も市のものです。管理業務を山陽小野田市社会福祉協議会に指定管理者として委託しているところです。

松尾数則委員 それでは山陽出張所はどうなっているんですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 山陽総合事務所のそばにある山陽福祉会館のことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）あれにつきましては土地建物も全て山陽小野田市社会福祉協議会の所有だと思っております。

松尾数則委員 NHKじゃないけど、なぜ。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 山陽町時代のことが分かりませんので何とも言えませんが、聞き及んでいるところによりますと、山陽町時代に社会福祉協議会が購入されて、オートの補助金等を活用されて、山陽町社会福祉協議会が建てられた。それに山陽町側が補助金を出していたというふうに聞いておりまして、土地建物等も社会福祉協議会のものだというふうに聞いております。

松尾数則委員 何でこういうことを言いたいのかということ、つまり山陽のほうにはエレベーターもない。もちろん浴槽もない。山陽町のほうで、例え

ばエレベーターが欲しいなと思ったときには、社協を通さないと通らない。それでいいのかと。いまだにないところは、やっぱりそういうことがあるから、そういう状況になっているんじゃないかという気はしているんですが、ちょっと答えを。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 誠に申し訳ありませんが、市の持ち物ではないものに、既存のものを作るとか、補修するということはちょっと難しいです。山陽小野田市の社会福祉協議会のほうで、つけられるのであればとは思いますが、ちょっと今の状況では無理ではないかと思っているところです。

松尾数則委員 旧小野田市の社協さんは、すぐ行政に泣きついている。土地も建物もね。山陽町は基本的には自分たちで一生懸命やろうと思って、オートもだけど、オートというのは例の日動振のお金を借りて、50%返却なの。そういう形を作ってきた。出来上がったならこういう状況になっている。いろんな部材、道具もそろっていない。そのときに、実際、例えば小野田と同じような状況にしようと思ったら、社協を通さないと駄目。もう少し何か考えてもらえないかということです。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 社会福祉協議会としましては、こちらの中央福祉センターにいる職員と山陽町にいる職員と、別に分けられているわけではなく、一つの山陽小野田市社会福祉協議会ですので、どちらも一つの社会福祉協議会だと思っております。社会福祉協議会の運営については、法人運営として、この度も補助金として交付しておりますので、事業のほうは、ほかのものでやっていただくようになるのではないかと考えているところです。

松尾数則委員 だから言いたい。人材は山陽町から小野田のほうにほとんど行っているんですよ。こんな言い方もおかしいけど。ところが実際はこういう結果になっている。だから、その辺のところを踏まえて、例えば、老人が使うのにエレベーターも何もないという状況というのは、基本的にはおかしいでしょう。もう少し何とかしてやるべきだ。そういうときに、こういった今の環境だったら、なかなか社協を通さないとけんというのはなかなか難しい。社協も恐らくお金を持ってないでしょう。行政のほうがその辺のところも少し考えていただきたいなと思っている。

大井淳一郎分科会長 要望でよろしいですね。それでは、社会福祉費ですが、149ページまでです。

河崎平男委員 人権啓発費の中の事業については、いつ、どのような事業を予定しているんですか。

岡野市民生活課人権・男女共同参画室主任 人権啓発業務の事業としてあるのは、国から県、県から市へ再委託されている人権の花運動と人権講座、ヒューマンフェスタの3事業と、担当者の研修、それから人権擁護委員協議会への負担があります。

河崎平男委員 同和問題に係る相談事業というか、案件は、実績としてはどうなっておりますか。

岡野市民生活課人権・男女共同参画室主任 同和問題についての事案相談は今年度ありません。

河崎平男委員 人権啓発の種別というか、そういった中で、たくさんの分野があると思うんですが、人権フェスタ等で同和問題の啓発事業は、今まで実績としてやられておりますか。

岡野市民生活課人権・男女共同参画室主任 今年度の人権講座の第3回目で、同和問題の解決に向けてという講座を開いております。

吉永美子委員 結局、石丸総合館の運営協議会委員が前回9人で、令和2年度は8人というのは、結局、報酬が出ない人が一人いて、その人を入れての9人だということ、先ほどのと一緒ということですね。逆に言うと、結局、委員が何人でやっているかというのが見えなくなるので、報酬関係は8人だけど、説明がせつかくかなり枠が空いていますから、やっぱり全体が何人でやっているんだということが分かるようにしたいと思うんですが、私はより親切じゃないかなと思っているんですけど、執行部いかがですか。

藤山市民部次長兼市民生活課長 これはうちのところだけではありませんので、

私が答える立場ではないですから、そういう話があったということで、関係部署に伝えたいと思います。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。社会福祉費は以上とします。それでは続きまして児童福祉費ですが、児童福祉総務費の153ページまで。児童措置費も含めて聞いてください。

河崎平男委員 152ページの6,700万6,000円。この増の要因はなんですか。

野村子育て支援課子育て支援係長 増と減とそれぞれの理由がありまして、それが組み合わさってのものになるんですが、大きいものとしましては、保育園の使用料の無償化に伴いまして、施設等利用給付費負担金が1億4,000万ほど増えております。それと、先ほど審議していただきました子ども医療費の扶助費の追加分が1,100万円ほどとなっております。減の要因としましては、児童扶養手当の支払が、今年度は支払の月が変わったという影響で、令和元年度は3月分ほど、児童扶養手当支払が増えているんですが、それが、来年度はなくなるということで、これが8,250万円ほどの減となっております。これが組み合わさっての6,700万円の増という形になっております。

杉本保喜委員 153ページの19節の負担金、補助及び交付金の中の施設整備補助金の内容を教えてください。

別府子育て支援課課長補佐 民間の保育所が施設整備をするときに、国、市から補助金を出すというものです。具体的には私立保育園がウッドデッキの修繕とかエアコンの更新等を予定しておられまして、それに対する補助金499万5,000円の支出を予定しております。

矢田松夫委員 延長保育は、新たなサービス事業はしないで、前後1時間で終わるということでありまして、今年も。延ばすとかはないですか。

野田子育て支援課保育係長 今のお尋ねは保育園の延長保育に対する補助金の部分ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでしたら標準時間認定で決まっている時間と、各私立保育園の開所時間

の差の部分が延長保育という形にはなりませんので、各施設の御意向もありますので、現在ではその時間を変更するといった声は聞いておりません。

矢田松夫委員 声を聞いていないというのは、利用者からの声を聞いてないということでもいいんですかね。そういう要望なかったという理解でもいいんですかね。

野田子育て支援課保育係長 延長保育の補助金は私立の保育園になりますので、そういった要望は市には余り入ってこないの、私は聞いた覚えがなく、もしかしたら施設のほうには、もうちょっと長くないだろうかというのがあるかもしれないですけど、私立の設置者の方からは、例えば、7時までの開園時間を7時半に変えようとかいった声は聞いておりません。

杉本保喜委員 153ページの13の委託料。これの保育所運営費、これが市外公立分と、その下に私立分があるんですが、いずれも予算が前年度より少なくなっているんですけど、何か理由があるんでしょうか。

野田子育て支援課保育係長 まず、私立保育園に支払する部分については、幼児保育・教育の無償化が始まりまして、副食費分とかの単価が変わっている部分があるので減っております。もう一つの市外の公立に通っていらっしゃるお子さんに掛かる経費を支払する部分ですけど、こちらは転出とか転入とかを伴う場合が多いもので、なかなか見込みが立て切れないところではあるんですけども、30年度は12人いらっしゃったんですが、今年度は4人程度ということですので、少し減ってきているなということで予算を減らしております。

杉本保喜委員 副食費の件で出たんですけど、155ページの副食費補足給付事業費の補助金が新たに出ていますよね。486万、これと関連があるんですか。

野田子育て支援課保育係長 いえ、こちらの補足給付は新制度に移行していらっしゃる幼稚園に通う方への補助なので、関連していません。

矢田松夫委員 保育所費で質問しますが、日の出から出合まで、今年度から会計年度任用職員報酬というふうになっておりますけれど、この人数と、一般職の人数が89になっていますが、89人でいいんですが、任用職員の人数が、委員長、資料の請求なんです、これだったらちょっと分からない。今までで言うと、正規の職員で、任期付きで、非常勤の職員というふうに資料があったんですが、これ全部一つにすると訳分からんというか、理解できないんですよ。任用別に資料をもらうということはいませんか、保育所別に。

大井淳一郎分科会長 人事課が全部握っているのかな。出せるかどうか聞いてみましょう。

矢田松夫委員 報酬のところは何人ですかね。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 この予算根拠となる人数は人事課所管ですので、分かりかねます。

矢田松夫委員 例えば前年度は賃金で出ていたんですよ。今回賃金がなくなったでしょう。ですから、もう質問のしようがない。質問ができませんよ、今の任用別が、賃金がないから。ですからそれを任用別に明らかにしてほしい。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 これまで臨時職員は賃金で組まれていたものが、会計年度になって、フルタイムの方は給与になって、パートの方は報酬になると聞いておりますので、その辺りの組替えで、細かい予算根拠となる資料は人事課のほうになりますが、例えば昨年度10月時点の保育所における保育士配置の数でしたら、把握はしているところです。

大井淳一郎分科会長 委員の皆さん、人事課に該当資料、ここの保育所だけでいいですよ。会計年度の内訳を。ちょっと今日は出てこないかもしれませんが、委員会としては資料要求するということによろしいですね。よろしくをお願いします。

矢田松夫委員 159ページの委託料で、警備委託料の中身。どんなことをするのかをお願いします。

野田子育て支援課保育係長 警備委託料は公立保育園の機械警備の委託料です。

河崎平男委員 159ページの用地借上の内容はなんですか。

野田子育て支援課保育係長 津布田保育園の用地が借りている土地になりますので、その料金です。

大井淳一郎分科会長 そのほか。保育所はいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）家庭児童福祉費、児童クラブは事業をしましたからね。子育て総合支援センターもやりましたからね。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）児童福祉費まで全部。児童館はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次は生活保護費、扶助費も含めて生活保護関係。

矢田松夫委員 女性のケースワーカーを増やしてほしいという、去年そういう意見があったんですが、今年はどうなのか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 現在ケースワーカーが8名いるうち、女性のケースワーカーが1名おります。男性と同様に地区を担当しております、常時外を回ったりしてケースワークをしているところです。職場におきましても19名社会福祉課の職員がいる中、ケースワーカー1名とあと地域福祉係に1名女性がおります。その中で女性でなければいけないということまでの要望は出ていないところですが、やはり一人で悩みを抱えることを考えると、二人いるといいかなという思いは持っているところです。

大井淳一郎分科会長 結論は一人ですよ。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 ケースワーカーとしては一人です。

大井淳一郎分科会長 原課として、増員は要請されたんですか。その辺の実態を。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 職員の採用においても、男性と女性が同じような人数ですので、男性だけの職場ではありません。女性が来られるこ

とについては、別に問題はないと思いますし、また今は女性一人ですので、女性の目線からの対応も含めますと二人がいいかなという私個人の考えは持っているところです。

大井淳一郎分科会長 本会議で研修を充実してほしいということがありました
が、女性のケースワーカーが社会福祉士の資格を持っておられて、精通
されているんですが、そのほかの職員との格差があるんじゃないかとい
うことで、研修の充実についてお答えください。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 女性の職員が社会福祉士という資格を持って
おります。優秀な職員が社会福祉士の資格を持って業務に当たっている
と思っていますところです。男性の職員が社会福祉士の資格を持っていな
いと優秀ではないかということではないと思っています。ただ、職員
が入りましたら、社会福祉士の資格を取るのはかなり難しいので、社会
福祉主事という資格認定のために、学習をしたり、旅費におきましても、
関東にスクーリングのために行く予算も取っています。165ページの
普通旅費の中には社会福祉主事のためのスクーリングの予算もあります
し、167ページの負担金、補助及び交付金の研修負担金につきましても、
社会福祉主事の資格認定のための負担金です。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど御質問のありました保育所の人数内
訳、157ページ、今資料が届きましたので口頭で御報告してもよろし
いでしょうか。

大井淳一郎分科会長 取りあえず口頭で答弁してください。一覧表はまた別途。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 157ページの給与の内訳ですけども、8
9人の内訳が、正規職員が37人、再任用職員が1人、任期付職員が3
1人、会計年度職員のフルタイムが20人、合計89人。その上の報酬
が、会計年度職員のパート職員が29人、こういった内訳です。

大井淳一郎分科会長 それを一覧表にして別途お願いします。生活保護関係よ
ろしいですか。

水津治副分科会長 167ページの扶助費の下から2番目、施設事務費、これ

の内容と前年度予算に比べ450万6,000円の増額予算となっておりますが、内容と増えた理由をお願いします。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 施設事務費ですけれども、昨年度に比ばまして450万ほど当初予算額が増えておりますけれども、これにつきましては県内に救護施設、生活保護者が入所する施設が6か所ありまして、そこへの入所者数が昨年と比べて1名増えております。それに伴いまして今年度当初予算を増額しているところです。

吉永美子委員 進学準備給付金です。令和元年度に新規にできたものですが、現状をお知らせください。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 進学準備給付金ですけれども、今年度につきましては実績がゼロです。昨年度はお一人おられました。そういう状況です。

杉本保喜委員 同じところの生業扶助費です。これは高校生が対象ということなんですけれども、若干これも予算額は上がっているんですけども。今回は対象者何人になっているんでしょうか。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 今年度は生業扶助の対象となります高校生につきましては17名で予算を取っております。

矢田松夫委員 葬祭扶助費なんですけど、私もこれを勉強しました。やっぱりあるんですね、去年14件。葬儀屋にも行って聞きました。今年もそれぐらいの予算で大体見込んでおられるんですかね。去年が14件でした。今年はどうなんですか。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 先日の補正予算でも増額補正をさせていただいたんですけども、予定より今年度につきまして増えております。当初13名を見込んでおったんですけども、現時点で18名に対して支給しております。昨年度よりちょっと増えている状況であります。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 今、壹岐が申しあげましたとおり令和元年度予算はそのようになろうかと思えます。現時点ここに234万で挙げて

おりますのは13名を見越して予算を組んでいます。今年度と同じように、もしかするとまた補正でお願いするようになることもあろうかとは思っています。

大井淳一郎分科会長 生活保護はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
災害救助に行きます。

矢田松夫委員 169ページの災害の援護資金の関係ですが、全く同じ金額なんです、変化はないということですか、この援護資金の償還金は。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 これは平成22年に厚狭川の水害のときに貸し付けた分の返還金です。10年間で最初3年間は償還を猶予して、それ以降に払ってもらいますので、前年と同額の金額を計上させていただいているところです。

矢田松夫委員 18名分、これは戻しているということでいいですかね。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 平成22年度に18名に対して2,800万強の金額をお貸ししたところです。現時点で返還いただいている金額が2,400万程度です。若干残っている方もいらっしゃいますので、支払ってない方につきましては、随時文書、電話等で催告をさせていただいているところです。

大井淳一郎分科会長 それでは民生費は以上とします。ここで休憩します。それでは3時15分からお願いします。

午後3時 5分 休憩

午後3時15分 再開

大井淳一郎分科会長 それでは委員会を再開します。衛生費に入りたいところだったんですが、教育費の幼稚園費のところの審査が終わってありませんでしたので、まずそちらをやりたいと思います。予算書の264ペー

ジから269ページになります。幼稚園費の中で聞いてください。全部じゃないですよ。扶助費のところだけです。該当が限られています。269ページだけです。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）教育費は終わります。それでは続きまして衛生費に入りたいと思います。衛生費が審査事業29番からお願いします。

尾山健康増進課長 資料の139ページをお開きください。審査番号29番、発育・発達事業（療育教室）です。この事業は幼児健診等で経過観察が必要とされた児及びその保護者に対して、親子遊びや育児相談、発達相談などの療育教室を実施するもので、重点施策2、子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクトの（1）、子育て支援の充実に該当する事業で、新規事業となります。療育の必要な児を早期に適切な機関へつなげるとともに、保護者の育児不安の軽減を図ることを目的に実施します。開催回数は活動指標として挙げておりますが、年に24回、月2回の頻度で、保健センターにおいて開催する予定としております。141ページの資料を御覧ください。資料中ほどにスタッフを記載しておりますが、健康増進課の保健師のほかに児童相談員等を予定しており、事業費の主なものは報償費18万円で、総事業費22万6,000円を予算計上しております。この財源の内訳は食材料費、おやつ代になりますが、1万6,000円を実費で徴収し、残り21万円が一般財源となります。また、資料の下半分に参考、げんきっこクラブ実績を記載しておりますが、げんきっこクラブというのは、現在、宇部つくし園が、山陽小野田保健センターを会場として実施されている療育教室のことです。このげんきっこクラブに関しては、令和元年度までは県事業として、宇部つくし園が、山陽小野田保健センターを会場として実施されておりますが、令和2年度からは、宇部つくし園が山陽小野田市での開催を終了されることとなっております。しかし、げんきっこクラブの実績を見ていただくとおり、療育に不安を抱える児や保護者のニーズはあると考え、市の事業として実施するものです。説明は以上です。

大井淳一郎分科会長 ただいま事業の説明を受けました。皆さんのほうで。

杉本保喜委員 そうすると、げんきっこクラブは県ではなくて、市のほうで委託してやるということになるんですか。

尾山健康増進課長 げんきっこクラブを市が委託し替えるというのではなくて、市が独自に療育教室を委託させていただくという形になります。申し訳ありません。委託ではなくて直営で実施をさせていただくということです。

水津治副分科会長 開催の予定回数が24回、月2回ということなのですが、開催日の曜日とか、日曜日、なぜこれを聞きたいかというのと、やはり、こういった子どもさんの、たいていお母さんだけというのが教室に参加される率が高いと思うんですね。こういったことに関しては、保護者両親がしっかり理解するというのが僕はすごく大事と思っているんですね。そういったことを考えたときに、御両親がそろって教室に参加していただける体制というのが大事じゃないかと思うんですが、今、開催の曜日とか時間とかは、一人でも多く参加されるような内容として考えておられるかお尋ねします。

尾山健康増進課長 現時点で考えておりますのは、平日の2時間程度で、1回は午前、1回は午後というふうに考えております。

杉本保喜委員 先ほどのげんきっこクラブの実績を見ると、段々参加者数が減っているんですけど、これは、この対象者になる人が市内において減ってきているというふうに解釈してよろしいですか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 子どもの数自体は、やはり出生数が減少してきておりますので、対象者数自体が減っているというところはあります。

河崎平男委員 139ページの発育・発達事業を進める上で、療育専門指導員等と書いてありますが、何人おられるんですか、専門員は。

尾山健康増進課長 市には現在おりませんが、スタッフとしては1名を予定しております。

河崎平男委員 その1名は24回のうち、ずっと来られるんですか。

尾山健康増進課長 そのとおりです。

水津治副分科会長 140ページの食材料費、令和2年度の予算1万6,000円とありますが、食材料費の目的は何でしょうか。

尾山健康増進課長 おやつ代となります。ただ単におやつを食べていただくということではなく、そのおやつを食べるという準備段階、手を洗ったりだとか、そういうふうなものから療育を考えて、おやつを導入するという意味合いです。

矢田松夫委員 139ページですが、これは療育の教室となっていますが、教室ということは来ていただくということですね。訪問ということは考えてないですか。

尾山健康増進課長 教室ということですので、来ていただくというものになります。ただし、どうしても来られない、必要だけれどもなかなかこういう教室につながらないという方に関しましては、増進課の保健師のほうで、訪問して対応します。

吉永美子委員 ちょっと分からないんですけども、この139ページの中で、3段目に書いてある参加した子のうち、適切な機関につながった割合とあるわけですよね、成果と。でも、これって、この意図のところで、療育の必要な早期に発見し、適切な機関へつなげる。それとともに保護者の育児不安の軽減を図るとあるわけですが、この療育教室に来ることによって、保護者の育児不安が軽減されて、要はそこでよかったねとなるほうが、かえって機関へつなげなくてもよかったというほうが良いというふうに捉えるわけですけど、何かこの理解がよくできないんですよ。適切な機関につながった割合というのが、この80、85、90とありますけど、療育教室に来た人たちは全部、適切な機関につなげていくんだよということ考えておられるんですか。療育教室に来たことによって、よかったねということ終わって、それがいいと私は思うわけですけど、機関に行かないほうが。この考え方ってどう思えばいいんでしょう。

尾山健康増進課長 対象となる子どもさんの障害や、その障害の疑いの状況にもよりますが、確かに、中にはこの教室に来られることでよかったねと

いう方もいらっしゃるかもしれませんが、場合によっては、例えば、宇部つくし園だとかというような児童発達支援事業所、あと発達専門の医療機関、こういったところにきっちりつながっていったほうが、その子にとって適切な療育になるということもありますので、そういう意味も踏まえて、療育教室に来ていただいたことで、個々の特性に応じた次の発達機関につなげていくというような意味合いです。

吉永美子委員 何ていうか、そこに来た人、いわゆる親子で来るわけでしょう。だから、そこで療育教室をする。そしてそこで、いやここは機関につなげたほうがいいねと考えたのが100あって、その中で、現実にそこにつなげたんだけど、要はその後に保護者の思いで、いやもういいですよと、何ていうかな、つながっていかなかったという意味ではなくて、100来た中で、8割は機関につなげるということ。要はつなげるということを目的にして療育教室をするということですね。そういうことでよろしいのでしょうか。

尾山健康増進課長 そのとおりです。

吉永美子委員 この療育教室をすることは、機関につなげるための一つのステップであって、ここで止まる。もうこれ以上は行かなくても、これでいいねということの考えはないということですね。

尾山健康増進課長 先ほども申しましたが、障害の状態によっては教室で十分だという方もあり得ますので、全員が全員つながるわけではございません。

吉永美子委員 理解が悪いのかな。要は機関に行かないほうが軽くていいわけじゃないですか。目標を高くしているということが、どういうことかなというふうにとちょっと理解ができないということです。要は機関につなげる必要があるだねと考えた中で、現実には、そのあと行かれませんでしたとなったときには、このつなげることの割合を高くしていくというのは分かるんです。そこの理解ができなくて、そういう意味です。

尾山健康増進課長 つながらない方の例としてしまして、この療育教室で十分だという方もいらっしゃるかわりに、例えば、保健師からすれば、非常

にこのまま継続していくことが必要だけれども、親御さんの考え等で、この療育教室自体を辞めていくような方もいらっしゃいます。ですから、そういう方も含めて、つないでいきたいということで、徐々に80から、令和4年は90まで上げていきたいということで目標値を上げております。

大井淳一郎分科会長 この事業についての質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。続きまして、審査事業30です。こちらの妊婦健康診査事業（歯科健診）です。

尾山健康増進課長 それでは資料の143ページをお開きください。審査番号30番、妊婦健康診査事業（歯科健診）です。この事業は妊婦に対し、妊娠中期以降に1回、無料で歯周病健診並びに口腔保健指導を受けられる体制を作るもので、この事業も重点施策2、子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクトの（1）子育て支援の充実に該当する事業で、新規事業となります。145ページを御覧ください。こちらの資料で事業概要を説明させていただきます。1の目的を御覧ください。妊娠中の流産や低体重児の原因は様々ですが、歯周病もその一つに挙げられております。妊娠中に歯周病の早期発見や予防を行うことで、低体重児等のリスクを下げ、妊娠、出産が安心してできるようにすることを目的に実施するものです。対象者は市内に住民票のある妊婦で、令和2年度は430人を見込んでおります。内容は歯科医療機関による歯周病健診並びに口腔衛生指導で、計上している予算の主なものは健診委託料です。また、里帰りなどを県外の歯科医療機関で受診された妊婦さんに関しては、償還払いで対応する予定としており、総事業額は81万8,000円を予算計上しております。この財源につきましては全て一般財源となります。なお、この妊婦に対する歯科健診につきましては、令和元年度から実施している医療保健専門職プロジェクト会議においても、本市の健康課題の一つである歯周病対策は、乳幼児からの対策では遅く、妊娠期から取り組むべきだと、その重要性を指摘されていることから、この事業を計画したものです。説明は以上です。

大井淳一郎分科会長 事業の説明を受けましたので、皆さんからの質疑を受けます。

矢田松夫委員 この回数は別に、治療の回数はあるんですか。例えば、妊婦健診は国が示している妊婦健診があるんですよね。その都度、何週間前とか。その都度、受けられるかどうか。

尾山健康増進課長 回数は1回です。

矢田松夫委員 この裏の説明書を見ると、治療にと書いてある。適切な治療に励めと書いてあるんですが、1回で治療は終わるんですか。

尾山健康増進課長 この事業はあくまでも健診事業となります。健診を受けられた後、治療が必要になられた方は、医療保険を使って治療を受けていただく形になります。

河崎平男委員 この事業の周知方法、どのような形でやられるんですか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 妊娠届出をされたときに、全数面接をしております、その方たちに説明して、お渡しするということと、もう既に妊娠届を今年度出されている方もいらっしゃいますので、その方たちには直接送付、受診票の送付をしたいと考えております。

杉本保喜委員 144ページの下の方に、印刷製本費は初年度のみ単独で120部作成しうんぬんと書いてあるんですけど、今回の対象者数は予定として430人というふうに挙げていますよね。この辺であとは立ち上がりとして120で大丈夫かなという不安があるんですが、いかがですか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 120部作成するというので、見込みでは出してはおります。既に交付している方に対しての120部という意味です。

杉本保喜委員 一番心配するのは430人という対象に対して、滞りなく周知できるかなということが不安なんです。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 430人というのは、令和2年度の妊娠届出を出された方の数なので、この120部とは別になります。

尾山健康増進課長 既に妊娠届のときに健診の受診票というのをお渡ししています。既に渡していて、歯科の健診の受診票がない人が120部ということですが。

吉永美子委員 妊婦健康診査、これは14回のそのものなんですけども、委託医療機関というのが何箇所あって、その中で今回歯科については27か所ということなんですけど、要は大きい病院で、歯科も持っているというところは、この中に何箇所あるんでしょうか。妊婦健康診査の委託をしている中で、この27か所中何箇所ありますか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 現時点では1か所です。

吉永美子委員 1か所というと、妊婦健康診査、中期以降で受けるときに、併せて歯科もというのが、併せてがなかなか難しいんだなということは思うんですけど、そんな中でも、やはりこの受診率ですね。これは、やっぱり単独に歯科だけ行かないといけないというところで、このパーセンテージは、これ以上はなかなか難しそうですか。目標です。50から60ぐらいまでにされていて、本来であれば、普通の妊婦健康診査と同じように100パーに近いところでやってもらいたいんですが、その辺はどのように努力していけますか。

尾山健康増進課長 本来であれば100%を目指すべきだというふうには考えております。ただ、これを導入するに当たりまして、実際県内他市で実施している状況等を確認させていただいたときに、やはり40%前後だと。なぜそれだけ低いかと言いますと、例えばですけれども、受診票を妊婦さんに直接渡すのではなくて、歯科医院に直接置いているところだとか、あと、妊婦健診の補助券とは別に受診票を渡しておられることで、なかなか周知も難しいのではないかと。そのことを鑑みまして、本市においては受診票の中に入れ込むということをもって、受診率を、他市でやってらっしゃるところの高いところを、まず目指したいと考えております。これをやっていく上で、受診率をもちろん上げていくつもりではありますので、上がっていけば、また、目標値の上方修正をしていきたいというふうには考えております。

松尾数則委員 僕も受診率のことを言いたかったんですが、ただ、私も初めて今この目的を見てから、妊娠中の方がこんなに歯について、こんなに影響すると思いませんでした。だから、多くの方がそうじゃないんでしょうかね。だから、その辺のところはもっともっと宣伝すべきじゃないかと思えますけどね。

尾山健康増進課長 健診につきましては、全員にお伝えができるような体制はとっております。また、そのほかに妊婦健診だとか、様々な教育の場面で、やはり歯というものが様々な病気、低体重児はもちろんですけど、ほかの病気にも影響を及ぼすということを周知していきたいと考えています。

吉永美子委員 それで思い出したんですが、歯科医師によって、分からないですけど、そこによって違うかもしれないけど、ポスターを貼られていて、歯周病になるとこんなところにこういうところを、こんなことが出てきますよとか、そういうのを見られたことがありますか。歯科医師で。すごいなと思ったんですよ。歯が悪いとこんなところまで響くんだというのを貼っておられる歯科医師が、私の主治医ですけど、そういったのを何かチラシを入れてあげると、ああ本当に怖いなあというのが、妊婦さんだからじゃなくて、いろんなことに波及するという怖さを私も本当にびっくりしたぐらいあったので、その辺というのは見られたことがあるんですか。ポスターなりを。当然保健師さんだからいろんなことを知っておられるから当たり前でしょうけどね。

尾山健康増進課長 歯周病が及ぼす、例えば糖尿病だとか、動脈硬化とかで、そういうふうなチラシだとかポスターというのは見たことがあります。これに関しましては、妊婦に限らず、成人も含めて、歯科に対する、歯周病に対する対策というのは大切だと考えておりますので、現在、持っておりますリーフレットの配布等もしておりますが、関係機関とも協力しながら周知には努めていきたいと考えます。

吉永美子委員 できれば、手に入るんであれば大きなポスターであったぐらいですから、チラシがあるんじゃないかと思うんですよ。それを入れてあげると、歯周病の怖さを実感するので、妊婦さんはなおさら中に大事な子を抱えているわけですから、意識がすごく高まると思うので、是非チ

ラシを入れてあげていただきたいなとすごく思っていますが、よろしく
願います。

水津治副分科会長 支出の内訳、144ページに里帰り中の妊婦歯科と、お嫁
に行った娘さんが帰ってきてということになると思うんですが、じゃな
いですか。

尾山健康増進課長 逆です。本市に住んでいる妊婦さんが、例えば、広島だど
か、東京だどかに戻られて出産されるという里帰りです。

大井淳一郎分科会長 この事業についてはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ
者あり）続いて31です。若者健康診査についての説明を求めます。

尾山健康増進課長 147ページをお開きください。審査番号31番、若者健
康診査です。この事業も新規事業となります。若者健康診査は職場健診
等の他の制度で健診を受ける機会のない18歳から39歳の市民を対象
として実施する健康診査です。従来、女性の健康診査として実施してき
て来た健診を、対象者に男性を加えるとともに、年齢の下限を20歳か
ら18歳に引き下げて実施するものです。資料の149ページを御覧く
ださい。上の表が令和元年度までの健診体制、下の表が令和2年度以降
の体制予定となります。上の表の真ん中の列、18歳（大学生等）から
39歳の部分を御覧ください。男女ともに学生、労働者、非労働者に分
けて表記しておりますが、ここでの非労働者は自営業者等、労働安全衛
生法による健診機会のないものを含んでおります。学生や労働者は他方
での健診の機会がありますが、男性の非労働者と、女性の非労働者等の
うち、19歳までの方は本市においては、今までは健診の機会がありま
せませんでした。そこで、下の表を御覧ください。来年度以降、若者健康診
査を実施することで、本市のほぼ全ての方に健診の機会が提供できるよ
うになります。147ページにお戻りください。この事業は健診機会の
拡大を行うとともに、事業概要や意図に記載しておりますとおり、青壮
年期から自分の健康状態を把握し、生活習慣の見直しのきっかけとする
こと。疾病の早期発見を行い、適正な医療につなぐことで重症化を予防
することを目的としております。健診方法は、集団健診、個別健診の両
方で実施しております。また、資料には記載していませんが、健診項
目は、特定健診で実施する項目から心電図を除いた項目です。女性で希

望者には、骨量測定も実施する予定としております。こちら資料には記載しておりませんが、健診委託料は、現在実施している特定健診の委託料を参考とし、個別健診が1万125円。集団健診が5,000円。骨量測定が4,997円。自己負担額は個別健診が3,000円。集団健診が1,500円。骨量測定が1,500円。なお、国保の方は全て500円を予定しております。令和2年度の受診者数は男女合わせて125人を見込んでおります。148ページを御覧ください。令和2年度の予算のうち、主なものは健康診査委託料124万7,000円で、印刷製本費等合わせて、総額131万3,000円を計上しております。この財源内訳は、受益者負担金が37万2,000円。残り94万1,000円が一般財源となります。説明は以上となります。

大井淳一郎分科会長 ただいま事業の説明を受けました。若者健康診査事業です。

杉本保喜委員 受診する場合に、自分が幾ら掛かるかというのは、項目別に負担金があるということですかね。

大井淳一郎分科会長 明確に質問してください。

杉本保喜委員 下関市の場合は自己負担金が1,200円で、内容としては医師の診察、血圧、尿、身体計測、血液中の総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、腎肝機能、糖尿のスクリーニング、貧血等を見ますよということで、1,200円という負担金が上がっているわけです。うちの場合は、今自己負担金を聞くと、かなり項目別になっていますよね。そうじゃなかったですかね。

尾山健康増進課長 項目別ではなく、個別健診で、医療機関で直接受けられた場合が3,000円。集団健診の場合が1,500円ということで、これは両方とも項目は同じになります。

河崎平男委員 対象年齢ですが、18歳から39歳の市民ということでありますが、成人が民法で20歳から18歳に引き下げられたということで、18歳ということで理解してもいいですね。

尾山健康増進課長　そういうわけではありません。他方で健診機会がない方に対して、健診機会を確保しようということで18歳となっております。18歳までは多くは高校生ということで、健診機会があるというふうに解釈しております。

河崎平男委員　この事業の対象者は何人ぐらいおってんですか。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当）　年齢だけで申しますと1万2,000人ぐらいいらっしゃるんですけども、今申しましたように、他方で健診機会がない方ということになりますので、正確にはちょっと分からないということになります。

吉永美子委員　以前民生福祉常任委員会で九州に視察に行って、そこは男女関係なく、若い人の診査をしていますよねということで意見交換をしたことがありました。そういう意味では、この取組は大変評価いたします。ただ、これまでやってきた女性の健康診査も、大変受診率が低くて、これをいかに上げるかというのを苦慮されると思うんですけども、現在の状況からのパーセンテージから、どこまで今度引き上げようとされているのかお知らせいただけますか。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当）　他市の若者健康診査をしているところの状況をお伺いしたときに、健診機会のない者ということで母数を出すのが大変難しかったということで、受診率という考え方ではなく、何人受診していただくかということで、他市も機会を作るということで作られているというふうにお伺いいたしました。本市は女性の健康診査が、過去5年の受診者数を平均すると、55人ぐらいの方が受診されておられましたので、その約倍の人数を受診していただくように努力していきたいというふうに設定しております。

杉本保喜委員　今言われることで、令和2年度は125人という目標を立てたということですね。先ほども、委員のほうからあったんですけど、やはりこれは啓蒙する必要があると思うんです。特に中小企業の、いわゆる事業主に義務づけるということになっているんで、これはやはり、これを集団健診として扱うのかということはどうなんですか。つまり、小さな企業に対して、健診を受けましょうと声を掛けてですね。何月何日、

集団健診をどこどこでやるから来ませんかというのは集団健診として扱われるということですね。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 事業所が行う健診とはちょっと違いまして、事業所でする健診の機会がない方という方が対象になりますので、事業所と一緒にということではありません。

大井淳一郎分科会長 杉本さん、分からんことがあったら質問して。

杉本保喜委員 事業所が従業員に対して健診をやっていますよね。それは年齢が違うでしょ、年齢層が。若い人たちも一緒に受けている。私が心配するのは、中企業ぐらいはいいんですよ。そうやってやるからね。小企業の小さな商店とか、それから、そういうところの人たちが、本当にこの事業主が行きなさいという理解をして勧める。そういうところならいいんだけど、そうでないところが、いわゆる個別で行くのか。集団健診として受けられるのかということなんです。小さな企業であれば、集団健診にならないということなのかということなんです。

尾山健康増進課長 うちで行う集団健診と申しますのは、日にちを決めて実施するものです。企業のほうは義務で健診を行っているのではないかと考えておりますので、うちの集団健診を企業の集団健診に当てていただくということは想定しておりません。

杉本保喜委員 今あなたが言う企業というのは中企業以上のところだと思うんですよ。私が言っているのは、小売店とか、小さな町工場とか、本当に従業員が5人ぐらいのところ。そういう中で、当然18歳、若い人たちは一人か二人かぐらいだろうと思うんですよ。要は、安くて健診できるようなスタイルが必要だと私は思うんですよ。そういう小さな企業であれば、当然給与も少ないわけだから、だから、その中で健診料が高ければ、もういいかとなる可能性が高いと思うんですよ。そういう気持ちを払拭させて、行ってみようという気にならせるためには、やはり、安いほうが行きやすいだろうし。

尾山健康増進課長 対象は労働安全基準法上で、事業者には義務付けがないところとなりますので、数人であれば、事業主に義務がないのかどうかは確

認させていただきたいと思います。

大井淳一郎分科会長 この件については以上にしましょう。ほかの件にしましょう。調べるということです。よろしいですか、この事業は。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、次がロタワクチンですね。定期予防接種事業についてお願いします。

尾山健康増進課長 審査番号32番、定期予防接種事業（ロタワクチン）を説明します。先に153ページの資料を御覧ください。こちらも新規事業となります。ロタワクチンは乳幼児のロタウイルス感染による胃腸炎を予防するとともに、重症化を減らす目的のワクチンです。予防接種には予防接種法に基づいて市町村が主体となって実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種があります。ロタワクチンにつきましては、今まで任意接種に分類されており、接種を希望される方は自費で接種をされておりました。この度令和元年10月に開催された厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、ロタワクチンの定期接種化の方針について了承されたことを受け、令和2年1月に政令等の改正が行われ、定期接種のA類疾病にロタウイルス感染症を追加することとなりました。A類疾病と申しますのは、定期接種の中でも、集団の感染予防を目的とするものであり、本市では全額市が費用負担をしております。接種開始日は令和2年10月1日からで、対象者は令和2年8月1日以降に生まれた乳児です。対象者数は一月40人として、6か月間の240人を見込んでおります。接種回数はワクチンの種類により異なりますが、2回もしくは3回です。次に、勧奨スケジュールですが、10月から開始となりますので、4月以降、諸準備に取り掛かり、夏頃には具体的な周知や勧奨に力を入れていきたいと考えております。年度途中からの開始となりますが、対象者の月齢が限られておりますので、漏れがないように接種状況を把握していきたいと考えております。152ページを御覧ください。令和2年度の予算のうち主なものは、予防接種委託料1,016万7,000円で、これは接種延べ回数分にワクチン1回当たりの平均額を1万4,260円。現在任意ですので、5か所ぐらいの医療機関の金額を聞いて、平均を出したものとなります。この金額見込み、乗じた金額となります。そのほか、定期接種化に伴う健康管理システム改修委託料33万円と、役務費等を合わせて総額1,052万1,000円を計上しております。この財源は全て一般財源となりますが、9割の普通

交付税措置があります。説明は以上です。

大井淳一郎分科会長 ロタワクチン関係の事業の説明を受けましたが、皆さんのほうで。

河崎平男委員 このロタウイルスの感染は今まで市内で件数があったんですか。

銭谷健康増進課課長補佐 かなりの数があったと思いますけど、件数は把握しておりません。

吉永美子委員 接種率を目標として100%になぜしていないのかなというふうに思うんですけど、95%の理由を教えてください。

銭谷健康増進課課長補佐 目標としてはほぼ100%にする予定ですけど、分母と分子の関係で若干ずれが出る可能性がありますので、ほぼ100%近くを目標としております。

吉永美子委員 ほぼ100%なら、目標は100%で掲げるべきじゃないですか。95%ということはどういう意味かなというふうに思ったんですけども。

尾山健康増進課長 どの予防接種も本来100%を目指すべきだと思っております。ただ、ほかの予防接種にも言えることですけれども、例えば年度内に転出入とかがあります。それで母数が変わってしまうようなこともありますので、なかなかどの予防接種も実際には100%にっていない状況です。その辺を鑑みて95%というところを挙げさせていただいております。

吉永美子委員 これは2回から3回でしたかね、経口でしないといけないわけで、1回限りではないというところで、やはりしっかり行っていただくわけですが、何箇所健診があるんじゃないですか。そこで、併せてできる回数というのは、このうちどのぐらいあるんですか。ロタワクチンを打つ期間で。併せて健診のときにできるというところは、どのぐらい期待できますかね。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 対象的には3か月児健診の頃に当たるんですけども、乳児健診と予防接種は同じ日にしないことになっております。

吉永美子委員 どうしてもロタワクチンを接種するために、やっぱりどうして小児科医に行くということを、やっぱり親は頑張らんといけんということですね。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 最近は同時接種で、一つのワクチンだけを打たずに、二つ三つ合わせて打つこともありますので、接種スケジュールというものを小児科で組まれる中に、ロタワクチンも含まれるというふうな形になるかと思います。

大井淳一郎分科会長 そのほか、この事業についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。それでは予算書に入りたいと思いますが、衛生費になります。168ページからになります。一遍には無理なんで、区切りながらやっていきますね。衛生費の下から保健衛生総務費のところをいきますので、175ページの上半分までです。質問されるときはページを示してください。

河崎平男委員 173ページ、引きこもり相談の支援事業委託料。どのぐらいの相談件数があるんですか。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 現在市に上がっている相談件数としては年間5件に満たないぐらいです。

吉永美子委員 173ページ、産後ケア委託料があります。大事な事業なので頑張っていたきたいんですけども、ちょっと金額がこれだけというのは寂しいものですが、これはどの程度の予定でございましたか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 宿泊型が5名、デイサービス型が10名、訪問型を5名見込んで立てております。

吉永美子委員 現在の実績はいかがですか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 今年度、あと少し残しておりますけども、現在の実績としては、宿泊型利用者が2名、訪問型利用者が1名です。

矢田松夫委員 173ページの食肉センター。これは利用実績がないから削除というふうに委員のほうからあったんですが、また挙がっておりますが、どうなんですか。173ページの宇部市食肉センター施設利用負担金、これは平成30年度までなかったのに、また今回挙がっているのでしょうか。

木村環境課長 こちらは削除というわけではなくて、昨年度の利用がありませんでしたということで、このまま続いていけば、予算は計上しなくてもというふうには思うんですが、実際のところは、せめて1軒1頭ぐらいはないと、そのときの支出が困るということで、それを想定しての予算組みです。

矢田松夫委員 「昨年度」ではなくて「昨年度も」よ。昨年度も利用実績がなかったから、次年度については検討するとなっているから、どうなんですか。

木村環境課長 昨年度も確かに次年度検討するということではありますが、やはり食肉センターを維持するのに当たって、宇部市と山口市と山陽小野田市と萩市ですが、利用があった場合の分を頭数割で負担するという形になっております。それと山陽小野田市内に利用される可能性のある方がまだいらっしゃるということもありまして、最低限度の1頭当たりであれば、このぐらいの金額になるであろうということで計上させていただいたということです。

矢田松夫委員 どなたがおられるんですか。廃業されたんじゃないかな。名前には言わないけど、調べて。

大井淳一郎分科会長 いらっしゃるの間違いはないということですね。

矢田松夫委員 私は廃業したと思うんです、1軒ね。違う。

木村環境課長 名前までは言えないんですけど、会議等のときに2名といますか、2軒といますか、お名前がありまして、一つは廃業になっているというのは、私のほうで確認しておりますが、ひょっとしたら、委員さんが言われるのは、もう一人の方も廃業されているということであれば、これはちょっと確認をしてみます。報告がありましたのは2軒の名簿が上がっているということで御理解願います。

矢田松夫委員 それから簡水の維持負担金がなくなっているんですが、これはどこに行ったんですかね。

木村環境課長 173ページの下から2番目になりますけれども、水道事業補助金です。前年まで簡易水道維持負担金という名称でしたが、病院等の事業の負担金とか補助金とかいう言葉に合わせようということになりましたので、今回は水道事業補助金ということになっております。こちらの1,258万1,000円が、現在の簡易水道を維持していくための補助金です。

矢田松夫委員 准看護学校の補助金は、年々上がっているから、質問ありません。また今回も10万上がっているからね。もうずっと言うたびに上がっておりますので、言いませんが、次の175ページの公的病院支援補助金については、何か計画書出すと昨年言われたんですけど、今年は金額だけなんですけど、ほかに資料がないんですか。500万出したり、1,000万出したり、今年が750万、去年と一緒なんですけど。計画書を作るという話がなかったんですかね、去年。

銭谷健康増進課課長補佐 経営健全化計画を出してもらってまして、その年度が30年度から令和2年度までが計画期間なので、同じ金額で補助しております。

大井淳一郎分科会長 そこに出された計画どおりに市は補助金を出しているということでしょうか。計画を立てていますよね。

銭谷健康増進課課長補佐 計画書には市の補助金の金額の記載はありません。

吉永美子委員 173ページの里帰り中の産婦健康診査助成金が令和2年度は

とっても少なくなっちゃったんですけど、この理由は何でしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 里帰り中産婦健康診査助成金は、産後2週間、産後1か月の産婦に対して、県外で出産されて、その病院と委託契約が結べなかった方に対して、健康診査の償還払いをする助成金になっておりまして、上限額が1回5,000円です。県外では産後2週間健診を行っていないというような医療機関もありますし、また請求金額が5,000円よりも少ない場合もありますので、昨年度実績から減額をしております。

吉永美子委員 昨年度実績というのは、昨年度当初予算的には84万3,000円挙げておられたんですよね。ということは、その前の年の実績を考えて、今年度の84万3,000円も入れたわけじゃないですか。ということは実績がごんて落ちてしまったので、結論的に令和元年度の決算の状況を見て、次の10万円に変わったということで、いきなりこんなに変わったんですか。

尾山健康増進課長 里帰り中の産婦健康診査の助成金に関しましては、昨年度、年度当初は25万円だと思います。

吉永美子委員 だけど、それでも半分以下ですよ。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 県外で委託契約が結べなかった医療機関での償還払いですので、委託契約が結べている医療機関も増えてきておりまして、それも併せての減額です。

水津治副分科会長 173ページの19節の病院事業負担金2億9,489万5,000円と、病院事業補助金1億446万6,000円。前年度の当初予算ではなかったということをお尋ねします。それから、この数字の根拠を示してください。

銭谷健康増進課課長補佐 こちらは昨年度まで28節の繰出金で病院事業会計に繰り出していたものを、二つの補助金と負担金というふうに分けたものです。病院事業負担金の内訳は、救急医療負担金が1億1,333万5,000円です。続いて、保健衛生行政負担金が6,651万6,0

00円です。それから、企業債の利息が2,526万6,000円、高度医療に関するものが2,967万円。企業債対象外の建設改良費が1,000万円。企業債の元金が1億1,010万8,000円で、合計で2億9,489万5,000円となります。病院事業補助金のほうは、内訳は医師等研究研修費が3,229万9,000円、法定福利費負担金が877万7,000円、基礎年金拠出金が4,990万1,000円、児童手当が683万7,000円、院内保育所運営費が529万4,000円、公的病院勤務医環境改善が135万8,000円で、合計で補助金が1億446万6,000円となります。

大井淳一郎分科会長 基準内繰入というやつですね。そちらからいうと繰出しですね。

銭谷健康増進課課長補佐 これは全部基準内です。

大井淳一郎分科会長 そのほか175の上まで。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）保健衛生総務費は以上とします。続きまして、予防費と環境衛生費と公害対策費ぐらいにしましょうか。

河崎平男委員 177ページですが、野犬対策業務で捕獲実績というか、事業費の使用実績はどのぐらいあったんですか。

木村環境課長 ここに野犬対策とありますが、実際に掛かる経費はないという形です。実績も野犬がいるという情報はありまして、こちらも絶えず保健所と連携を取って、保健所が罠等を仕掛けてという形ではあるんですけども、捕獲できていないという事例はあります。ただ、それに関して特に何かしらの器具等を準備するというものはありませんので、その予算措置はありません。

河崎平男委員 そ族昆虫駆除業務、ネズミや蜂も入ると思うんですが、これの実績はどのぐらいあったんですか。

木村環境課長 正しく何件と呼べるものはありませんけれども、そ族昆虫の中と言えるかどうか分かりませんが、特に気を付けているのが蜂です。蜂の対策で、市としてできるものとなれば公共施設に関係するようなどこ

ろで、一般の方にお任せをするわけではなくて、公的機関としてしなくてはいけないようなところにつきましては、薬剤を購入しまして市の職員で、防護服を着て対応しているということです。件数はあったとしても数件程度ぐらいだったと思います。

吉永美子委員 177ページの放置自動車廃棄物判定委員会委員というのが出てきていますけれども、令和元年度、オートレース場での実績があったような気がしているんですが、この実績についてはいかがでしょうか。現状をお知らせください。

木村環境課長 こちらの委員会委員の報酬につきましては、環境課で挙げておりますが、実績というのが、これも放置自動車の該当する箇所というのが、これも公的な場所に限るということで、それぞれ担当する施設を持っている課が対応するというので、31年度中でしたか、オートレース場のところにあった車、1台2台ぐらいは、たしか担当のほうで処理をしたんじゃないかと思っています。

吉永美子委員 例えば、ある団地とかでも、もう撤去されたかもしれないけど、長い間、団地内の道路とかで放置されていたというときとかでも、この判定委員さんに集まっていたという判定とかという、そういうところはされるんですか。団地内の道路とかなると警察とか、それは区分けがあるんですかはっきりと。

木村環境課長 基本的に放置自動車の関係の条例がありまして、そちらのほうで公的な場所ということで、例えば、今言われました団地内、この団地が仮に市営団地であれば、建築住宅課のほうで対応するという形になります。それと、この判定委員さんは常時設置しているわけではなくて、基本的にはその手順に沿って、そこに現存する車を見て、例えばフロントガラスが割れている、これで何点。例えば、パンクしているとか、タイヤがそもそもないとか、車検切れであるとか、そういった形で点数を付けるようにしております。それが100点を超えるという形になれば、担当課で廃物の手続、告示とかそういった手続がありますので、そちらに進んでいく。それがどうしても、点数が足りないとか、廃物まで持っていけるのかどうかというのが非常に難しい場合、そうは言っても、ずっとここに放置してあるとかいうものにつきましては、判定委員会を

開くということは、過去に平成19年ぐらいにはあったみたいですが、それ以降は大体今あるものはほとんど動かない状況ですので、委員会までは開いてはおりません。それとそれ以外のところですね。よく問合せがありますが、民地とかそれ以外のところでとめてある道路上のものとか、よっぽど管理者がないようなところであれば、警察がまずは盗難車両じゃないかというところは調べていただくようにしております。

矢田松夫委員 回答は簡潔でいいからね。公衆便所は毎回言うんだけど、例えばJRの新幹線口の便所がありますよね、駐車場のところに、南口に、新幹線口ね。あそこが32万8,000円なんです1年間。1か所よ。例を出します。少しごみ拾いもありますけどね。よそのことはいい、さっきの自動車と一緒に。ここは3か所で17万3,000円なんですよ。今のうちに上げておいたほうがいいんじゃないですかね。やめたらどうされますか。課長が行かないといけんくなるよ。いや、本当毎年言うんだけど、本当毎日きれいにされておられますし、使う人も多いし、厚狭の商店街、例えば今ひなまつりが終わったんですけど、公衆便所があったけど廃止されたので、天満宮に行かれる方もおられますし、毎年同じ金額で定額にされておられますので、南口の便所32万8,000円と比較すると、ここは3か所で17万3,000円ですので、また検討をお願いします。もうコメントいいよ。検討するならそれで終わりだから。

大井淳一郎分科会長 火をつけるつもりはないんですが、実際に利用されているんですかね。それも含めて。

木村環境課長 今3か所とありますけど、現在は天満宮のところと、渡場のバス停近くの2か所という形です。確かに、そちらの料金と比べればという話にはなりますけども、今のところは金額増というのは考えていないです。それと利用はちゃんとあります。

矢田松夫委員 1か所は、桶の公園のところは毎日きれいにしてあるんですけど、あれは都市計画課の便所になるんですかね。もともと3か所あったんですよね。天満町にもあったからね。2か所で17万3,000円ね。向こうは1か所で32万8,000円だからね。

松尾数則委員 179ページ、補助金のほうでね。家庭用井戸整備事業補助金が50万円か。これは50万だから、余りないかもしれないけど、これ何件を考えておられるのか。

木村環境課長 予定しておりますのは新設のときに30万円、修繕のときに10万円ですので、新設1回、修繕が2回という計算で50万円としております。

松尾数則委員 それで50万円しか挙げられん。市民に安心安全な水を届けるというのは、市の責務だもんね、基本的には。それで、井戸を掘ろうと思って30万円で掘れるもんか。50万円で掘れるもんかどうか考えたことはありますか。

木村環境課長 確かに井戸を一から掘るということになれば、かなり高いということはお分かりしております。これまでもあくまでもそういうのを維持していらっしゃる方々に対してということで、何かしら新たに付けなくてはいけないということも生じるということでの金額であります。確かに少ないと言われればそうかもしれませんが、これも他市の状況等もある程度は考慮してのお話でありますので、御理解願いたいというふうに思います。

吉永美子委員 残骨灰の処理業務委託料、山陽斎場の分で、今、山陽斎場がなくなったわけですが、残骨灰はどこかにお願いするんじゃないかと思ったわけ。どうなるんでしたっけ、今の新斎場で。

湯浅環境課主幹 指定管理者のほうにお願いして、今は処理をやっていただいております。

吉永美子委員 今の指定管理料の中には、残骨灰の委託も含めて、指定管理料に挙がっているということですか、前入っていなかったのが入り込んでいるということになるんですか。

湯浅環境課主幹 そうなります。

矢田松夫委員 公害調査委託料と技術指導委託料、今年は何をされるんですか。

特に技術指導は5人の先生分とあったんですが、今年度は何をされるのか、この委託料で。

縄田環境課環境保全係長 技術指導委託料ですが、5人の先生に委託を出しておりますので、中身については、例えば市内の企業の増設とか、新規で参入されるときに公害に関しての相談ということでやっております。

矢田松夫委員 相談がなかったら、これは不用額になるということではないですか。例えば、新規の企業がない場合とか、相談がない場合、そういうことですか。

縄田環境課環境保全係長 相談がなくても委託料ということで、いつでも相談できるという形で支払をしております。

吉永美子委員 確認だけさせてください。先ほどの御答弁でいくと、令和元年度の斎場指定管理者委託料と残骨灰処理業務委託料を足したら、今回の令和2年度の斎場指定管理者委託料よりも高くなってしまいうんですけど、先ほど込みと言われましたが、この辺というのは、少し詳しく教えていただいていいですか。

湯浅環境課主幹 6月までが指定管理期間で、この7月が新しい斎場の指定管理期間になりますので、算出根拠が変わってきており、この7月から新たに募集して、北斗産業さんが取られたということになっておりますので、金額が必ずしも一致するということはありません。

吉永美子委員 何があれかというのと、要は、指定管理料自体が残骨灰をプラスして、現実には下げられたということがないと思っていいいということですね。

湯浅環境課主幹 それはありません。

大井淳一郎分科会長 よろしいですね、公害対策まで。次は環境調査センター、保健センター、新火葬場整備費、保健衛生費のそれ以降。ページ数で言うと183まで。

吉永美子委員　ダイレクトに予算にならないかもしれないけど、環境調査センターで、たしかすごい頑張って、新聞にも載るような研究をされていて、その辺というのが、やはり市のアピール、ある面シティセールスにつながると思うんですけど、この点というのは少しアピールされていいんじゃないかなと思うんですが。

大下環境調査センター所長　9月の決算委員会ときも答弁させていただきましたけれども、うちの光永主任がアルカリろ紙法といいまして、亜硫酸ガスの測定に関する、これは業務改善を行った結果、たまたまアルカリろ紙法というのが理科大の先生の目に映って、これを論文にしませんかということで、共同研究ということで、論文で発表させていただきました。ですから、業務の中で論文を書くために仕事をしているわけではありませんけど、今後、当センターのほうで調査分析する中で、私たちも日本産業規格に基づいて分析を行っていますけども、その中で業務改善につながるようなことを考案して、それがまた大学の先生のほうで、これは画期的なものですというふうに目に映れば、またそういった可能性も今後出てきて、マスコミの取材を受けるという可能性も今後あろうかなというふうには考えております。

大井淳一郎分科会長　よろしいですか、保健衛生費、保健センターもいいですか。いいですね。清掃費に入ります。衛生費の清掃費全部、189まで。

矢田松夫委員　187ページの委託料で、警備委託料と一番下の発注支援委託料、これが今回新たに出たんですかね。だとすれば、新規をすることによってどんな効果があるのか、お答え願います。

木村環境課長　警備委託料につきましては、環境衛生センターの機械警備でありますので、これは今までも計上していたかと思えます。それと、発注支援の委託料。これは環境衛生センターの運転管理の契約が令和2年度で終わります。次に3年度以降に向けて、できましたら長期の契約、今3年で契約しておりますが、それを5年10年というような契約にできないかということで、今それを検討しているということでの発注支援委託料です。効果につきましては、警備は当然警備のものですが、発注支援につきましては、今まで通常であれば3年間だけでやっていた運転管理を、長期に持っていくことによって、安心安全な環境衛生センターの管

理運営ができるということを見込んでおりますので、それが効果になるのかなというふうに感じております。

矢田松夫委員 新しいものですから、結果を見ないとしようがない。例えば機械警備をすることによって、どんな効果があったのかというのは、この1年間を見るしかないし、発注支援だってそうだと思います。それから厚狭のし尿処理センターで、今まで委託されてきましたよね、あそこに。委託料を払っているんじゃないかね。（発言する者あり）そうそう。今年はないんですかね。払わんといけんのに、払ってあげますという、あそこを使うから大体金を払わないといけないのに、管理をされるほうにお金払うというか、使うほうに払うんじゃないかと、逆になっているような状態があったんですが、今年はないんですか、今回は。

木村環境課長 ページで言いますと189ページの委託料の管理委託料ということで158万4,000円計上しておりますが、こちらが山陽の中継所を維持していただくということで、管理料を業者に支払っているということになります。

矢田松夫委員 ついでに今の業務内容を教えてください。158万4,000円の業務内容。普通は使わせてもらうほうが金を払うんやけど、使わせてあげるほうに金を払うというのはおかしい状態なんです。家賃を払わないといけんのに。

磯部小野田浄化センター主任 主な管理の内容としましては、あそこは中継槽の水槽がありますので、その液面の管理とか、その水槽がどうしても臭いを出しますので、脱臭装置とか、機械設備が入っています。その管理料も含まれております。

河崎平男委員 ごみの収集処理というか全般なんですけど、昨年度と比べてごみの減量化につながっているんですか。どういう状態なんですか。昨年度と今年度の令和2年度の関係で、減量化につながっているような事業をしているんですか。

池田環境衛生センター所長 減量化についての施策というのは、ここ数年特に施策を打っておるということはありません。ただし、新焼却施設が27

年に供用開始になりまして、それからずっと搬入の実態というのをいろいろとつまびらかにしたところ、いろいろと本来入ってはいけないような産業廃棄物、例えば、解体に伴った木くずであるとかというのが結構入っておったという実態がありますので、これについては随時指導を重ねて、今回の一般廃棄物処理基本計画改定で今、パブリックコメントでホームページのほうにもアップしておりますけれども、この中にも、その当時のいろんな指導において、27年度に対して28年度の搬入実績というのが減少している、目に見えて減少しているということがあります。それからここ数年については横ばいの状態が続いておりますけれども、これについても、処理基本計画の中にあります市民一人当たりの排出量をどんどん減少させていく必要がありますので、これについては引き続き、新たな減量に向けての施策というのを打つ必要があるかと思っております。

河崎平男委員　ごみの減量化に年々つながっているということで理解してもいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

杉本保喜委員　今の委託料のところ、空ビン処理委託料というのが昨年に比べるとかなり大きくなっているんですけども、何か理由は。

池田環境衛生センター所長　これについては、今まで透明ビン、茶色ビンについては買取り、いわゆる資源として出荷ができておったんですけども、市場価格が付かなくなったということで、処理費を払っての処理になりますので、来年度以降ですね。4月1日以降は処理費を払っての処理となりますので、この分ほど増えております。

吉永美子委員　塵芥収集運搬委託料ですね、187ページの。これは若干増えているんですが、これは山陽清掃社に支払っている分でしたっけ。

池田環境衛生センター所長　これについては、基本的な税抜きの金額というのは変わっていませんけれども、去年は8%と10%で、来年度は年間通じて10%ということでの金額増ということになっております。

吉永美子委員　去年の10月から、例の月曜日に山陽地区は収集しないのを、してくれるようになったんですけど、それによつての委託料の値上げと

いうのではないということによろしいですね。

池田環境衛生センター所長 月曜日、祝日の収集を行っていただくようになり
ましたけれども、これに関連しての増額ということはありません。

水津治副分科会長 ごみの収集日、山陽地区のほうですね。これは今、小野田
と同じようなやり方で実施してもらっていますが、これはずっとこれか
ら継続という理解をしていいですか。

池田環境衛生センター所長 これについては見直しを掛けるまでは、当面この
状況が続くと思われます。今後いろいろとセンターの人員とか、そうい
うもののひっ迫状況というのが招来しておりますので、今後収集につい
てもどういう体制になるかというのは流動的でありますけれども、当面
の間はこの収集体制というのを続けていきたいと思っております。

大井淳一郎分科会長 清掃費、し尿処理までいいですか。（「はい」と呼ぶ者
あり）衛生費は終わります。

尾山健康増進課長 先ほど審査番号31番、若者健康診査のところ、杉本委
員から、事業者数が少ない事業所についてということで確認しましたと
ころ、労働安全衛生法上で、事業者は労働者に対して、医師による健康
診断を行わなければならないというふうに義務付けがあります。ですか
ら、人数の多い少ないに関係なく、その義務がありますので、健康増進
課で計画している若者健康診査につきましては、健診の実施が義務付け
られているものに関しては、この健診は対象外ということになります。

大井淳一郎分科会長 衛生費は以上とします。50分からお願いします。

午後4時45分 休憩

午後4時50分 再開

大井淳一郎分科会長 それでは分科会を再開します。歳入に入ります。皆さん

お手元にありますA3の歳入のやつ、全部が民生とかではないので、この辺注意しながら、皆さん見てください。あらかじめ言います。5時になっても延長します。それでは、最初に28ページ、29ページになります。分担金負担金ということで、民生関係ですね。衛生費負担金と民生費負担金になりますが、いかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして30ページから35ページに入ります。使用料及び手数料になります。民生使用料とか衛生使用料、総務も若干関係しています。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次36から41になります。国庫支出金、国庫支出金は左の表を見ながら気を付けてください。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、国庫支出金は以上とします。次に県支出金、42ページから49ページ、民生関係、衛生関係ですがよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）54ページから63ページになります。これが諸収入ですね。諸収入いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）諸収入も以上とします。それから、62ページから63ページになりますが、市債もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）歳入は終わりです。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）予算については終わります。職員を入れ替えます。

（職員入替え）

大井淳一郎分科会長 それでは議案第44号、令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）について、説明を求めます。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 資料15、16ページをお開きください。3款2項6目児童クラブ費、15節工事請負費300万円の増額です。これは、出合児童クラブについて、現在は小学校空き教室で実施していますが、令和2年度は多目的室に移動してクラブを実施するに当たり、多目的室にエアコンを設置するために必要な経費です。出合児童クラブは、今年度当初の入所児童数は51人でしたが、令和2年度の入所児童は15人増の66人の予定です。このため、現在の空き教室では一人当たりの面積が基準以下になってしまうため、教育委員会及び小学校と協議し、令和2年度以降は、現在の空き教室の約3倍程度の広さのある多目的室をお借りしてクラブを実施することとしました。この多目的室は、学校が児童の健康診査や特別授業等で使用していますが、来年度以降、放課後及び長期休暇期間等は児童クラブが使用させていただくこととし

ています。しかしながら、この多目的室にはエアコンが整備されていないため、この度整備経費を措置し、来年度の夏までに整備しようとするものです。また、令和2年度の入所申込みは昨年12月初めから中旬まで受付を行い、その後、入所判定及び調整を行い、学校との協議等に相応の時間を要したため、当初予算計上には間に合いませんでしたので、この度第1回補正として計上するものです。この財源について御説明します。7、8ページをお開きください。児童クラブのエアコン整備につきましては、子ども子育て支援交付金、国3分の1、県3分の1の補助が充てられますので、15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金に100万円、次の16款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金に100万円を計上しています。以上です。

大井淳一郎分科会長 この件に関しましては昨日、矢田委員から申出があつて、あらかじめ現地を視察しているところです。それを受けて、本日の審査ということですが、これについて皆さんから質疑を受けたいと思います。

吉永美子委員 現場を見させていただいた中で、当然エアコンは付けていただく。このことについて、2点お聞きしたいです。夏までにということでしたが、山陽小野田市は普通教室、特別教育含めて6月18日には、県でトップで付けていただきましたよね、エアコンですね。やっぱりほんとに暑く、今、温暖化の中で、極力付けるならば早いほうがいいと思っているんですが、これから、当然ながら可決された後の話なんですけれども、どういうふうに予定として頭の中で考えておられるかが1点。それと見させていただいて、是非やっぱり電気につきましては改善してあげてほしいと思ったんですが、これは、そういった電気にも使っている補助となっているのか、支出金となっているのか、この2点お願いします。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 今後のスケジュールですけれども、予算措置がされました4月以降に入札を行い、6月末までの整備完了を目指しております。具体的なスケジュールは今後立てることとしております。それと、電気というのは照明のことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）照明をもう少し明るいものへの交換という御意見ですが、これについては予算も伴いますので、予算措置の状況見ながら、できる限り考えていきたいとは思っています。もし、それをする場合には、交付金は上限額があり

ますので、上限額の範囲内であれば、該当するものではあると思っております。

大井淳一郎分科会長 単なる蛍光灯の交換ではなくて、埋め込み式みたいなことも可能ということですかね。昨日、現地視察に行ったときはぶら下がった形で、蛍光灯を換えるだけだったら微々たるものですから。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 交付金の対象となると思いますが、ただ、予算がかなりの金額にはなると思っていますのでということなのです。

矢田松夫委員 今回の大部屋に至った理由は、部屋がなかったと。たまたま大きい部屋が空いていたということですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど御説明しましたとおり、いろいろな場所を検討しましたが、ほかに部屋がなく、あの部屋であれば、学校と共用で使用ができるということで決めさせていただいたものです。

矢田松夫委員 もう1回言いますが、ほかに場所がなかったということですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 そのとおりです。

矢田松夫委員 私が調査すれば、皆さん方が視察に行った一番奥の部屋が空いていたんですが、今、倉庫になっていました。倉庫のものはなぜ倉庫になったのかという、あそこは空き部屋があったんですね。なぜ倉庫になったかという、多目的室のものをあちに持っていったから倉庫になったということなんです。そこに行かなかった理由は、高学年と低学年に分けることによって、支援員の雇用が2倍になるという理由があって、2部屋せず、大部屋に持って行ったという単純な計算なんですが、その理解でいいんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 部屋を探すに当たって、申込みが66人でするので、これを2クラスにすると、1クラスが33人、これの平均利用人数65%を掛けると少人数になるので、できれば2クラスに分けるほどではない。支援員の数も当然関係しますが、できれば1クラスで

できる広い部屋がいいけども、もしそれがなくて、空き教室を二つお借りできるのであれば、それでもやむを得ないということも頭に置いて、学校に部屋がないかという話をしたんですが、その段階では、空いている教室はありませんという回答でした。今言われた一番奥の部屋について改めて昨日視察いただいた後に、学校に確認しましたところ、あそこは児童会室という位置づけであるということでした。児童会の集まりとかそういった話合いをする部屋であるということ、今、あそこに置いてあるものは、先日までは多目的室に置かれてあったものを、児童クラブが使用するに当たって、一時的によけているということでした。中のものについては、いずれ適切な場所に移動させるつもりであるというふうなお話は聞いておりました、部屋については来年度以降、引き続き児童会室とするとともに、これまで多目的室を利用して児童の着替え、男女が分かれて着替える、プールのときとか体育のときとか、そういった着替えの部屋を、あの児童会室を利用してする予定であるというふうにお聞きしましたので、2年度以降もあの部屋は学校として使用されるというふうに判断しております。

矢田松夫委員 先ほど1クラス30人というふうに言われましたけれど、結局、国の方針では1年から6年まで、児童クラブの利用、受け入れなさいよという国の方針があるにもかかわらず、できない理由は3年生までという児童クラブがありますけれど、6年生まで受け入れているところはどうでもない。1年から6年までは面倒見られんよというような声も聞いているんですが、それをあえて、1年生から6年生まで入れたというのは、たまたまあの部屋が大きい部屋だから、6年生までは入れるという、ただこういう認識だけで、あの部屋を1年生から6年生まで使ったということなんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 出合児童クラブについては、現在も6年生まで受け入れております。市内の各児童クラブ、施設の面で可能なクラブは6年生までの受入れを行うという方針でやっております。出合児童クラブについても、これまでは空き教室で6年生までの受入れが可能であったのでやっております。来年度以降も多目的室の使用が可能になりましたので、引き続き6年生までの受入れを行うというものです。

矢田松夫委員 先ほど、課長は1クラス30人になるから、30人が多いか少

ないかということになるんですが、国の最低基準は40人以下としなさいとなっているんですよね。国の指導は40人以下なのに、30人ならちょうどいいんじゃないですか。違いますか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 国の指導はおおむね40人ということであったと思いますが、絶対に2部屋で、30人ではやらないということではなくて、この度は2教室という案も実現しませんでしたということです。

矢田松夫委員 私は大部屋がいけないと言うんじゃないで、私の視点から言うと、やっぱりそこを利用する子どもの条件というか、それをまず考えるのが先じゃないかということで、本当に広いところよりは、1年から3年生、そして高学年、低学年と分けて、そこで充実した教育、集団を保つのが本来の筋じゃないかと思うわけなんです。ですから、何もかも一つの大きな部屋にぽっと入れて、そこでやるのではなくて、もう少し細かな運営ができないのかということなんです。先ほど言いましたように、おおむね40人以下と。だから、今回の場合2クラスに分けてもできると思うんです。ただ、その部屋があるかないかということが一番問題ではなくて、私はやっぱり執行部からすれば、それほどの人材を確保する余裕がなかったということをはっきり言われた方がいいんじゃないかと思うんです。そう思いますけどどうでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 この度の普通教室の空き教室から特別教室に移動したという協議のスタートは、まず来年度の申込みを受けて調整した時点で、今51名が66名に15人増えて、今、児童クラブを行っている教室では、平均利用率の65%を掛けても、一人当たりに必要な1.65平方メートルが確保できない。今行っている教室では、来年度の4月以降たちまち児童クラブを実施することができないという状況が起きたために、この協議が始まっております。その中で、もちろん教室の空き状況によっては2クラスを利用するという選択肢もあったかと思います。そういう選択肢も含めまして学校と協議をさせていただいて、学校も大変協力的に対応していただきまして、この部屋であれば使ってもいいですよというふうに提示を受けたのが、今、エアコン設置を検討している多目的室であったということです。来年度、もし仮に現在行っている普通教室の空き教室でクラブを実施しようとした場合は、全員受け入れる

ということができなかった。物理的にできなかったということになりますので、待機児童を出すかどうかという判断をして、待機児童は何としても出してはいけないというような考え方に基づいて学校と協議をさせていただいて、利用可能な部屋があったというような状況です。

矢田松夫委員 私が何度もしつこく言うのは、やっぱり、子どもたちの人格なり、そこで就学、あるいは集団生活をさせるためには、今の66名になってですよ、1年生から6年生まで一つの中に入れるよりは、二つの部屋によって、伸び伸びと学習をさせるということによって、300万の大型の空調設備も不要になるんじゃないかと。その分のお金があれば、もう少し子どもたちに、そういった教材を含めたものを貸与するのが本来の筋じゃないかというふうに思うんです。私はそういうふうはずっと言ってきました。それからさらに、同僚議員からの資料を見ますと、この10年間で、出合地区については500人、人口減があるという中で、さらには、この資料で子育て支援事業の中では、平均的に、まだまだ、利用率が減ってくるんじゃないかと。例えば、出合地区の場合は平均的に見ますと44人が、将来的には44人ぐらいが出合の児童クラブの利用者人数から言えば、本当に今、ああいう大部屋の中で300万掛ける必要性があるのかどうなのかということなんです。私はそう思うんですが、それよりは、もう1部屋探して、高学年と低学年を分けて、その中で児童クラブをするほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 エアコン設置の300万円をもっと子どものために使ったらいいんじゃないかという御意見だったと思います。ごもっともな御意見だと思うんですが、お金の面だけで考えますと、1クラスであれば大体委託料が1クラス500万円、大ざっぱに見積もってですが、それぐらいの委託料が必要です。クラスを二つに分けて2クラスで運営した場合は、単純に500万が2倍ということにはなりません。もうちょっと1クラスの単価は安くなると思いますが、エアコンを付ける以上のお金が運営費として必要になってきます。先ほどの繰り返しになるんですが、この度はいろんな選択肢の中から、多目的室というのを選んだわけではなくて、学校と協議させていただいて、使える部屋を貸してくださいと。学校は本来教育という目的がある施設ですので、児童クラブ

として利用させていただくには、教育を阻害しては絶対にいけませんので、空いている教室を貸していただくというような条件の中で、貸していただいたのが特別教室だった。ちょっと広めの部屋ですが、特別教室だったという状況です。

矢田委員委員　ほかの委員の意見も聞きたいんですが、私ばかり言っても、ほかの方の意見もあるかないか分かりませんが、私がさっきから何回も言うように、子どもの集団の規模を考えていただきたいということなんですが、それは相入れないと。あの大部屋に押し込めるという回答なんですが、私はそれで本当の児童クラブが運営できるかどうかということと同時に、よその1年生から6年生まで入れて25人とちょっと違うわけなんですよ、出合の場合は。それも考えていただけないというのは非常に残念であります、なんぼ言っても仕方ありませんが、これによって、支援員はどうされるんですか。部屋が広くなった分ほど増やすということはないんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長　支援員の配置は受託者のほうで配置を決定するわけですが、人数が増えたことによって支援員の加配は、今よりも必要であるだろうということで、その検討はしていらっしゃると聞いております。

矢田松夫委員　一人以上増えるということですか。一人以上ですよ。ゼロなら一人じゃないからね。一人以上ということですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長　具体的な人数までは聞いておりません。

矢田松夫委員　増えるということは一人以上じゃないですか。

大井淳一郎分科会長　2教室使った場合は、大体ほかのところを見ると、隣接しているところがあると思います。昨日現地視察したら、矢田委員が言われる児童会室と今使っている児童クラブは、ちょっと離れているので、離れている場合、その影響はどうなのかなと思うんですが、そこはいかがですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長　もし2クラスで運営するのであれば、運営

する側としては、隣接とか近くにあるのが当然運営はしやすいと思います。ただ、市内の児童クラブでも、例えば須恵であれば、須恵児童館に2クラス、小学校の空き教室を1クラスと、クラスが離れている中、大変ながらも運営していただいているという実績はありますけども、例えば2クラス運営するのであれば、当然近いほうがいいです。1クラスが大人数というよりは、やはりおおむね40人という基準がありますので、それに近い人数がいいというのは当然なんですけども、そこには施設面の問題もありますし、現実、空き教室を二つお貸しいただけるという現状にない中で、この度は多目的室という選択をさせていただいたわけですが、ほかにも1クラスの人数が多いクラブがたくさんあるんですけども、多いながらも、支援員さんにはとても工夫した運営をしていただいております。支援員さんの今後の声も聞きながら、できる限り、際限はあるんですけども、できるような対応策は今後も考えていきたいと思っております。

吉永美子委員 先ほど御説明の中で、午前中は特別授業というお話がありましたけど、現状はどうなんですか。現状です。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 現状は今多目的室は学校側だけが御使用になられていますので、例えば、児童の健康診断とか、例えば書初めとか、教室では狭くてしにくいような特別事業であるとか、子どもたちが自主的にお昼休みもあそこを使用しているといいであるとか、自主的な活動にも使っておられるというふうに聞いております。

吉永美子委員 現状としては、昨年6月18日に小中学校エアコンが付いたときにはここは付かなくて、暑い中で、いろんなことをしてこられたということですよね。ということは、ここに児童クラブが行くことによって、逆にエアコンが付くという考え方もできるわけですよね。先ほど、金額的に大丈夫であれば電灯も含まれるということですが、この300万を仮に超えた場合というのは、国からの国庫支出金、県支出金の増額というのはできないものなんですか。それは無理なんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 この補助金の交付申請は新年度になってからですので、新年度になってから、予算措置に応じて申請する必要があります。エアコンの整備予算は300万で組んでおりますが、万が一、

不足する場合には、補正で予算措置をして、9月ぐらいであれば国の交付申請には間に合う時期であると思っています。

吉永美子委員 矢田委員は1年生から6年生までがたくさんそこにいることによってどうなのかという心配をされる。それは分からなくはないけど、私は個人的には、少子化というか、兄弟が少ない中で、大きい子が小さい子を見るときか、よそなんかでも、図書館を中学生とか、厚陽もそうなのかな、小学生と中学生が一緒に使うことによって、大きく子が小さい子の面倒を見たりとか、そういう流れができればなというふうに、逆に思っているんですよ。そういう意味では1年生から6年生までが集まることによるメリットを、できれば最大限出していただきたいと思っているんですよ。どのように今後、いい方向に行くようにということを考えていただけているかちょっとお聞きしたいんですけど。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 今までも1年生から6年生までが1クラスで運営しているというクラブはあります。出合児童クラブも当然そうですし、これまで、受託者からお聞きしているところでは、やはり高学年の子どもたちが低学年の面倒見るといいますか、お世話をするという場面も当然あるというふうに聞いていますので、その辺りを今後も、もうちょっと情報を把握したいと思えますけども、そこをいい方向に持っていけるように、市としても働き掛けをしたいと思っております。

矢田松夫委員 川崎課長はいいとこだけしか言わないけど、逆に1年生から6年生ですね、支援員から言うと、とてもじゃないが1年生から2年生、低学年のような扱いはできんと言うんですよ。低学年のような扱いを6年生に対してはできないというふうに言われる支援の方もおられますし、私が何回も言うように、今回の児童クラブについては、法律が変わって、もう少しゆとりのある児童クラブに下さいよと。集団形成についても、40人以下に下さいよと。いろんな改正点があるにもかかわらず、今度は大きな部屋に全部ぶち込むというやり方はどうなのかということは何回も言うんですが、このままで、あの大部屋にどっど入れるということなんですけど、やっぱり子どもの環境をどういうふうにして変えていくのかというと、やっぱり私は低学年と高学年を二つに分けたほうがいいと思うんですけど、ましてあれほど広い中ですよ。今まで行き届いた指導ができたけど、端から端までどのようにして指導ができるのかという心

配もあるわけなんですね。もし、事故が起こったら、その指導員の責任になるということになるんですよ。コロナになったらいいですよ。1メートル離せばいいけど、あれ以上ですよ、あの広さからいうとね。どうなんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 1年生から6年生まで、児童クラブで受け入れるに当たって、国のほうからは低学年、高学年をクラス別にするのが望ましいというような通知は、今のところ来ておりませんし、実際この度多目的室に移動するに当たっては、決定の前に現場の支援員さんに多目的室を一緒に見ていただいて、ここで児童クラブは可能かどうか、どう思われますかという御意見は当然事前にお聞きしております。そのときに支援員さんからの御意見では、始めはこんなに広いのというふうに戸惑われましたが、ゆっくりお話をお聞きする中で、これまでの狭い部屋に比べて、この部屋であれば、子どもたちがゆっくり過ごすことができるというふうなお声も聞きましたし、支援員さんの想定の中では、部屋の半分ぐらいにカーペットを敷いて、座卓を置いて、自習とかおやつを食べるスペースにして、残りの半分で自習が済んだ子どもたちが自由に遊べるスペースが取れる。雨の日でも、わざわざ体育館に行かなくてもここでも遊べるねみたいな、いろいろイメージは持っていらっしゃって、決して支援さんからはお部屋が広過ぎるというような御意見は実際には聞いておりません。その支援員さんの御意見を踏まえて、多目的室をお借りしよう、使用しようということに決定したというところです。

矢田松夫委員 同じことを何回も言うけど、やっぱり支援員と子どもとの関係というかね、それが大体おおむね40人以下というふうになっているんですが、そういう指導もないのか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 66名の申込みがありまして、大体平均の利用率は65%ですので、おおむねがどの範囲までかということにもなりますけども、そこはおおむねについて、国のほうから、特に厳しい通知等は来ておりません。適正な支援員配置等ができて、適正な広さがあれば、その中で運用するよということ。66名の申込みであっても、特に大きな問題はないと思っております。

矢田松夫委員 この四十何人というのはどういうふうに計算するのか。将来の

出合地区の児童クラブの関係は。

大井淳一郎分科会長 パブリックコメントに掛けているその推移ですね。1年生から6年生まで受け入れた場合の出合の数値。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 子ども子育て支援事業計画の5年間の見込み量ですが、これはこれまでの実績と保護者のニーズ調査、今後の児童数の伸びの予測、推移などを勘案して、委託事業者で設定した数字です。一応見込みでは、出合児童クラブの量の見込みは減っていくという推移ですが、これはあくまで見込みですし、5年後には人数が減るから、今多目的室を使わないのか、エアコンを整備しないのかということになれば、たちまち令和2年4月1日はどこで児童クラブをするのかという話になりますし、今の部屋のままということになると、待機児童を出さざるを得ないということになりますので、現状としましては、検討した中で多目的室での運用方法しか、今のところ方策はないということもありますし、是非ともエアコン整備をして、令和2年度はあの部屋で児童クラブを実施したいと考えております。

矢田松夫委員 川崎課長は大部屋に行くことによるメリットばかり言う。私は大部屋に行くことによるデメリットばかり言う。その違いなんですよ。ただ、計画行政やからね。今みたいな資料を出されて、たまたまというような言葉じゃやっぱりおかしいね。たまたまこうなるよとじゃなくて、やっぱり計画行政なら、この先どういうふうになっていくかというのをしっかりした数字を持ってもらって、事業の運営するのが本来の考えじゃないんですかね。

古川副市長 矢田委員から、るる御指摘をいただきました。私どもも、この事業につきましては、とにかく待機児童を出さないというのが市長の基本的な考え方です。矢田委員が言われるのが理想だとは思いますが。子どもにとって学校に一番近いところに教室を設けるのが、一番子ども中心に考えた中での選択であり、学校の最大限の協力を得る中で、多目的室の使用ということになったところです。支援員さんとよく協議する中で、子どもたちが一番良いような状況に持っていくというのが、これからの一番の課題だろうと思います。66人で、65%で40人から45人ぐらいの児童が毎日来られる。その子たちが一番良いような形で、子ども

ファーストでやっていきたいと思います。現在考えられるのはこれ以外にないという、緊急避難といったら言葉が悪いんですけど、今後の出合地区の人数を見越した中で、今、取り得る最良の手法だということで御理解いただきたいと思います。それと、先ほど吉永委員がおっしゃられました、今の予算の範囲内で児童クラブとしての機能を高める工事はしていけるだけしていきたいと思います。これは学校の教室の機能を高めるための予算ではありませんので、その辺は御理解いただきたいと思うんですけど、児童クラブとしての機能を高められることには、この予算を使っていきたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

矢田松夫委員 現在のところは、大部屋にすることによる、それに賄えられる支援ができるほどの支援員の人数は分からない。それから工事内容も分からない、具体的なね。大型の空調設備を付けるということだけ。しかし、工事内容は分からないということですね。支援員の数も分からないということの確認です。それから話は少し飛びますが、出合保育所が令和4年になくなりますよね。そこを児童クラブということの選択肢はなかったんですか。その後の跡地をどうするか、建屋をどうするかと言えば、検討ですつときていますが、そういうこともなかったのか。取りあえず2年間我慢して、どこかの空き部屋でやって、そして2年後には大きい部屋を使うということとはなかったのか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 保育所の跡地利用につきましては全庁的な協議を進めている最中です。まだ方針は出ておりません。

大井淳一郎分科会長 ちなみに、矢田委員が言われた出合保育園の距離ですね。大体学校と児童クラブというのは近接しているところが多いんですが、昨日視察したら、結構離れていましたね。

別府子育て支援課課長補佐 坂を下って、前の細い道を通って、坂を登っていくような感じになります。子どもの足でしたら5分、10分はかかるかなと思います。

大井淳一郎分科会長 矢田委員が今500メートルぐらいじゃないかと。実際現場をよく知っておられるから。今のは矢田さんの案なので、それも含

めたことは考えられないかという質問だったので。そのほか。

河崎平男委員 この多目的室、学校の教育活動として利用するんですよね、これからも。そういった中で、児童クラブが使う不都合は生じないんですか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 そこは学校ともよく協議をしております。あくまで児童クラブを優先といいますか、放課後から6時まで、それと長期休暇は児童クラブに使わせていただくということで、学校が特別授業等で使うのはあくまで児童クラブがない時間ということで、了解をいただいておりますし、学校としてもこれまでの児童クラブ室を逆に学校側がお使いいただけるということもあって、なるべく多目的室の利用は必要なものだけに絞りたいというふうなお話を聞いておりますので、月に数回程度を想定していらっしゃるというふうに聞いております。

吉永美子委員 先ほど副市長から言われたところで、予算の範囲内と言われました。これはあくまでも当然ながら、児童クラブのために多目的室を、要は整備するわけですから、そういう意味で電灯というのは、見させていただいて、子どもたちが児童クラブで書いたりとかするとき、ちょっと暗いからというところで申し上げたつもりで、要は普段学校で使うという意味ではなかったわけですが、それで予算の範囲内と言われたところがあって、児童クラブの整備について、要は増額もやむなしということを考えていただいているかと聞いたつもりだったので、範囲内と言われると、300万を超えたときには、そこは無理だよというふうにと取ってしまっているんですが、いかがですか。

古川副市長 補助対象であれば検討の余地があるということです。国庫が3分の1、県が3分の1という補助対象事業ですので、補助対象外のものについては国が認めてないということで、単市の持ち出しはできないと思います。補助対象は児童クラブの機能を高めるために、これは付けてもいいですよというのが補助対象ですので、補助対象に電灯が入っているということでしたら、その辺は考慮することはできると思いますが、補助対象に入っていないものまではできませんよということです。

吉永美子委員 先ほどの次長の話では電灯も範囲以内になると思いますと言われたから、それだったら増額してでも、していただけたらいいですねと

申し上げたので、その辺は精査をお願いします。

大井淳一郎分科会長 もう1点、現地視察に行ってみて分かったことが、テレビ台が教室に八つぐらいあるのかな。ジャンプしたら届くぐらいの距離なので、児童クラブの機能を高めるといふよりか、機能を妨げるものを除去する意味で、補助の対象になるのであれば、加えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

古川副市長 子どもの危険回避についてはちゃんと対応させていただきます。

矢田松夫委員 入札方法はどうかされるのか。契約の方法は。随契でやるの、それとも競争。競争であれば、是非地元の企業もお願いします。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 入札を予定しております。監理室等と適正な対応をしたいと思っております。

大井淳一郎分科会長 市内、市外ということが出ましたが、ちょっとこちらで決められることではないかもしれないけど。

古川副市長 監理室が入札の基準を持っておりますので、それにのっとって行わせていただきます。

大井淳一郎分科会長 要望としては、市内にやっていただきたいということで、酌んでいただければと思います。そのほか。

松尾数則委員 いろんな意見があった。私に言わせてもらおうと、私は1年から6年まで一緒にしたほうが、教育面については、僕はいいんじゃないかという気がしています。いろんな面でね。放課後子ども教室というのがあって、厚狭の体育館でやっているんだけど、これも大変なんですよ、やっぱり支援員が。数がいっぱいいると支援員さんは大変だと思うから、その辺の支援員さんのことなんか、やっぱりしっかり考えてもらいたいなという気がします。（発言する者あり）違うんだから、支援員さんが絶対大変だと思うんです、一緒にやると。1年から6年からやると大変だと思うんで、だから支援員さんのことはしっかり考えていかなきゃいけませんよという話。（発言する者あり）いや、いや、僕がやってから

ひどい目に遭ったので、正直言って。その辺のことが分かるような、いろんな資格を持っているとか、そういう才能持っている人じゃないとまずいんじゃないかなという気がしている。俺だったら駄目だったから。

大井淳一郎分科会長 資格は持ってない方もいらっしゃるけど。どちらにしても支援員の方の意見を聞いて運用して、できる限りのことはしていただけるということです。

杉本保喜委員 私、ずっと話を聞いていて感じたのは、学校側ですよ。視聴覚教室としてあそこを使っていたんだろと思うけれど、テレビの台をそのままにして、あそこ集会の場所に使っているというのは合点がいかないんですよ。つまり安全性というのを学校側はどこまで考えて、あの部屋を使ってきているのか。そういうことを考えたときに、やはり、これのために予算措置をする中で、もっと学校側で、それに対する相手に貸す思いがあれば、ああいうテレビの台なんていうのは撤去して当然だと私は思うんですけど、その辺りは交渉してもいいんじゃないですかね。（「さっき大井さんが言った」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎分科会長 杉本委員が言うのは、そもそも学校側がそういうのはどうかという問題提起したということですよ。（「そうそう」と呼ぶ者あり）これまではそうだったけれども、児童クラブの整備の中で障壁になるものは対処するという副市長も答弁もありました。

杉本保喜委員 それは分かるよ。だけど、それは本来学校側がやるべきじゃないのかと私は言いたい。

大井淳一郎分科会長 そういう意味ね。どっちにしてもこれについては担当が違うので。

古川副市長 学校がやる、こちらがやるというセクト主義には立たず、子どもの安全を考えればいいと考えております。

大井淳一郎分科会長 広い意味では市の財源、学校施設整備交付金を使うかどうかの違いですからね。

矢田松夫委員 杉本さん、いろいろな意見あったというけど、私が言ったのは、さっきから言うように、大部屋にすることによるメリットとデメリットの違いをお互いに言っただけですので、いろんな意見じゃない。私は大部屋でもいいんですよ。それは全然否定しないけど、ただ大部屋にすることによるデメリットをずっと言い続けてきただけ。例えば、6年生までにすることもメリットがある。逆にデメリットもあるんです、6年生までにすることに。なぜかと言ったら、支援員の目が行き届かないし、いじめの問題もあるし、私も聞いているんですよ。6年生が1年生をいじめる。逆に仲良くする場合もあるし。メリット、デメリットを出しながら、どうすれば一番いいのかということであれば、やっぱり、今回の妥当性が出てくると思います。ただ、その違いを言っただけです。分かりますか。

大井淳一郎分科会長 どっちにしても、矢田委員が言われるように、教室の3倍の広さのスペースをフル活用することが本当に必要なのかということも考えて、実際に運用してみて、この広さを全部使うと目が行き届かなくなるとかということがあれば、何らかのいろんな知恵を出し合って、支援員さんと協議していただくということによろしいですね。これについては以上で質疑はいいですね。それでは以上をもって分科会を閉会します。

午後5時45分 散会

令和2年3月13日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 大井 淳一郎